

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

平成 28 年度 No.1 / 2016.4.15 幹事会 (第 1 回)

新着情報

【政策トレンド】			P1
【社会保障・財政】	➤ 一億総活躍国民会議（第 6 回）：プラン策定に向けて	2016.3.25	P9
	➤ 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム：工程表等	2016.3.24	〃
	➤ 「平成 28 年度税制改正の大綱」：閣議決定	2015.12.24	〃
【経済・成長政策】	➤ 経済財政諮問会議（平成 28 年第 5 回）：骨太の方針に向けて	2016.4.4	P30
	➤ 産業競争力会議（第 25 回）：成長戦略の進化等	2016.1.25	〃
	➤ 経済財政諮問会議「経済・財政アクション・プログラム」：とりまとめ	2015.12.24	P31
	➤ 「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」	2015.11.24	P33
【規制改革】	➤ 規制改革会議（第 59 回）：地方版規制改革会議等	2016.3.9	P46
【地方分権】	➤ 地方分権改革有識者会議（第 24 回）：平成 28 年度の提案募集	2016.3.16	P51
	➤ 第 6 次地方分権一括法案：閣議決定	2016.3.11	〃
	➤ 国家戦略特別区諮問会議（第 20 回）：規制改革事項の追加	2016.3.2	〃
	➤ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」：閣議決定	2015.12.24	〃
【社会福祉法人等】	➤ 成年後見制度の利用促進法：衆議院可決・成立	2016.4.8	P56
	➤ 社会福祉法等の改正：衆議院可決・成立	2016.3.31	〃
【高齢者】	➤ 社会保障審議会介護給付費分科会（第 128 回）：平成 27 年調査結果等	2016.3.30	P68
	➤ 社会保障審議会介護保険部会（第 56 回）：在宅医療・介護の連携等	2016.3.25	P69
	➤ 療養病床の在り方等に関する検討会：新たな選択肢の整理案とりまとめ	2016.1.28	P70
【障害者】	➤ これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会	2016.3.29	P80
	➤ 障害者総合支援法等の改正法案：閣議決定	2016.3.1	〃
【子ども・家庭】	➤ 子ども・子育て支援法の改正：参議院可決・成立	2016.3.31	P94
	➤ 児童福祉法等の改正法案：閣議決定	2016.3.29	〃
	➤ 社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 4 回）：保護者支援等	2016.3.29	P95
	➤ 待機児童解消に向けて緊急に対応する施策	2016.3.28	P96
	➤ 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会：報告（提言）	2016.3.10	P97
	➤ 「保育所における第三者評価の実施について」：通知発出	2016.3.1	〃
【生活困窮】	➤ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（28 年 1 月）	2016.3.7	P126
【予算】	➤ 平成 28 年度予算：参議院可決・成立	2016.3.29	P134
【人材確保】	➤ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会：とりまとめ	2016.3.30	P143
	➤ 介護のシゴト魅力向上懇談会（第 3 回）	2016.3.17	〃
	➤ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会：とりまとめ	2016.3.7	〃

目 次

〔政策トレンド〕	P 1
----------	-----

〔分類・事項〕

1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】	P 9
2. 経済・成長政策	【経済政策】	P 30
3. 規制改革・行財政・特区	【規制改革】	P 46
4. 地方分権改革	【地方分権】	P 51
5. 社会福祉法人等	【社会福祉法人等】	P 56
6. 高齢者	【高齢者】	P 68
7. 障害者	【障害者】	P 80
8. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】	P 94
9. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】	P 126
10. 予算	【予算】	P 134
11. 人材確保	【人材】	P 143
12. 災害対策	【災害対策】	P 153
13. その他	【その他】	P 155

政策委員会要望書	要望書
----------	-----

【社会保障・財政・税制】

◆一億総活躍国民会議(第6回):プラン策定に向けて

3月25日:一億総活躍国民会議は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配の好循環の形成に向けて-」(平成27年11月26日、以下「緊急対策」)にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」の策定に向けた議論を進めている。平成28年春頃のとりまとめに向けて、基本的な考え方などを整理する予定としている。

緊急対策では、これまでのアベノミクスの取組(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)により、「日本経済はデフレ脱却までもう一息のところまできている」との認識のもと、これまでのアベノミクス「三本の矢」を束ねて一層強化した新たな第一の矢(GDP600兆円を的とする「希望を生み出す強い経済」)を放ち、賃上げを通じた消費の拡大、生産性革命による民間投資の拡大等に取り組む必要があるとしている。

そのうえで、新・第二の矢:「希望出生率1.8」を的とする「夢をつむぐ子育て支援」、新第三の矢:「介護離職者ゼロ」を的とする「安心につながる社会保障」、とあわせた新・三本の矢の好循環を確かなものとし、長く継続することにより、50年後に人口1億人を維持することを目指している。(P9)

⇒「希望出生率1.8」に直結する緊急対策として「出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実」等が掲げられるとともに、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策が盛り込まれている。施策の具体化に向けた課題を整理し、今後の社会福祉法人の取組を具体化する必要がある。

◆新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム:工程表等

3月24日:「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月)にもとづき、平成30年度までの年度毎の取組や長期的な検討事項等を整理した「工程表(案)」について協議した。

工程表では、包括的な相談支援体制の構築、サービスを効果的に提供するための生産性の向上、新たなシステムを担う人材の育成・確保などの各分野について、取組事項と年度ごとの具体的な事業等の実施について整理されている。

また、高齢者、障害者(児)、児童などの福祉サービスを総合的に提供する上での規制等について、現行制度での運用上の対応等を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン(案)」(以下、ガイドライン案)について議論した。これらの内容については、今後通知が発出される予定である。(P9)

⇒平成28年4月以降、総合的な福祉サービスの提供に向けて、各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じて報酬改定も視野に入れながら、平成30年度までにかけて検討する予定とされている。施策の具体化に向けた課題を整理し、モデル事業の取組を検討する必要がある。

◆「平成28年度税制改正の大綱」:閣議決定

12月24日:政府は、「平成28年度税制改正の大綱」を閣議決定した。社会福祉法人等の公益法人への個人寄付に係る税額控除について、小規模な法人への配慮等の観点から、税額控除の対象となるために必要な寄付者数の要件を事業規模に応じて緩和することなどが盛り込まれている。

閣議決定された大綱には、公益法人等課税について明記はされなかったが、与党「平成28年度税制

改正大綱」(12月16日 決定)においては、「非収益事業について民間競合が生じているのではないかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う」とされた。(P9)

⇒公益法人等課税については、与党・税制改正大綱において「課税のあり方について引き続き検討を行う」とされている。平成29年度以降の法人税引下げにともなう代替財源の確保と公益法人課税の検討を把握する必要がある。

【経済・成長政策】

◆経済財政諮問会議(平成28年第5回):骨太の方針に向けて

4月4日:600兆円経済の実現のための平成28年の「骨太方針」に向けた議論とともに、経済・財政一体改革について協議した。有識者議員提出資料「骨太方針に向けて～600兆円経済の実現～」では、「成長と分配の好循環」の実現に向けた基本方針として、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進めるべきとの考え方が示されている。

また、当面の政策運営と骨太方針に向けて、成立した28年度予算を可能なものから前倒し実施し早期執行を着実に推進し、27年度補正予算の早期執行と併せ、景気回復の流れが腰折れしないように対処すべきとしている。

アベノミクスの成果を活用し、希望出生率を実現する環境整備、就業希望約920万人の就労実現、人的投資の拡充等を抜本的に進めるため、「子ども・子育て支援の質・量の早期充実、子どもの貧困対策等」などの具体的な施策の必要性が示されている。(P30)

⇒成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築において、「社会保障について、負担(税・社会保険料)、分配の双方の観点から、横串でその構造や決定プロセス等を検証する」とことと「歳出改革の成果を地域の子育て支援等の支出拡大に還元する仕組みを構築し、併せて、歳出改革へのインセンティブを強化する」ことが方向性として示されており、社会保障・社会福祉関連の事項について、議論の推移を把握・検証する必要がある。

◆経済財政諮問会議「経済・財政アクション・プログラム」:とりまとめ

12月24日:「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するための改革の工程表等について、経済財政諮問会議は、経済・財政一体改革推進委員会での議論をもとに、「経済・財政再生アクション・プログラム-“見える化”と“ワイズ・スペンディング”による「工夫の改革」-」としてとりまとめた。

社会保障分野は、①医療・介護等の給付の実態の徹底的な「見える化」を進めた上で、インプット及び地域差を分析し、その是正等に向けた取組を推進すること、②負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化について、実施検討時期や改革の方向性等を明確化すること、等が掲げられている。(P31)

⇒アクション・プランにおいては、主要な歳出改革80項目のすべてについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化することなどが明記されている。社会保障関連の改革事項について、議論の推移を把握・検証する必要がある。

◆「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」

11月24日：経済財政諮問会議は、GDP600兆円の実現等に向けて、「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対応策」をとりまとめた。

具体的施策(第2章)では、「1 投資促進、生産性革命の実現」の一環として、「法人税改革については、28年度の税率引下げ幅を確実に上乗せし、税率を早期に20%台に引き下げる道筋をつける。また、企業の持続的な設備投資拡大、賃金引上げ等を後押しする」と明記している。

その他、具体的施策としては、賃金・最低賃金引上げを通じた消費の喚起、女性・若者・高齢者等の活躍促進、ローカル・アベノミクスの推進を通じた地域の付加価値創造力の強化、経済の好循環を確かなものとするための取組、が掲げられている。(P33)

⇒具体的な施策として、①雇用確保が難しくなっている介護分野について、人材育成を推進するため、介護福祉士を目指す就学者や潜在介護福祉士等への支援の拡充、②介護人材の機能分化を進めるとともに、専門人材供給の質的・量的拡大に向けて、試験回数の増加に向けた検討を含め、養成カリキュラムや公的資格試験の見直しを進めること、等が盛り込まれており、施策の具体化に向けた検討内容を把握・検証する必要がある。

【規制改革】

◆規制改革会議(第59回)：地方版規制改革会議等

3月9日：地方における規制改革や地方版規制改革会議等について議論した。

なお、第58回会議(2月10日)では、重点的フォローアップについて協議した。規制改革実施計画(平成25年6月14日、平成26年6月24日及び平成27年6月30日の閣議決定)において、内閣府は、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告し公表することとされている。これら3つの実施計画の平成27年度末時点のフォローアップについて実施要領を確認した。(P46)

⇒平成28年5月までに所管省庁からの回答をもとにワーキング・グループ等で精査し、その後、調査結果のとりまとめと規制改革会議への報告等が予定されている。健康・医療分野の重点的フォローアップ項目として、「新たな保険外併用の仕組みの創設」、「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコルフットィングの確立」が掲げられており、議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【地方分権】

◆「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015 改訂版」：閣議決定

12月24日：政府は、まち・ひと・しごと創生法にもとづき「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)を定めているが、この総合戦略の変更について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015 改訂版」として閣議決定した。

2015年度中には地方公共団体における「地方版総合戦略」が策定され、地方創生は、2016年度から具体的な事業を本格的に推進する段階に入ること、また、一億総括社会の実現とTPPを踏まえた対応を進めるために改訂されたものである。

「名目 GDP600兆円」の実現に向けて、ローカル・アベノミクスの更なる推進を図るとともに、コンパクトシティや「小さな拠点」の形成により地域の稼ぐ力を高めること、また「希望出生率1.8」の実現に向けて、少子化対策における地域アプローチを進め地域ごとの働き方改革を行うとしている。(P51)

⇒「介護離職ゼロ」の実現に向けて、「生涯現役社会」の構築に資する「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想を制度化することにより、高齢者が地域で元気に活躍できるようにし、地方創生を「一億総活躍社会」の実現に向けた取組と相互に連動させながら進めていくことなどが盛り込まれており、議論の推移と制度の具体化に関する影響と問題点を検証する必要がある。

【社会福祉法人等】

◆社会福祉法等改正法：衆議院可決・成立

3月31日：「社会福祉法等の一部を改正する法律案」（平成27年4月3日・閣議決定）については、昨年の第189回通常国会の閉会にともない、審議未了で継続審査とされていたが、開会中の第190回通常国会において審議され可決・成立した。衆議院での可決に先立つ参議院での可決（平成28年3月23日）にあたり、参議院厚生労働委員会で附帯決議（3月17日）がなされている。

なお、3月31日付で「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（社援発 0331 第40号、厚生労働省 社会・援護局長通知）及び、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」（社援発 0331 第41号、厚生労働省 社会・援護局長通知）が発出されている。（P56）

⇒改正法は3月31日に公布され、一部が4月1日から施行される。今後、法律にもとづく政省令等の整備とともに、社会保障審議会福祉部会において制度の詳細に関する検討が行われる予定である。社会福祉法人制度改革への対応及び、改正法の具体的な内容及び取組の課題等について、全社協関係組織からの意見・要望と具体的な提案をしていく必要がある。

【高齢者】

◆社会保障審議会介護給付費分科会（第128回）：平成27年度調査結果等

3月30日：平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）の結果の報告及び、「平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果」をもとに議論した。平成27年度調査は、社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会で調査・検討を進め、介護給付費分科会へ報告したものである。

平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果では、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得した施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、13,170円の増となっていることなどが示されている。（P68）

⇒介護従事者処遇状況等調査の結果を把握・分析し、介護人材の確保・育成・定着に向けた福祉施設・事業所での対応と取組をはかる必要がある。

◆社会保障審議会介護保険部会（第56回）：在宅医療・介護の連携等

2月17日：介護保険部会（第55回）において、平成30年度の介護保険制度見直しに向けた議論が再開された。介護保険制度の見直しにあたっては、これまでの制度改革等の取組をさらに進め、（1）地域包括ケアシステムの推進、（2）介護保険制度の持続可能性の確保、に取り組むことが重要であるとの考えのもと、主な検討事項にそって議論が進められる。

第56回会議（3月30日）では、在宅医療・介護の連携の連携等の推進と慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方について協議した。（P69）

⇒平成30年度の介護保険制度の見直しに関する議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆療養病床の在り方等に関する検討会：新たな選択肢の整理案とりまとめ

1月28日：療養病床の在り方等について、「療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて～サービス提供体制の新たな選択肢の整理案について～」をとりまとめ・公表した。

とりまとめでは、新たな選択肢を考えるに当たっての基本的な条件等とともに、考えられる選択肢として、「現行の介護療養病床・医療療養病床(25対1)」が提供している機能を担う選択肢として、新たな選択肢を考えるに当たって、「住まい」の機能の強化を中心とすると、①医療を内包した施設類型、②医療を外から提供する、「住まい」と医療機関の併設類型の類型が考えられる」ことなどを示している。(P70)

⇒個別の制度や法律等については、社会保障審議会医療部会、介護保険部会等において議論が行われる予定であり、今後の議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【障害者】

◆障害者総合支援法等の改正法案：閣議決定

3月1日：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

本法案は、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものである。(P80)

⇒障害者総合支援法等の改正に関する議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆社会保障審議会障害者部会(第79回)：報告書

12月14日：障害者総合支援法の施行後3年の見直し等に関する関係団体からのヒアリング及び、この間の部会での議論をもとにした「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて(案)」「報告書案」について協議した。部会での意見等を踏まえた修正等の後、報告書として公表された。

報告書では、今回の見直しの「基本的な考え方」として、障害者総合支援法の施行後3年間の施行状況を踏まえ、「1. 新たな地域生活の展開」、「2. 障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応」、「3. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」を掲げたうえで、各論点についての「現状・課題」と「今後の取組」を整理している。(P80)

⇒本報告書にもとづき、障害者総合支援法等の改正や平成30年度に予定される次期報酬改定等に向けて財源確保の取組等が進められる。障害者総合支援法等の改正とともに、報告書に掲げられた事項に対する対応や施策の見直しの具体的内容を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【子ども・家庭】

◆子ども・子育て支援法の改正：参議院可決・成立

3月31日：子ども・子育て支援法の改正法が、参議院で可決・成立した。第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、平成28年4月1日から事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るものである。具体的には、仕事・子育て両立支援事業の創設や事業主拠出金の率の引き上げ等が実施される。(P94)

⇒企業による事業所内保育事業を進めることで多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い仕事と子育てとの両立に資することを目指しており、事業の実施状況などを把握・分析する必要がある。

◆児童福祉法等の改正法案：閣議決定

3月29日：「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。本法案は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものである。(P94)

⇒社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会の報告（提言）（平成28年3月1日）などを踏まえた内容となっており、児童福祉法等の改正に関する議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第4回）：保護者支援等

12月4日：保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会が設置され、第1回会議を開催した。平成20年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化（子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等）や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月1回程度開催することとし、検討期間は概ね1年程度が予定されている。平成28年春頃を目処に中間とりまとめを行う予定である。

乳児保育と3歳未満児の保育（第2回：1月7日）、健康と安全等（第3回：2月16日）について議論を進め、3月29日の第4回では保護者支援等について協議した。(P95)

⇒平成30年度からの次期保育所保育指針の施行に向けて、平成28年度に委員会として改定のとりまとめを行う予定であり、議論の推移を把握し、意見提出する必要がある。

◆待機児童解消に向けた緊急に対応する施策

3月28日：厚生労働省は、待機児童解消までの緊急的な取組として、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」をとりまとめた。

平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、①子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化、②規制の弾力化・人材確保等、③受け皿確保のための施設整備促進、④既存事業の拡充・強化、⑤企業主導型保育事業の積極的展開、といった措置を講じるものである。(P96)

⇒新たな施策の実施とともに既存事業の拡充・強化が盛り込まれており、施策・事業の内容を具体的に把握し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆「保育所における第三者評価の実施について」：通知発出

3月1日：厚生労働省は、福祉サービス第三者評価事業における保育所版の評価基準ガイドラインの改定について「保育所における第三者評価の実施について」（雇児発第0301第3号・社援発第0301第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長通知）を発出した。

通知では、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、保育分野における第

三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、平成 31 年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指すこととされている。（P97）

⇒平成31年度末までにすべての保育事業者において第三者評価を受審することが目標とされており、保育の質の向上と保育の「見える化」をはかるため計画的な受審を進める必要がある。

【予算】

◆平成 28 年度予算：参議院可決・成立

3 月 29 日：平成 28 年度政府予算が、参議院で可決・成立した。一般会計の総額が、約 96 兆 7,200 億円となる。

平成 28 年度予算は、経済再生と財政健全化の両立する予算として、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等を進めるものである。

また、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制する内容となっている。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に掲げられた改革検討項目について、具体的な方向性や検討実施時期を明確にした「改革工程表」（経済・財政再生アクション・プログラム）に沿って改革を着実に実行するとしている。

厚生労働省の一般会計は、30 兆 3,110 億円で、平成 27 年度（29 兆 9146 億円）比で 1.3%増となっている。社会保障の充実・安定化については、消費税引上げによる平成 28 年度の増収分〔8.2 兆円〕は全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、①基礎年金国庫負担割合 2 分の 1〔3.1 兆円〕、②社会保障の充実〔1.35 兆円、うち子ども・子育て支援新制度の実施＝5,593 億円、社会的養護の充実＝345 億円〕、③消費税引上げに伴う社会保障 4 経費の増〔0.37 兆円〕、④後代への負担つけ回しの軽減〔3.4 兆円〕に向けられる。（P134）

⇒持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」（5000 億円）に沿って抑制する内容となっている。予算においては、税収及び社会保障給付の重点化及び効率化を進める方向性が示されており、予算内容と執行の把握・分析とともに、社会福祉関連予算の確保・充実に向けて提案・要望を進める必要がある。

1. 社会保障・財政・税制

＜直近の動向＞

➤ 2016.3.25 一億総活躍国民会議(第6回):プラン策定に向けて

- ▶ 一億総活躍国民会議は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配の好循環の形成に向けて-」(平成27年11月26日、以下「緊急対策」)にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」の策定に向けた議論を開始した。平成28年春頃のとりまとめに向けて、基本的な考え方などを整理する予定としている。
- ▶ 緊急対策では、第一次アベノミクス of 取組(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)により、「日本経済はデフレ脱却までもう一息のところまできている」との認識のもと、これまでのアベノミクス「三本の矢」を束ねて一層強化した新たな第一の矢(GDP600兆円を的とする「希望を生み出す強い経済」)を放ち、賃上げを通じた消費の拡大、生産性革命による民間投資の拡大等に取り組む必要があるとしている。
- ▶ また、新・第二の矢:「希望出生率1.8」を的とする「夢をつむぐ子育て支援」、新・第三の矢:「介護離職者ゼロ」を的とする「安心につながる社会保障」、とあわせた新・三本の矢の好循環を確かなものとし、長く継続することにより、50年後に人口1億人を維持することを目指している。
- ▶ 第6回会議では、プランの策定に向けて、長時間労働是正、女性の就業促進、子どもの教育問題について議論した。

➤ 2016.3.24 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム:工程表等

- ▶ 厚生労働省の検討プロジェクトチームは、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月)にもとづき、平成30年度までの年度毎の取組や長期的な検討事項等を整理した「工程表(案)」について協議した。工程表では、包括的な相談支援体制の構築、サービスを効果的に提供するための生産性の向上、新たなシステムを担う人材の育成・確保などの各分野について、取組事項と年度ごとの具体的な事業等の実施について整理されている。
- ▶ また、高齢者、障害者(児)、児童などの福祉サービスを総合的に提供する上での規制等について、現行制度での運用上の対応等を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン(案)」(以下、ガイドライン案)について議論した。これらの内容については、今後通知が発出される予定である。
- ▶ ガイドライン案では、福祉サービスの総合的な提供の意義とともに、現行制度における規制等の総合的な福祉サービスの提供の阻害要因を解消するため、各制度の人員配置基準(人員の兼務が可能な事項)や設備基準(設備の共用が可能な事項)の適切な運用等の必要性和具体的な考え方を示している。
- ▶ 平成28年4月以降、総合的な福祉サービスの提供に向けて、各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じて報酬改定も視野に入れながら、平成30年度までにかけて検討する予定である。なお、福祉施設の転用に係る補助金支給方法の見直しについては、早急に検討の上、関係省庁との調整が進められる。

➤ 2015.12.24 「平成28年度税制改正の大綱」:閣議決定

- ▶ 政府は、「平成28年度税制改正の大綱」を閣議決定した。社会福祉法人等の公益法人への個人

寄付に係る税額控除について、小規模な法人への配慮等の観点から、税額控除の対象となるために必要な寄付者数の要件を事業規模に応じて緩和することなどが盛り込まれている。

- ▶ 閣議決定された大綱には、公益法人等課税について明記はされなかったが、与党「平成 28 年度税制改正大綱」(12 月 16 日 決定)においては、「非収益事業について民間競合が生じているのではないかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う」とされた。

* 一億総活躍国民会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/>

* 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=300056>

* 平成 28 年度税制改正の大綱・閣議決定 ※財務省 HP

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/trend/sy012u.htm

* 平成 28 年度税制改正大綱

<https://www.jimin.jp/news/policy/131061.html>

＜経 過＞

✓ 一億総活躍国民会議

2015. 11. 26 一億総活躍国民会議：緊急対策

- ▶ 一億総活躍国民会議は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 - 成長と分配の好循環の形成に向けて - 」(以下、緊急対策)を決定した。

＜概要＞

I. 「ニッポン一億総活躍プラン」の取りまとめに向けた基本的考え方の整理

1. 基本的考え方

- (アベノミクスの成果と課題)
- (包摂と多様性がもたらす持続的な成長)
- (最重要課題への対応による好循環の強化)

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」に向けて検討すべき方向性

- (1) 「希望を生み出す強い経済」
- (2) 「夢をつむぐ子育て支援」
- (3) 「安心につながる社会保障」
- (4) 民間に期待される取組
- (5) 必要な政策資源の確保

II. 緊急に実施すべき対策

1. 「GDP600 兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策

■ 投資促進・生産性革命の実現

- 法人税改革については、28 年度の税率引き下げ幅を確実に上乘せし、税率を早期に 20%台に引き下げる道筋をつける。また、企業の持続的な設備投資拡大、賃金引上げ等を後押しする。

- 最低賃金・賃金引上げを通じた消費の喚起
- 女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進
- ローカルアベノミクスの推進を通じた地域の付加価値創造力の強化

2. 「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策

- 結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善
- 結婚、妊娠から子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するた
- 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進
- 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実
 - 待機児童解消を確実なものとするため、平成 29 年度末までの整備拡大量を 40 万人から 50 万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく認可保育所等の整備の前倒しを図る。【特に緊急対応】
 - 子ども・子育て支援新制度の下で、新たに小規模保育事業所の整備を支援するなど、認可保育所以外の多様な保育サービスの受け皿の整備を進める。また、近隣住民等に配慮した防音対策を支援する。【特に緊急対応】
 - 企業側の取組として、子育て支援への事業主拠出金制度の拡充により、事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進することについて、平成 28 年度予算編成過程において検討する。
 - 保育士の人材確保を図るため、資格取得に向けた支援、保育補助者の雇用による勤務環境の改善や、離職した保育士の再就業支援などを行う。また、資料作成等の事務を簡略化して保育士が専門性の高いサービスに専念できるように ICT の活用による業務の効率化を推進する。さらに、朝夕の保育士配置要件の弾力化など、多様な担い手の確保についても年内を目途に検討する。
- 子育てを家族で支え合える三世代同居・近居がしやすい環境づくり
- 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服
- 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化

3. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

- 高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保
 - 2020 年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、現行の介護保険事業計画等における約 38 万人分以上（2015 年度から 2020 年度までの増加分）の整備加速化に加え、介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約 12 万人分前倒し・上乘せし、約 50 万人分以上に拡大する。【特に緊急対応】
 - 用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用や用地確保に係る負担を軽減するための支援を充実させ、併せて施設に係る規制を緩和することにより介護施設等の整備を促進する。複数の介護サービス基盤の合築等による規模の効率性を働かせた施設整備や既存資源を有効活用するための建物の改修を支援する。【特に緊急対応】
 - 介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握するための調査手法の開発及び自治体による調査の実施により、第 7 期介護保険事業計画策定への活用を図る。【特に緊急対応】

○サービス付き高齢者向け住宅の整備を加速する。加えて、当該住宅に併設する地域拠点機能の整備も支援する。【特に緊急対応】

■求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性向上

○介護人材の確保を図るため、離職した介護職員の再就業支援、介護福祉士を目指す学生等への返還免除付き学費貸付の大幅な対象拡大、キャリアパスの整備を行う事業主に対する助成の拡充などを行う。【特に緊急対応】

○介護人材の離職防止のため、介護機器企業の育成支援などにより介護ロボットの活用を進め、介護人材の負担軽減を推進する。また、介護事業の生産性向上のため、ICT の活用や作成文書の削減・簡素化による文書量の半減など、事務負担の軽減を推進しつつ、業務プロセスの改善を図る。

■介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実

■介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備

■元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組強化

■生きがいを持って社会参加したい高齢者のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援

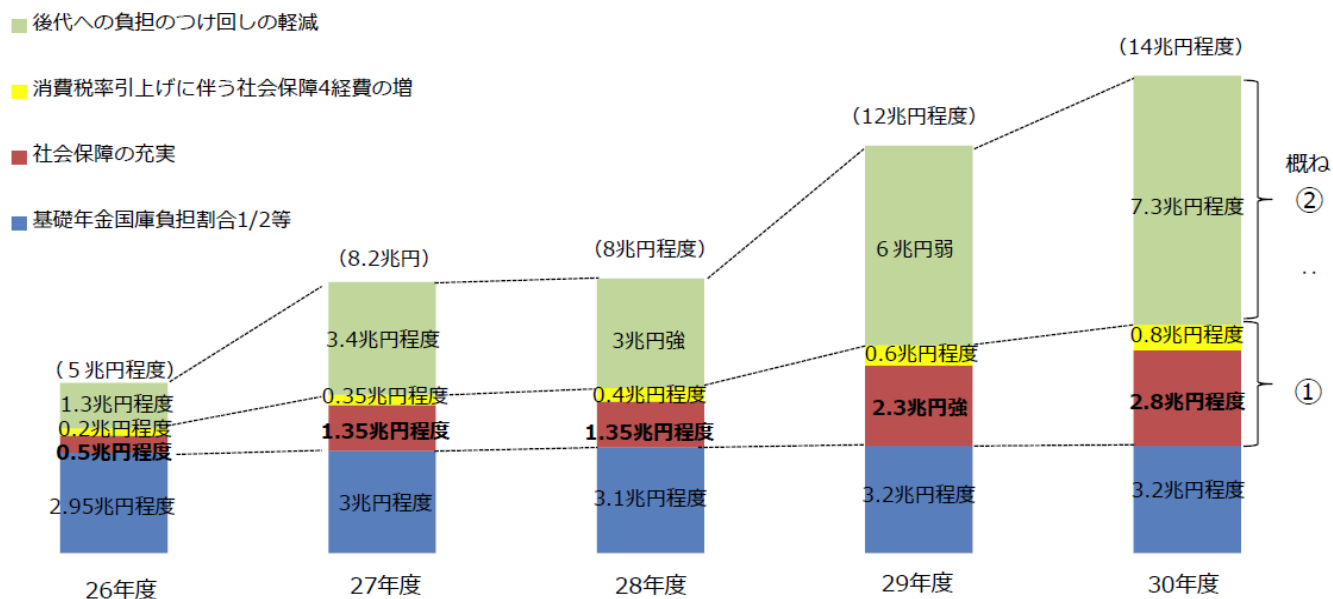
✓ 社会保障制度改革推進本部

2015. 1. 13	社会保障制度改革推進本部（第 3 回）：改革スケジュール等
▶ 「社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係るスケジュール」を了承するとともに、「医療保険制度改革骨子」を決定した。 ▶ 社会保障の充実に係るスケジュールについては、消費税率の 10%への引上げを平成 29 年 4 月から実施することを踏まえ、社会保障の充実を「基本方針」（平成 26 年 12 月 24 日閣議決定）に沿って着実に推進するとしている。 《社会保障改革：平成 27 年度の主な実施事項》 ○子ども・子育て支援新制度の施行（平成 27 年 4 月～） ・ 待機児童解消等の量的拡充や保育士の処遇改善等の質の改善を実施 ○医療介護総合確保推進法の一部施行 ・ 都道府県において、地域医療構想を策定し、医療機能の分化と連携を適切に推進（平成 27 年 4 月～） ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（平成 27 年 4 月～） ・ 低所得者への介護保険の一号保険料軽減を強化（平成 27 年 4 月より一部実施、平成 29 年 4 月より完全実施） ・ 一定以上の所得のある介護サービスの利用者について自己負担を 1 割から 2 割へ引上げ等（平成 27 年 8 月～）	

✓ 社会保障制度改革推進会議

2015. 8. 3	社会保障制度改革推進会議（第 5 回）：地域医療構想
▶ 地域医療構想の推進に向けた取組について、「医療介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会一次報告」等をもとに協議した。 ▶ 厚生労働省は、都道府県が策定する「地域医療構想」の実現に向けて、①回復期の充実（急性期か	

らの病床転換)、②医療従事者の需給見通し、養成数の検討、③慢性期の医療ニーズに対応する医療・介護サービスの確保、を図ることが必要であることを示した。 ▶ ③では、「地域医療介護総合確保基金」を有効的に活用して、在宅医療・介護施設等を着実に整備することが示され、特に、平成 30 年度から始まる第 7 次医療計画及び第 7 期介護保険事業計画には、必要なサービス見込み量を記載し、計画的・整合的に確保するとしている。	
2015. 6. 15	医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会：第 1 次報告
▶ 社会保障制度改革推進本部の専門調査会は、医療機能別病床数の推計及び地域医療構想の策定にあたっての第 1 次報告をとりまとめた。 調査会は、国民会議報告書や経済財政諮問会議における議論などを踏まえ、医療・介護情報の活用方策等の調査・検討を行うために、社会保障制度改革推進本部の下に設置され、客観的なデータに基づく医療機能別病床数の将来推計等について検討を進めてきた。 ▶ 医療機能別病床数の将来推計は、都道府県が地域医療構想を策定する際に必要量を算出するために用いられるものであり、都道府県は、今回の検討成果やガイドライン等を踏まえて、主体的かつ責任をもって地域医療構想を策定することが必要であるとされる。 ▶ 医療機能別病床数の将来推計では、病床の機能分化・連携の推進や療養病床の入院受療率の地域差の縮小等により、2025 年の必要病床数の合計は、115～119 万床程度となるとし、近年、減少傾向となっている病床数の動向とも整合的であると整理している。2013 年の病床数は、一般病床と療養病床の合計で 134.7 万床であり、機能分化等をしないまま高齢化を織り込んだ場合は 152 万床程度必要となるが、2025 年の必要病床数（目指すべき姿）として、115～119 万床程度を目指すものである。 ▶ また、地域で治し、支える「地域完結型」医療への転換を図る中で、介護施設や高齢者住宅、さらには外来医療を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークでの対応が追加的に必要となると想定される患者は、10 年後の 2025 年の段階で、29.7～33.7 万人程度になると推計している。 ▶ なお、精神科医療については、精神科医療の質を良質かつ適切なものとするために、機能分化を進め、精神障害者の地域移行をより一層進めるという方向性と整合的な形で検討することが重要としている。	
2015. 4. 10	社会保障制度改革推進会議（第 4 回）
▶ 社会保障制度改革のスケジュールと医療保険制度改革のほか、当面の検討課題について議論した。 《主な内容》 ◎消費税増収分の使途について ・ 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、税制抜本改革法に沿って消費税率 10%まで引き上げられた場合に消費税率 1 %分相当を社会保障の充実に向けるという社会保障・税一体改革の議論の前提とされてきた最終的な姿と、増収分をまず基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への引上げに充て、残余を社会保障の充実と安定化に向けるという考え方に則った場合、平成 30 年（2018 年）度における「社会保障の充実及び消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増」と「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率は概ね 1 : 2 となる。 ・ 平成 30 年度までの間も同様の考え方に則り、消費税増収分を社会保障の充実と安定化に向ける。	



(注1) 金額は公費ベース(国・地方の合計額)。なお、上記の金額は現時点における案であり、実際の金額は各年度の消費税率の動向等を踏まえて検討することになる。
 (注2) 消費税増収分については、消費税率1%当たりの税収を28年度については2.7兆円、29年度及び30年度については2.8兆円とそれぞれ仮定し機械的に試算。

2

◎当面の検討課題(案)

(社会保障制度改革国民会議報告書やこれまでの議論などを踏まえ、制度横断的な観点から整理したもの)

1. 人口の「高齢化」に対応する社会保障

(検討の視点)

- ・ 社会保障における高齢者の概念の再整理 (cf. 「年齢別」⇒「負担能力別」)
- ・ 年齢にかかわらず、働くことができる経済社会システムづくり
- ・ 地域の「互助」や支援ネットワークなど、高齢者が安心して生活できる環境整備 (cf. 地域づくり・まちづくり)
- ・ 複数の疾患を抱える高齢者が身近な医師を受診することを促す体制の構築
- ・ 高齢期の就労と年金受給の在り方 等

2. 「経済・財政」と両立する社会保障

(検討の視点)

- ・ 給付と負担のあり方(給付と負担のバランス、給付の効率化・適正化、負担の公平化、費用対効果等)
- ・ 経済・財政の展望と社会保障の持続性確保
- ・ 医療・介護従事者の確保、医療・介護の質の評価や技術革新
- ・ 国・地方・企業等それぞれの役割と機能のあり方 等

3. 「地域に相応しいサービス提供体制の構築」や「地域づくり・まちづくり」に資する社会保障

(検討の視点)

- ・ 病床機能の分化・連携や地域包括ケアシステムと地域づくり・まちづくり
- ・ 福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みとハード面、ソフト面におけるまちづくり等

4. 「女性や高齢者の活躍」や「様々な働き方」と調和する社会保障

(検討の視点)

- ・ 被用者保険の適用拡大等、様々な働き方と調和した制度の構築
- ・ 働き方を問わず子育てができる環境の整備
- ・ 少子化対策に係る財源確保と取組強化
- ・ 人生の各ステージで女性が活躍できる社会づくり・環境整備 等

5. きめ細やかな「セーフティネット機能」を発揮する社会保障

(検討の視点)

- ・ 低所得者をより適切に把握する仕組み (cf. 年金課税の取扱い)
- ・ 資産を含め負担能力に応じて負担する仕組み (cf. 番号制度の活用) 等

6. その他「制度横断的」な課題

(検討の視点)

- ・ 医療と介護の連携（提供者間のネットワーク化、給付と負担の整合）
- ・ 介護保険と障害者支援、医療保険と生活保護、年金と生活保護等、隣接した制度間の見直し
- ・ 社会保障教育 等

✓ 社会保障審議会

2015. 1. 29 社会保障審議会（第 27 回）：改革スケジュール等

- ▶ 任期満了にともなう会長選出等とともに、社会保障制度改革のスケジュール、平成 27 年度の社会保障の充実・安定化等について審議した。
- ▶ 会長については、西村周三委員が再任され、会長代理には山崎泰彦委員が再任された。

✓ 「保健医療 2035」

2015. 9. 24 保健医療 2035 推進本部（第 2 回）：工程表

- ▶ 厚生労働省は、「保健医療 2035」で提言された施策について、「保健医療 2035 実行プラン」として施策単位ごとの整理した工程表を示した。工程表では、①提言に沿って直ちに実施に着手するもの、②実行のため具体的な検討を進めるもの、③直ちに実施することは難しいが検討を深めるものに分類・整理し、施策の実施や具体化に向けた検討スケジュールが示されている。

《主な事項》

○10 他の専門職との連携・調整に優れたマネジメント能力をもった専門人材を育成する。

平成 28 年度	・ 在宅医療・訪問看護での多職種連携上の調整能力等に優れた人材を育成するハイレベル人材養成事業を実施 ・ 地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修等を都道府県において実施（地域医療介護総合確保基金において概算要求）
平成 29 年度	・ 事業の成果や課題を検証し、事業内容の拡充、新たな事業展開等について検討
平成 30 年度	・ 29 年度検討を踏まえ、事業の拡充等を行うための概算要求
平成 28 年度	・ 介護人材の機能分化を進めるため、平成 27 年度より実態調査・分析を実施し、平成 28 年度に一定の方向性をとりまとめる。また、中核人材としての介護福祉士のマネジメント能力、他職種との連携能力の向上のための研修カリキュラムを開発する。
平成 29 年度	・ 介護福祉士のマネジメント能力等の向上のための研修カリキュラムの普及を図る。また、介護人材の機能分化の方向性も踏まえ、福祉全般にわたる一定の基本的な知見を修得するための研修の内容等について具体的に検討する。
平成 30 年度	・ 平成 29 年度における検討を踏まえ、研修の創設等を実施する。
長期的な検討事項	・ 医療介護総合確保推進法の施行を適切に進め、実施状況をふまえて、効果的な人材育成の在り方について検討を行う

○11 総合的な資格創設（医療・看護・介護・リハビリを含めた対応が可能な職種）を検討する。

平成 28 年度	・ 医療・看護・介護・リハビリの関係者のニーズを考慮しながら、総合的な資格創設の在り方、必要性等を検討する。
平成 29 年度	・ 前年度の検討を踏まえ、必要な対応を行う。
平成 30 年度	・ 前年度までの状況を踏まえ、必要な対応を行う。
平成 28 年度	・ 介護人材の機能分化を進めるため、平成 27 年度より実態調査・分析を実施し、平成 28 年度に一定の方向性をとりまとめる。
平成 29 年度	・ 介護人材の機能分化の方向性も踏まえ、福祉全般にわたる一定の基本的な知見を修得するための研修の内容等について具体的に検討する。
平成 30 年度	・ 平成 29 年度における検討を踏まえ、研修の創設等を実施する。

長期的な 検討事項	・ チーム医療を推進しつつ、医療・看護・介護・リハビリの各分野の医療関係職種のニーズを引き続き検討していく。
--------------	--

○19 介護保険の地域格差を縮小させるための仕組みを導入する。

平成 28 年度	・ 平成 28 年度概算要求において、介護給付の適正化を推進するため、保険者支援の観点から、都道府県による保険者へのアドバイザー等の派遣や介護事業所の経営者等に対する研修会の開催、自立支援に資する適切なケアマネジメントを推進するためのモデル事業の実施に要する費用を要求・制度改正が必要な取組については、次期制度改正に向けた議論の中で検討
平成 29 年度	↓
平成 30 年度	↓

○23 地域包括ケアシステムと新たなまちづくりの融合や司令塔となるプラットフォームを構築する

平成 28 年度	・ 市町村が中心となって推進する地域包括ケアシステムの構築を支援するため、必要な施策を推進。 ・ 「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討」プロジェクトチームを発足。地域の実情に応じた包括的な相談支援システムを構築するためのモデル的な事業等を検討。
平成 29 年度	・ モデル的な事業の実施状況等を踏まえ、地域の実情に応じた包括的な相談支援システムの構築に向け更に検討。
平成 30 年度	・ 前年度の検討を踏まえ、必要な対応を行う。

○29 行政、医療機関、介護施設、NPO が協働・連携し、必要な保健医療と介護サービスを、地域において切れ目なく、統合的に提供できる体制を構築する

平成 28 年度	・ 在宅医療・介護連携推進事業の支援事業を実施
平成 29 年度	・ 在宅医療・介護連携推進事業の支援事業を実施 (実施市町村の拡大)
平成 30 年度	・ 在宅医療・介護連携推進事業の支援事業を実施

(全市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施)

○51 高齢者の就労や社会参加を促進し、年齢にとらわれず高齢者が生きがいをもって暮らせる社会を目指す

平成 28 年度	・ 生活支援コーディネーターや協議体の設置等により、生活支援等の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を図る。また、企業退職高齢者などが活躍できるよう、有償ボランティア活動などの立ち上げを行う。
平成 29 年度	↓
平成 30 年度	↓

○110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う

平成 28 年度	・ 在宅医療・訪問看護での多職種連携上の調整能力等に優れた人材を育成するハイレベル人材養成事業を実施
平成 29 年度	・ 事業の成果や課題を検証し、事業内容の拡充、新たな事業展開等について検討
平成 30 年度	・ 29 年度検討を踏まえ、事業の拡充等を行うための概算要求
長期的な 検討事項	・ 医療介護総合確保推進法の施行を適切に進め、実施状況をふまえつつ、効果的な人材育成の在り方について検討を行う
平成 28 年度	・ 介護人材の機能分化を進めるため、平成 27 年度より実態調査・分析を実施し、平成 28 年度に一定の方向性をとりまとめる。また、中核人材としての介護福祉士のマネジメント能力、他職種との連携能力の向上のための研修カリキュラムを開発する。
平成 29 年度	・ 介護福祉士のマネジメント能力等の向上のための研修カリキュラムの普及を図る。また、介護人材の機能分化の方向性も踏まえ、福祉全般にわたる一定の基本的な知見を修得するための研修の内容等について具体的に検討する。
平成 30 年度	・ 平成 29 年度における検討を踏まえ、研修の創設等を実施する。

○111 医療や福祉の資格の共通基盤（養成課程等）を整備する。

平成 28 年度	・ 医療や福祉の資格に関係する省内の関係部局や文部科学省と、資格の共通基盤について、現状把握や今後の対応について協議を進める。
平成 29 年度	・ 前年度の検討を踏まえ、必要な対応を行う。
平成 30 年度	・ 前年度までの状況を踏まえ、必要な対応を行う。
長期的な 検討事項	・ 資格の共通基盤（養成課程等）について、継続的に改善すべきところがないか検討していく。
平成 28 年度	・ 介護人材の機能分化を進めるため、平成 27 年度より実態調査・分析を実施し、平成 28 年度に一定の方向性をとりまとめる。
平成 29 年度	・ 介護人材の機能分化の方向性も踏まえ、福祉全般にわたる一定の基本的な知見を修得するための研修の内容等について具体的に検討する。
平成 30 年度	・ 平成 29 年度における検討を踏まえ、研修の創設等を実施する。

2015. 8. 6	保健医療 2035 推進本部（第 1 回）：施策の進め方
▶ 「保健医療 2035」策定懇談会において示されたビジョンとその具体的施策を踏まえ、厚生労働省として、20 年後を見据えた保健医療の在り方の転換を実現するため、具体的な施策について検討することを目的とする会議（本部長：厚生労働事務次官）が設置、開催された。 ▶ 提言書の施策のうち、短期的かつ集中的に検討を重ねることが必要とされる施策について、個別具体的に検討を重ねるため、施策に関係する部局の幹事会の幹事を中心とする検討チームが設置される。 ▶ 検討チームは、①総合的な診療を行うかかりつけ医の普及・確立、②患者の価値やアウトカムを考慮した診療報酬体系・インセンティブの設定、③たばこフリーを進めるとともに、効果が実証されている予防、特に重症化予防の積極的推進、④情報基盤の整備と活用の推進（保健医療・介護の関連データの連結、NCD（National Clinical Database）の全疾患への対象化など）、⑤グローバル・ヘルスを担う人材の育成体制の整備と官民一体となって人材をプールする仕組みの創設、の 5 つテーマについて設置される。	
2015. 6. 9	「保健医療 2035」提言書：公表
▶ 厚生労働省は、急激な少子高齢化や医療技術の進歩など医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、2035 年を見据えた保健医療政策のビジョンとその道筋を示すため、国民の健康増進、保健医療システムの持続可能性の確保、保健医療分野における国際的な貢献、地域づくりなどの分野における戦略的な取組に関する検討を行うことを目的として、平成 27 年 2 月から「保健医療 2035」策定懇談会を設置し、協議を進めてきた。 ▶ 6 月 9 日の懇談会において提言書を取りまとめ、厚生労働大臣に手交し、公表した。提言書では、「2035 年に向け、保健医療ニーズの増大、社会環境・価値の多様化、格差の増大、グローバル化の進展等に対応するには、単なる負担増と給付削減による現行制度の維持を目的とするのではなく、新たな価値やビジョンを共有し、システムとしての保健医療の在り方の転換が必要である。本提言をもとに、厚生労働省内で推進体制を整え、国民的議論を喚起し、実行可能な施策から着実に実施すべきである」としている。 * 「保健医療 2035」提言書 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000088369.html	

✓ 地域医療・介護の総合確保の促進／医療制度改革

2015. 5. 27	医療制度改革法：参議院可決・成立
▶ 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。本法は、社会保障制度改革推進法に基づく措置として、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずるものである。 ▶ 2018 年度には国民健康保険の運営が市町村から都道府県に移管される。また、2016 年度からは、入院時の食事代の自己負担増や患者申出療養制度が導入されること等が盛り込まれている。	

✓ 社会保障制度改革国民会議／社会保障制度改革プログラム法

2013. 12. 5	社会保障制度改革「プログラム法案」成立
▶ 11 月 19 日、衆議院本会議は、「持続可能な社会保障制度改革の確立を図るための改革の推進に関する法律案」（プログラム法案）を与党の賛成多数で可決し、参議院へ送付した。参議院厚生労働委員	

会では、12月5日に採決・可決、同日の参議院本会議を経て、同法が成立した。施行期日は公布日となり、12月13日に公布した。

＊「持続可能な社会保障制度改革の確立を図るための改革の推進に関する法律」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/185.html>

✓ マイナンバー制度

2015. 9. 3

改正個人情報保護法・マイナンバー法：成立

- ▶ 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。
- ▶ マイナンバー制度の導入等にもとない、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することにより、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充のための改正が行われた。

《概要》

1. 個人情報保護法：個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

○個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）について、特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

2. 番号利用法：特定個人情報（マイナンバー）の利用の促進に係る制度改正

○金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充

⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

【マイナンバーの利用範囲の拡大等について】

○『世界最先端 IT 国家創造宣言』（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ①預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ②金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ①健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ②予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ①すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ②地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

2013. 5. 24	「社会保障・税番号関連法」成立 *マイナンバー制度（内閣官房 HP） http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
-------------	---

✓ 財政・税制改正

2015. 11. 24	財政制度等審議会：平成 28 年度予算編成等に関する建議
▶ 財政制度等審議会は、平成 28 年度の予算編成及び今後の財政運営に関する考え方を「平成 28 年度予算の編成等に関する建議」（以下、「建議」）としてとりまとめた。あわせて、財務大臣に対して本建議の趣旨に沿った今後の財政運営にあたるよう要請した。 ▶ 建議では、経済・社会環境の変化と直面する課題として、<u>社会保障分野については、持続可能性を確保するための制度の見直しが急務であるとし、改革の際には、堅実な経済前提が不可欠であると指摘している。</u>また、社会保障以外の歳出分野については、人口減少を踏まえた「自然減」を前提とすべきとしている。 ▶ 財政健全化に向けた取組と 28 年度予算編成については、<u>「経済・財政再生計画」で掲げられた改革検討項目について、その具体的内容及びその実施時期を明確にすることが不可欠であるとし、その際設定される KPI については、歳出改革の工程表と連動し、その実効性を担保するようなものとするのが肝要であるとしている。</u> ▶ <u>28 年度予算編成は、「経済・財政再生計画」初年度の予算であり、当該計画の成否は、28 年度予算にかかっており、計画で示された「目安」から逸脱するようなことがあってはならないとしている。</u>	
《概要：主に社会保障、地方財政》 【社会保障】 ○平成 28 年度の社会保障関係費の伸びについては、改革工程表の策定や診療報酬改定・薬価改定等を通じて、「経済・財政再生計画」初年度にふさわしいものとなるよう、確実に高齢化による増加分の範囲内（5,000 億円弱）にしていける必要。 （1）改革工程表の策定 検討・実施時期を大きく 3 つに区分しつつ、改革の方向性等と併せて明確化。 〔Ⅰ：最優先で速やかに検討・実施すべき事項〕 ・ <u>高額療養費制度/高額介護サービス費制度の見直し（高齢者と現役世代の上限額の同水準化等）</u> ・ <u>医療・介護を通じた光熱水費相当額に係る費用負担の公平化（患者負担の原則全ての療養病床への拡大）</u> など 〔Ⅱ：速やかに検討・実施すべき事項で法改正を要するもの〕 ・ 病床再編や地域差是正に向けた都道府県の権限の強化 ・ 介護納付金の総報酬割化 ・ かかりつけ医普及の観点からの外来時の定額負担の導入 ・ スイッチ OTC 化された医療用医薬品に係る保険償還率の引下げ ・ 年金制度改革（高所得者の年金給付、支給開始年齢等） ・ <u>次期生活扶助基準の見直しに合わせた生活保護制度改革</u> など 〔Ⅲ：できる限り早い時期に検討・具体化すべき事項〕 ・ 後期高齢者の原則 2 割負担化 ・ 前期高齢者納付金の総報酬割化 など	

(3) その他の社会保障分野の検討項目

〔障害福祉〕

- ・ 執行面における適正化（不合理な地域差の改善等）、制度面の見直し（本来の趣旨に沿ったサービス利用等）。

〔子ども・子育て〕

- ・ 雇用保険料軽減額の範囲内で子育て支援への事業主拠出金を充実させ、アベノミクスの成果を企業・労働者・次世代に還元。

【地方財政】

- 国・地方 PB 改善のため、地方財政計画の歳出を着実に抑制し、歳出歳入ギャップを縮小していくことが必要。
- 「経済・財政再生計画」の実行に際し、地方公共団体の財政収支改善等の成果を迅速に把握・検証し、事後的に地方財政計画に結び付けることを通じて、国・地方 PB の改善に着実につなげていく必要。
- 歳出特別枠やまち・ひと・しごと創造事業費等を加えた実質的な地方単独事業の水準について、適正な規模に縮小する必要。
- 歳出特別枠及び別枠加算は、リーマン・ショック後の危機対応措置であり、平時モードへの切替えの中で、速やかに廃止すべき。
- 補助事業の不用に係る地方負担分や追加財政需要の精算などの一般行政経費の適正化や、給与関係経費及び公営企業繰出金の精査、地方税収の決算増収の精算など、地方歳出・歳入の適正化・効率化に取り組む必要。
- 地方法人特別税・譲与税の廃止に伴う他の偏在是正措置や、地方消費税率引上げに伴う法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化など、地方法人課税の偏在是正措置を早期に講じることが必要。

2015. 11. 13

税制調査会：税制のあり方に関する論点整理・とりまとめ

- ▶ 税制調査会は、今後の税制のあり方の検討にあたって「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（以下、「論点整理」）をとりまとめた。
- ▶ 論点整理では、個人所得課税及び資産課税の改革に関する考え方とともに、第 1 部 I-3「税制の構造的見直しの必要性」において、消費税及び法人課税については、大きな改革の方向性が既に示されており、着実に改革を進めることが当面の課題であるとしている。
- ▶ そのうえで、法人課税については、『「法人税の改革について」（平成 26 年 6 月・税制調査会）を踏まえ、企業の「稼ぐ力」の向上を後押しすべく、課税ベースの拡大とあわせた実効税率の引下げによる「成長志向の法人税改革」が進められている。数年で実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指し、今後とも改革を着実に推進する必要がある』ことを示している。

略

2015. 8. 5

財政制度等審議会財政制度分科会；中期の経済財政に関する試算

- ▶ 経済財政運営と改革の基本方針 2015 を踏まえた、中長期の経済財政に関する試算とともに、平成 28 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について協議した。
- ▶ 2020 年の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）について、中期の経済財政に関する試算をもとに、今後必要な収支改善幅が示された。

《今後必要な収支改善幅について》

- 今回の内閣府「中長期試算」（経済再生ケース）では、2014 年度決算を踏まえた税収増や歳出見通しの変更により、**2020 年度の国・地方 P B は前回試算（平成 27 年 2 月）の▲9.4 兆円から▲6.2 兆円に**

改善（3.2兆円の改善）。

＜3.2兆円の改善の要因＞

- ・ 2014年度決算に基づく税収増等 1.4兆円
- ・ 歳出見通しの変更等による歳出減 1.8兆円

○ただし、歳出減の1.8兆円は、歳出見通しの変更によるものであり、その分は今後必要な収支改善幅を変えるものではない。

○したがって、税収増等による収支改善はあるものの、仮に5月12日の財務大臣資料で示した安倍内閣のこれまでの取組を基調とした歳出改革を継続した場合の2020年度におけるPBの見方（国・地方PB赤字の大宗は解消可能）について、大きく変更する状況にはない。

○まずは計画の中間時点である2018年度までの「集中改革期間」においては、「骨太の方針2015」を踏まえ、国の一般歳出について、「安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む」ことが重要である。

2015.6.16

自民党・財政再建に関する特命委員会：最終報告

- ▶ 自由民主党政務調査会「財政再建に関する特命委員会」（委員長＝稲田朋美政調会長）は、経済再生と財政再建の両立の実現に向けて、5月13日に議論の中間整理がとりまとめ・公表した。その後も歳出改革の具体策等の検討を進め、6月16日に最終報告をとりまとめた。
- ▶ 本報告は、「今後、政府・与党が一体となって進むべき道筋を示すものであり、その内容は、いずれも近く政府においてとりまとめられる「骨太の方針」に具体的かつ明確に盛り込まれるべきものとする」としている。
- ▶ 2020年度までの基礎的財政収支（PB）の黒字化に向け、安倍政権3年間の歳出改革を継続・強化することを明確に示し、これまでの実質的な増額ペースを拡大させない水準で、2018年度における歳出目標の設定などを求めている。

《概要》

I. 経済再生と両立した財政再建に向けて

1. 財政再建の必要性和理念

- 財政赤字という形で現在・未来の若者たち（次世代）に借金の付回しを行っている状況。
- 次世代への責任の視点に立って改革を進める。
- 3本の矢により経済の好循環が生まれ始めている中で、財政再建に正面から取り組む。

2. 財政再建の基本的な考え方財政健全化目標

- 経済再生と財政再建の好循環を実現する。
- まずは PB 黒字化目標を堅持。長期的には財政赤字そのものの縮減を目指して、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げ。
- 財政再建には、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革を進めていく必要。成長戦略・歳入面の取組を前提として、歳出改革を中心とした議論が重要。
- 中長期試算の歳出の高い伸びを抑制（高い伸び率を修正）しても、歳出自体は増加。

II. 歳出改革の具体策

1. 社会保障

- 世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、次世代に引き渡すため、次世代に負担を先送りしている現状を転換する。

○2020 年度までの社会保障関係費の伸びを、予防・効率化や制度改革に取り組むこと等により、経済再生の効果等とあわせ、人口構造の変化に伴い必要となる費用の増加（高齢化分の増加）と消費税率引き上げとあわせ行う機能強化に相当する水準におさめることを目指す。

○安倍政権下の3年間の社会保障関係費の増加は、消費税率引上げとあわせ行う機能強化分を除き、年平均0.5兆円程度に抑制（概ね高齢化分の増加相当に留まる）。これまでの経済再生と歳出改革の努力を今後も継続・強化。

○その際、以下の基本理念（改革5原則）に基づき改革に取り組む（検討課題を幅広く記載：具体的な内容・規模・時期等は今後検討）。

- ① 自助を基本に共助・公助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険
- ② 経済成長と両立する社会保障制度
- ③ 人口減少社会に合った公平で効率的な医療等の提供
- ④ 健康で生きがいのある社会
- ⑤ 公平な負担で支えあう制度

【検討課題・抜粋】

① 自助を基本に共助・公助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険

- ◆介護保険の軽度者に対する生活援助や通所介護等について、保険給付の見直しや自治体が予算の範囲内で行う仕組（地域支援事業）への移行
- ◆現世代の保険料等の負担増抑制の観点を踏まえた保険収載・保険給付範囲のあり方 等

② 経済成長と両立する社会保障制度

- ◆社会保障分野における民間投資・産業の発展を促す措置
- ◆薬価や調剤報酬を含めた診療報酬・介護報酬の適正化 等

⑤ 公平な負担で支えあう制度

- ◆マイナンバーの活用も含め金融資産を考慮して負担を求める制度の構築
- ◆介護の自己負担上限を含む利用者負担のあり方の見直し 等

○その他の社会保障分野についても、重点化・効率化に向けて以下の課題に取り組む。

- ◆生活保護の適用ルールの厳格化
- ◆生活扶助保護を受けている若年層の就労を通じた扶助脱却の促進
- ◆医療扶助の更なる適正化のほか、生活扶助基準のあるべき水準の再整理 等

2. 社会保障以外の歳出

○安倍政権下の3年間の予算では、ほぼ横ばいに留まる。これまでの経済再生と歳出改革の努力を今後も継続・強化。

○人口減少の影響等を考慮しつつ、増加ありきではなく、最大限抑制。財政出動する場合において、ワイズスペンディングを行う。

○社会資本整備、ODA、教育等の各歳出分野の改革に取り組む。

3. 地方財政

○地方切り捨てではあってはならず、国の取組と歩調をあわせて人口減少等を踏まえた歳出改革を行う必要。地方財政を一括りにした歳出規律を検討。

○近年の地方一般財源総額など歳出面の現実の推移なども踏まえ、国同様、安倍政権下における歳出改革努力を継続・強化。

○地方財政計画の計上と自治体レベルの実際の歳出を改革。

Ⅲ. おわりに

○PB 黒字化に向け、安倍政権 3 年間の歳出改革を継続・強化することを明確に示し、これまでの実質的な増額ペースを拡大させない水準で、大括りの歳出目標を設定（2018 年度に、P B赤字対 GDP 比に加え、歳出額の目標設定）。ただし、毎年度、個別の歳出項目毎に歳出抑制額を割り当てるといった機械的な目標であってはならない。2016 年度から手を緩めることなく集中的に歳出改革を行う。

○この提言が「骨太の方針」に具体的かつ明確に盛り込まれるべきものと考える。今後、改革の進捗状況等について、フォローアップしていく。

✓ 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

2015. 9. 17	新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム：ビジョン
▶ 厚生労働省は、あらゆる地域で全世代・全対象型の地域包括支援の実現をはかるため、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」を示した。本ビジョンをもとに、工程表作成し省内外において横断的な推進体制を構築するなど、総合的に施策を推進するとしている。 ▶ 改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成を掲げている。また、4 つの改革として、①包括的な相談支援システム、②高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供、③効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上、④総合的な人材の育成・確保が示されている。	

《概要》

1. 誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスの実現

【検討方針】

- 課題を解決するため、あらゆる地域で全世代・全対象型地域包括支援の実現を図るべく、以下の視点で検討していく。
- (1) 対象者やその世帯への相談支援体制を分野横断的かつ包括的に確保するための方策を検討
 - (2) それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることを可能とし、複数分野の支援を総合的に提供する方法等を検討
 - (3) 限られた人材による良質なサービス提供が可能となるよう、将来を見据えた福祉サービスの在り方を検討
 - (4) 福祉人材が多様なキャリアステップを歩める環境の整備や、全世代・全対象型地域包括支援を担う人材の在り方を検討

2. 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン：4 つの改革

：地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

【新しい地域包括支援体制】

(1) 包括的な相談支援システム

(包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発)

○地域により、・ワンストップ型 ・連携強化型、による対応

○地域をフィールドに、保健福祉と雇用や 農業、教育など 異分野とも連携

(2) 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
…運営ノウハウの共有、規制緩和の検討 等
- （１）を通じた総合的な支援の提供

【新しい支援体制を支える環境の整備】

（３）効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

（４）総合的な人材の育成・確保

- （１）を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

✓ 「医療法人の事業展開等に関する検討会」等

➤ 2015. 9. 16	医療法改正法：参議院可決・成立
▶ 「医療法の一部を改正する法律」が参議院で可決され成立した。本法案は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、「地域医療連携推進法人」の認定制度の創設等を内容とするものである。 《主な内容》 ○地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する参加法人を社員とし、開設する病院、診療所及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の連携を推進するための医療連携推進方針を定め、医療従事者の研修、医薬品等の物資の供給、資金貸付その他の医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、地域医療連携推進法人として都道府県知事の認定を受けることができる。 ○参加法人は、医療連携推進区域において病院等を開設する法人とする。また、医療連携推進方針において、介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業の連携を推進する旨を記載した場合は、当該事業等を行う法人を参加法人とすることができる。	
2015. 4. 3	医療法改正法案・閣議決定

✓ その他

2015. 8. 28	「平成 25 年度社会保障制度改革に関する意識等調査」：結果公表
▶ 厚生労働省は、「平成 25 年社会保障制度改革に関する意識等調査」の結果をとりまとめ、公表した。この調査は、社会保障制度に対する認知度や、給付と負担の水準などについての意識を調査することで、今後の厚生労働行政施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的として実施されたものである。 《概要》 1. 社会保障制度に関する情報についての意識 ○社会保障制度に関する情報については、「見かけた時には興味を持って見るようにしている」が最も多く 51.9%。29 歳以下では、「あまり興味はないが時々情報に接することはある」37.8%と「ほとんど接しない」31.7%を合わせて 69.5%。 ○情報の内容や提供状況については、不満と感じている者が 54.5%。不満の理由（複数回答）は、「得	

られる情報が分かりづらい」が最も多く 66.8%。

○社会保障制度に関する授業を受けたことがある者のうち、内容を覚えている者が 38.0%、覚えていない者が 61.5%。

2. 社会保障制度改革についての意識

○今後充実させる必要があると考える社会保障の分野（複数回答）は、「老後の所得保障（年金）」が最も多く 64.5%。

○現在の税や社会保険料の負担水準は、「生活にあまり影響しないが負担感がある」が最も多く 50.5%、次いで「生活が苦しくなるほど重い」が 39.1%。

○今後の社会保障制度を維持するための財源は、「どちらかと言えば税で賄うべき」が 38.4%、「どちらかと言えば社会保険料で賄うべき」が 23.1%。

○今後の社会保障の給付水準は、「維持すべき」が 48.2%、「ある程度引き上げるべき」が 29.4%。一方、負担の水準は、「現状程度とすべき」が 43.6%、「ある程度減らすべき」が 21.8%、「ある程度の負担増はやむを得ない」が 20.7%。

2015. 2. 26 平成 27 年度の国民負担率・公表

▶ 財務省は、租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率について、平成 27 年度の見通しを推計し、公表した。

▶ 平成 27 年度の国民負担率は、平成 26 年度から 0.8%増加し、43.4%（過去最高）となる見通しとなっている。背景としては、消費税率の引上げ及び給与、企業収益の増加に伴う税収の増加や、厚生年金の保険料率の引上げ及び医療・介護給付費の増加に伴う保険料収入の増加が挙げられている。なお、国民負担に財政赤字を加えた潜在的国民負担率は、財政収支の改善等により平成 26 年度から 1.2%ポイント減少し、50.8%となる見通しとなっている。

*平成 27 年度の国民負担率（財務省 HP）

<http://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/20150226.html>

《参 考》

✓ 社会保障制度改革プログラム法

「持続可能な社会保障制度改革の確立を図るための改革の推進に関する法律」概要

【法案の趣旨等】

○社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第 4 条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成 25 年 8 月 21 日）

○この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するもの

【主な事項】

■講ずべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの。

○少子化対策（既に成立した子ども・子育て関連法の着実な実施等）

○医療制度（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74 歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策等）

○介護保険制度（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減等）

○公的年金制度（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方等）

※医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成 26 年通常国会に、医療保険制度については平成 27 年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指す旨を規定。

■改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を整備

■地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議

政府は、病床の機能分化、医師等の確保及び国保の見直しに関する事項その他地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものについて必要な措置を講ずるに当たっては、地方六団体の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置について理解を得ることを目指す。

✓ 社会保障・税一体改革

2012. 8. 10 (8. 22 公布) 社会保障・税一体改革関連法成立（関連 8 法）

▶社会保障制度改革推進法、子ども・子育て関連 3 法、国税改正法、地方税改正法 他 4 法

☆社会保障制度改革推進法のポイント

▶社会保障制度改革の基本事項を定める

▶改革の実施及び目標時期（第 4 条）

「政府は、基本方針に基づき、必要な法制上の措置については、法律施行後 1 年以内に、国民会議の審議結果等を踏まえて講ずる」

▶社会保障制度改革国民会議の設置（第 9 条～15 条）

▶生活保護制度の見直し（附則第 2 条） 等

【目的】（第1条）

平成21年度税制改正法附則104条の規定の趣旨を踏まえて安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革の基本的事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推進

【基本的な考え方・国の責務】（第2～3条）

社会保障制度改革は、次の事項を基本として行う。国は、改革に関する施策の総合的策定と実施の責務を有する

- ① 自助・共助・公助の最適な組合せ、家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じて自立生活の実現を支援
- ② 機能の充実と重点化・効率化を同時に行い、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現
- ③ 年金・医療・介護は社会保険制度を基本、国・地方の負担は保険料負担の適正化に充てることを基本
- ④ あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点等から、消費税・地方消費税収を充当

【改革の基本方針】（第5～8条）

- ① 公的年金制度（今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民会議で検討し、結論を得る、年金記録問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入）
- ② 医療保険制度（国民皆保険を維持、国民負担の増大抑制と必要な医療の確保、医療保険制度の財政基盤

の安定化等、個人の尊厳と患者の意思を尊重する医療の在り方、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、国民会議で検討し、結論を得る)

- ③ 介護保険制度（介護サービスの効率化・重点化、保険料負担の増大の抑制と必要な介護サービスの確保）
- ④ 少子化対策（人生の各段階に応じた支援、待機児童解消策等の推進に向けた法制上・財政上の措置）

【生活保護制度の見直し】（附則第2条）

不正受給への厳格な対処等の見直しを早急に行う。生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む。

社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて

○ 消費税率の10%への引上げを平成29年4月から実施することを踏まえ、社会保障の充実を「基本方針」(平成26年12月24日閣議決定※)に沿って着実に推進。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
消費税	●8%への引上げ	○		●10%への引上げ	
子ども・子育て支援	●予定通り27年4月から実施 子ども・子育て支援新制度				
	●育児休業中の経済的支援の強化				
	●診療報酬改定	●介護報酬改定	●診療報酬改定		●診療報酬改定 ●介護報酬改定
	●(医療分)		●(介護分)		
	●地域医療介護総合確保基金				
医療・介護	●国保等の低所得者保険料軽減措置の拡充				
	●国保への財政支援の拡充				
	●高額療養費の見直し				
	○後期高齢者の保険料軽減特例の見直し				
	●地域支援事業の充実				
	一部実施	●介護保険1号保険料の低所得者軽減強化	●完全実施		
	●難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等				
年金	○消費税率引上げ延期を踏まえ、29年4月から実施				
	●年金生活者支援給付金				
	●受給資格期間の短縮				
	●遺族基礎年金の父子家庭への拡大				

※「基本方針」(平成26年12月24日閣議決定)抜粋

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実にについては、可能な限り、可能な限り、予定通り実施する。誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の確立を目指し、引き続き、その改革に取り組む。

2. 経済・成長政策

《直近の動向》

➤ 2016.4.4 経済財政諮問会議(平成 28 年第 5 回):骨太の方針に向けて
▶ 600 兆円経済の実現のための平成 28 年の「骨太方針」に向けた議論とともに、経済・財政一体改革について協議した。 ▶ 有識者議員提出資料「骨太方針に向けて～600 兆円経済の実現～」では、「成長と分配の好循環」の実現に向けた基本方針として、引き続き「<u>経済再生なくして財政健全化なし</u>」を基本とし、「<u>経済・財政再生計画</u>」の枠組みの下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進めるべきとの考え方が示されている。 ▶ また、当面の政策運営と骨太方針に向けて、成立した 28 年度予算を可能なものから前倒し実施し早期執行を着実に推進し、27 年度補正予算の早期執行と併せ、景気回復の流れが腰折れしないように対処すべきとしている。 ▶ アベノミクスの成果を活用し、希望出生率を実現する環境整備、就業希望約 920 万人の就労実現、人的投資の拡充等を抜本的に進めるため、「<u>子ども・子育て支援の質・量の早期充実、子どもの貧困対策等</u>」などの具体的な施策の必要性が示されている。 ▶ 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築については、「<u>税収増や「経済・財政再生計画」による歳出改革の成果などのアベノミクスの成果を一億総活躍や健康長寿の実現等に必要な持続的支援のために活用すべき</u>」とし、「<u>歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築</u>」を掲げている。具体的には、<u>社会保障について、負担(税・社会保険料)、分配の双方の観点から、横串でその構造や決定プロセス等を検証すること、歳出改革の成果を地域の子育て支援等の支出拡大に還元する仕組みを構築し、併せて、歳出改革へのインセンティブを強化すること等</u>がある。
➤ 2016.1.25 産業競争力会議(第 25 回):成長戦略の進化等
▶ 「産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書(案)」と「産業競争力の強化に関する実行計画(案)」とともに、「成長戦略の進化のための今後の検討方針(案)」について議論した。 ▶ 「成長戦略の進化のための今後の検討方針(案)」では、「待機児童解消」に向けた取組強化として、「平成 29 年度末の待機児童解消の実現に向け、保育の受け皿の整備目標の上積み(40 万人分から 50 万人分へ)を受けて、小規模保育、事業所内保育所等の整備の加速や、保育の担い手確保のための総合的な取組を進める。また、保育士の社会的評価の更なる向上に向けた諸外国の制度・事例の調査・分析について検討する」としている。 ▶ また、「GDP600 兆円に向けた戦略的成長市場の拡大」として、質の高いヘルスケア産業の創出を進めるとして、健康・予防に向けた保険外サービスの活用促進のほか、「地域医療連携推進法人」制度の具体化などが盛り込まれている。 ▶ 地域医療連携推進法人については、「平成 27 年 9 月に関係法律が成立し、地域では、地域医療連携推進法人の設立を見据えた具体的な動きも見られる。こうした動きを加速化させるとともに、地域でのより良い医療介護連携や、医療機関の最適な事業運営、多様なヘルスケアサービスとの提携等の新たな動きにつながるよう、全国各地での多様な活用事例の発掘・実現に向けて検討を進める」としている。

➤ 2015.12.24 経済財政諮問会議「経済・財政アクション・プログラム」:とりまとめ

- ▶ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するための改革の工程表等について、経済財政諮問会議は、経済・財政一体改革推進委員会での議論をもとに、「経済・財政再生アクション・プログラムー“見える化”と“ワイズ・スペンディング”による「工夫の改革」-」としてとりまとめた。
- ▶ 主要な改革項目 80 項目のすべてについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化するとし、KPI(成果指標:Key Performance Indicators、180 程度)をもとに進捗管理等を進めることなどを示している。
- ▶ 社会保障分野については、①医療・介護等の給付の実態の徹底的な「見える化」を進めた上で、インプット及び地域差を分析し、その是正等に向けた取組を推進すること、②負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化について、実施検討時期や改革の方向性等を明確化すること、等が掲げられている。

《アクション・プログラムの概要》

○「経済・財政再生計画」に基づいて、主要分野の改革の方向性を具体化し、改革の時間軸を明確化し、その進捗管理や測定に必要となる主な指標を設定したうえで、すなわち改革工程とKPI(重要業績評価指標)を策定したうえで、計画が定める目標及び目安に向けて、改革を着実に進めることを企図して、経済・財政一体改革推進委員会においてとりまとめたものである。こうした取組は、経済再生と財政健全化の好循環をもたらすとともに、一億総活躍社会の実現に資するものである。

【ポイント】

- 躍動感ある改革推進が重要。柱は「見える化」と「ワイズ・スペンディング」。一億総活躍社会の実現に資するもの
- 「見える化」ー①関係主体・地域間で比較できて差異が分かる、②行政の運営改善や成果の有無・程度が分かる、③改革への課題の所在が分かる。改革への国民の理解、納得感を広げる
- 「ワイズ・スペンディング」ー重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化のなかで経済と財政を大きく建て直すという積極的な発想
- 主要な歳出項目 80 項目のすべてについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化。KPI(180 程度)を進捗管理、構造変化、マクロ効果の階層により体系化
- 単年度主義を超えるコミットメントー中期的な改革推進、分野横断的な視点からの点検、評価を継続。主要課題について逐次経済財政諮問会議へ報告しながら実効的な PDCA(的確なチェック、次のアクションとプランニングへの確実な反映)を回していく

【改革の工程表:社会保障分野】

- 医療・介護等の給付の実態の徹底的な「見える化」を進めた上で、地域差を分析し、その是正等に向けた取組を推進
- 病床の機能分化・連携の推進に向け、地域医療構想を 2016 年度末までに前倒しで策定し、医療提供体制の適正化の取組を推進。医療費の適正化については、医療費適正化計画を策定し、取組を推進
- 疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、個人と保険者の双方の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築(国保の保険者努力支援制

度、後期高齢者支援金の加算・減算制度、ヘルスケアポイント等)

- 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化について、実施検討時期や改革の方向性等を明確化
- 薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品に係る改革については、平成 28 年度診療報酬改定等における対応を明確化
- 社会保障分野に係る改革工程においては、改革の実効性を高めていくため、計画に掲げられた全ての項目について、同計画に記載されている基本的な考え方を踏まえつつ、改革の方向性を明らかにするとともに、時間軸を明確に設定した上で、検討事項については予断を持たずに検討する。

【社会保障分野の主な関連事項】

医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化

- ◆医療・介護サービスの効率的な提供や国民の行動変容により、サービスの質や水準を落とすことなく医療・介護費を適正化していくことを目指す。
- ◆介護保険事業(支援)計画及び医療計画に基づく取組を推進し、在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムの構築に向け、必要な介護インフラの整備等を進める。
- ◆介護給付費の適正化については、制度的枠組み等について関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2017 年通常国会への法案提出を含む)。

負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

- ◆介護保険における利用者負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2017 年通常国会への法案提出を含む)。
- ◆次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方を含め、関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2017 年通常国会への法案提出を含む)。

生活保護等

- ◆2017 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について検討するとともに、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について検討し、これらの検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2018 年通常国会への法案提出を含む)。

【改革の工程表:制度・地方行財政分野】

- 地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出すため、まち・ひと・しごと創生事業費の配分の必要度から成果へのシフト(集中改革期間後に 5 割以上を目指す)やトップランナー方式(歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映。2016 年度 16 業務から)の導入
- 自治体の住民一人当たり行政コストの性質別・目的別に見える化や固定資産台帳の整備等を通じたストック情報に見える化
- 業務改革モデルプロジェクトや標準委託仕様書の作成による適正な民間委託等の加速

○自治体のクラウド化や業務改革の一層の促進、自治体におけるIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材の確保の支援

※改革を進めるに当たっては、自治体のおかれた多様な地理的条件等に留意

➤ 2015.11.24 「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対策」

- ▶ 経済財政諮問会議は、GDP600兆円の実現等に向けて、「希望を生み出す強い経済実現に向けた緊急対応策」をとりまとめた。
- ▶ 具体的施策(第2章)では、「1 投資促進、生産性革命の実現」の一環として、「法人税改革については、28年度の税率引下げ幅を確実に上乘せし、税率を早期に20%台に引き下げる道筋をつける。また、企業の持続的な設備投資拡大、賃金引上げ等を後押しする」と明記している。
- ▶ その他、具体的施策としては、賃金・最低賃金引上げを通じた消費の喚起、女性・若者・高齢者等の活躍促進、ローカル・アベノミクスの推進を通じた地域の付加価値創造力の強化、経済の好循環を確かなものとするための取組、が掲げられている。

≪概要:女性・若者・高齢者等の活躍促進≫

女性、若者、高齢者、難病や障害を抱える人々をはじめ、誰もが活躍できる社会を目指し、少子高齢化等の構造問題への取組を強化する。労働力不足が強まる一方で、新たな就業希望者が655万人、就業時間を増やしたいという希望者が295万人、計950万人の希望者がいる。その希望の実現を阻害している規制や制度を見直し、多様な働き方改革等の取組を通じて、労働参加を促進する。

- ①女性・若者の正規化支援や高齢者、障害者等の雇用の更なる促進に取り組む企業に対する支援を強化する。
- ②雇用確保が難しくなっている介護分野について、人材育成を推進するため、介護福祉士を目指す就学者や潜在介護福祉士等への支援を拡充する。
- ③介護人材の機能分化を進めるとともに、専門人材供給の質的・量的拡大に向けて、試験回数の増加に向けた検討を含め、養成カリキュラムや公的資格試験の見直しを進める。
- ④就労促進の観点から、いわゆる103万円、130万円の壁の原因となっている税・社会保険、配偶者手当の制度の在り方に関し、国民の間の公平性等を踏まえた対応方針を検討する。
- ⑤年5日の時季指定を事業主に義務付けることによる年次有給休暇の取得促進や、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法等の一部を改正する法律案の早期成立を図ること等により、長時間労働を削減する。また、定期健康診断の受診及び受診後の措置の徹底を図る。
- ⑥ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、公共調達において、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

*経済財政諮問会議

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/index.html#tab0120>

*産業競争力会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/kaisai.html>

*経済・財政一体改革推進委員会

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/index.html>

《経 過》

✓ 日本経済再生本部、産業競争力会議等

2015. 6. 30 「『日本再興戦略』改訂 2015」：閣議決定

- ▶ 政府は、「『日本再興戦略』改訂 2015 - 未来への投資・生産性革命 -」を閣議決定した。
- ▶ アベノミクス第二ステージは、「未来投資による生産性革命」と「ローカルアベノミクスの推進」を両輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国になるため、デフレ脱却に向けた動きを確実なものにし、将来に向けた発展の礎を再構築することこそがアベノミクス成長戦略の狙いであるとしている。また、「経済再生なくして財政健全化なし。経済成長を持続的なものとするに全力を挙げつつ、強い姿勢・決意をもって財政健全化に取り組む」と明示している。
- ▶ 3つのアクションプラン（日本産業再興プラン、戦略市場創造プラン、国際展開戦略）において、具体的な施策を掲げている。新たに講ずべき具体的施策としては、保育士確保に向けた取組などによる女性の活躍促進、国家戦略特区の都市公園内における保育所等の設置、保育所における第三者評価の受審促進等が示されている。また、介護などの外国人技能実習制度の新制度への移行に向けた取組を推進することも掲げられた。
- ▶ その他、法人税改革、国家戦略特区の加速的推進のほか、更なる規制改革事項等の実現等も盛り込まれている。

《概要》

【総論概要】

○改訂 2015 の基本的考え方：＜アベノミクス第 2 ステージ＞

1. 未来投資による生産性革命

人員削減や単なる能力増強ではない、「投資の拡大」と「イノベーションの創出」による「付加価値の向上」を徹底的に後押し

2. ローカルアベノミクスの推進

○鍵となる施策

1. 未来投資による生産性革命

(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動（≡前向投資）を引き出す

i) 「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化

- ・企業と投資家の建設的な対話の促進（株主への情報開示の促進）
- ・成長志向の法人税改革
- ・民間投資促進に向けた官民対話

ii) イノベーション・ベンチャーの創出

- ・「ベンチャー・チャレンジ 2020」の推進
- ・イノベーション・ナショナルシステムの本格稼働に向けた大学改革

iii) アジアをはじめとする成長市場への挑戦

- ・「質の高いインフラパートナーシップ」の展開

(2) 新時代への挑戦を加速する（「第四次産業革命」）

- ・IoT・ビッグデータ・人工知能による産業構造・就業構造変革の検討
- ・セキュリティを確保した上での IT 利活用の徹底

(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ

- ・長時間労働是正による労働の「質」の向上、女性、高齢者等の活躍促進
- ・変革の時代に備えた人材力強化（雇用と教育の一体的改革）

2. ローカルアベノミクスの推進

- ・中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化
- ・サービス産業の活性化・生産性の向上
- ・農林水産業、医療・介護（ICT化含む）、観光産業の基幹産業化

3. 「改革2020」（成長戦略を加速する官民プロジェクト）の実行

- ・自動走行、水素社会、先端ロボット、観光地経営、対内投資等

【主な事項・抜粋】

日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用

i) 女性の活躍推進

保育士確保に向けた取組（潜在保育士の掘り起し、地域限定保育士制度）、長時間労働是正（企業の取組の情報開示・「見える化」）、女性が働きやすい制度等への見直し（税制、社会保障制度、配偶者手当等）、トイレなど女性の「暮らしの質」の向上等

ii) 外国人材の活用

高度外国人材受入促進等、IT・観光等の「専門的・技術的分野」の外国人材の活躍促進、中長期的な外国人材受入れの在り方検討等

新たに講ずべき具体的施策：女性の活躍推進

「待機児童解消」に向けた施策の確実な実行

○2017年度末までの待機児童解消を確実なものとするべく、自治体とも連携しつつ、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の場の整備、及び「保育士確保プラン」に基づく保育士確保を着実に進める。特に、保育の場の整備量が急増する中で、保育の担い手の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、短時間勤務の保育士の活用拡大やそれによる長時間労働の是正等により潜在保育士の多様な就業ニーズに対応するとともに、保育士の勤務環境の改善を図り、新卒保育士の就職率の向上に向けた取組の強化や保育士試験の年2回実施等と併せ、保育の担い手の確保を図る。

また、保育所の整備量が増える中で保育サービスの質の確保・向上を図るためにも、保育事業主に対して第三者評価の受審を促進する。

①保育士確保に向けた取組

- ・潜在保育士の掘り起こしのための効果的対策の実施
- ・新卒保育士の就職率の向上に向けた取組
- ・保育士の離職率低減・定着に向けた取組
- ・即効性のある保育士確保のための方策（地域限定保育士制度の実施）

②保育の担い手の確保

- ・保育する児童が少数である場合における保育士数の取扱いの検討
- ・他の国家資格等を有する者の活用の検討

③国家戦略特区の都市公園内における保育所等の設置

④保育の場の整備状況の的確な実態把握と積極的な広報

⑤保育所における第三者評価の受審促進

保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019 年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主を選択できるような環境整備を進める

4. 世界最高水準の IT 社会の実現

ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

マイナンバー利活用範囲の拡大（戸籍・証券分野等）、個人番号カードの活用（保険証）、マイナポータルを活用したワンストップサービス（引越等）等

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営検討の民間開放（PPP/PFI の活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

i) 法人税改革

（平成 27 年度 32.11%(▲2.51%)、平成 28 年度 31.33%(▲3.29%)）

ii) 国家戦略特区の強化

遠隔医療の取扱いの明確化、小型無人機に係る健全な利活用の実現、特区薬事戦略相談制度の創設（PMDA における重点的な支援）等

iii) PPP/PFI の活用

公共施設等運営権方式の推進強化

iv) 都市の競争力向上と産業インフラの機能強化

戦略市場創造プラン

○テーマ 1：国民の「健康寿命」の延伸

ヘルスケア産業の創出支援（地域版次世代ヘルスケア産業協議会）、医療・介護等分野における ICT 化の徹底、医療の国際展開の促進、等

* 「日本再興戦略」改訂 2015

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c16

2015. 4. 15 「サービス産業チャレンジプログラム」決定

▶ 日本経済再生本部は、「サービス産業チャレンジプログラム」を決定した。

《概要》

4. 業種別施策 （6）保育

<第三者評価の受審促進>

・個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるようにするため、保育所における第三者評価の受審及び評価結果の公表を促進する。

<保育士の業務負担の軽減>

・「周辺業務の外部委託」、「短時間勤務制度の導入」などの事例を集めた事例集を策定し、その普及啓発を進めるとともに、保育所の第三者評価に関するガイドラインに IT 利活用を位置付ける等の取組を通じ、保育士の業務負担の軽減を進め、保育士が保育に集中できる環境確保につなげる。

✓ 経済財政諮問会議

2016. 3. 24 経済財政諮問会議（平成 28 年第 4 回）：最近の経済情勢等

▶ 最近の経済情勢や 600 兆円経済の実現に向けた施策等について議論した。 ▶ 有識者議員提出資料では、力強さを欠く個人消費の拡大には、「実質賃金の着実な上昇」、「若年世代を中心とした将来不安の払しょく」、「国民のニーズに対応した新たな財・サービスの提供」が不可欠であるとし、600 兆円経済の実現に向けて、①働く希望の実現、②賃金引上げ・可処分所得の増加、③消費者マインドの改善、④潜在需要の実現、⑤国民資産等の有効活用の 5 つの柱の下、包括的な取組を進めるべきであることを提案している。 ▶ 厚生労働大臣の提出資料では、経済の成長・消費の拡大に向けた厚生労働分野の取組として、医療、介護分野における生産性向上の取組などが掲げられている。	
2016. 1. 21	経済財政諮問会議（平成 28 年第 1 回）：今後の検討課題等
▶ 会議の今後の進め方と「成長と分配の好循環」の基本的考え方等について議論した。 ▶ アベノミクス第二ステージの課題は、成長と分配の好循環を実現することで、アベノミクスの成果をより実感できるようにするとともに、「一億総活躍社会」を構築する観点から、2016 年前半の諮問会議においては、①「600 兆円経済の実現に向けた全体像」、②「消費税率再引上げの円滑な実施に向けた政策運営」、③「経済・財政再生計画の着実な推進」について議論を進める予定である。 【会議の進め方：2016 年前半】 ※会議資料「経済財政諮問会議の今後の検討課題について」より抜粋	
1. 「600 兆円経済の実現に向けた全体像」	
(1) 賃金・所得の向上を引き出すサプライサイドの強化 (2) 賃金・所得の向上や多様な潜在ニーズを顕在化させること等を通じた消費等の喚起 (3) 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築 (4) 成長と分配の好循環モデルの構築と活用	
2. 消費税率再引上げの円滑な実施に向けた政策運営	
(1) 前回の消費税率引上げの影響評価 (2) 今後必要となる対応についての基本的方針 ・経済財政動向等を踏まえつつ、日本経済の地力・底力を強化する取組等を検討 ・駆け込み・反動の平準化に向けた具体的取組等 ・低所得者対策等	
3. 経済・財政再生計画の着実な推進	
(1) 経済・財政再生アクション・プログラムを踏まえた実効的な PDCA 構築と実行、2020 年度に向けた改革の展望 (2) 平成 29 年度予算編成等に向けて開始すべき取組、ワイズ・スペンディングの仕組みの強化等（成果の活用を含め） (3) 改革工程表のレビュー、社会保障等に係る給付・負担の在り方についての検討（高齢者から若年世代へ 等）	
略	
2015. 6. 30	骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2015」：閣議決定
▶ 政府は、骨太の方針＝「経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～」を閣議決定した。「経済再生なくして財政健全化なし」という基本哲学のもと、安倍内閣が取り組むべき今後の経済財政運営の方針を示したものである。 ▶ 骨太の方針には、「経済・財政再生計画」が盛り込まれており、基本的な考え方として、民間の活力を活かしながら、経済と財政の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」（2016 年度～2020	

年度)の下、「経済・財政一体改革」を不退転の決意で断行する必要があるとし、歳出改革については、国、地方、民間が一体となって「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組むことが必要であるとしている。

- ▶ 公的サービスの産業化については、「企業等が医療機関・介護事業者、保険者、保育事業者等と連携して新たなサービスの提供を拡大することを促進する」ことや「医療、介護と一体的に提供することが効果的な健康サービスや在宅医療・介護の拡大に対応した高齢者向け住宅、移送サービスなどのニーズに応じた新たなサービスの供給を拡大する」ことなどが掲げられた。
- ▶ 歳出改革において、社会保障は重点分野とされ、「安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度(平成32年度)に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す」ことが明示された。
- ▶ また、「社会保障・税一体改革を確実に進めるとともに、団塊の世代が後期高齢者になり始める2020年代初め以降の姿も見据えつつ、主要な改革については2018年度(平成30年度)までの集中改革期間中に集中的に取組を進める。2020年度(平成32年度)までの検討実施に係る改革工程を速やかに具体化していく中で、予断を持たずに検討する。平成27年度からできる限り速やかに取組を進める」としている。

《概要》

第3章 「経済・財政一体改革」の取組―「経済・財政再生計画」

1. 経済財政の現状と課題

○三本の矢の取組により、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」は双方ともに大きく前進。しかし、財政と社会保障制度は現状のままでは立ち行かない。こうした状況の脱却のために、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を3本柱として推進し、安倍内閣のこれまでの取組を強化。

○政府はもとより広く国民全体が参画する社会改革として、「経済・財政一体改革」を断行。

2. 計画の基本的考え方

○「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、今後5年間(2016～2020年度)を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定。歳出改革、歳入改革においても経済再生に寄与する改革。

○歳出改革は、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む。公共サービスの質や水準を低下させることなく、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出を抑制。歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

○社会保障は歳出改革の重点分野である。社会保障給付の増加を抑制することは個人や企業の保険料等の負担の増加を抑制することにほかならず、国民負担の増加の抑制は消費や投資の活性化を通じて経済成長にも寄与する。社会保障改革を進めるに当たっては、それが、次世代に社会保障制度を引き継ぐ改革であるとともに、国民負担の増加の抑制を図るものであることについて広く国民の理解を得ながら着実に改革を進める。

○歳入面では、経済環境を整える中で、消費税率の10%への引上げを平成29年4月に実施。安定的な経済成長を持続させる「経済構造の高度化、高付加価値化」を進めること等を通じて新たな歳入

増を実現。

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

- 「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度の財政健全化目標を堅持。具体的には、2020年度のPB黒字化を実現することとし、そのため、PB赤字対GDP比を縮小。債務残高の対GDP比を中長期的に着実に引下げ。
- デフレ脱却・経済再生の中で、金利動向と財政収支にも十分注意。
- 計画の初年度である平成28年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む。計画期間の当初3年間（2016～2018年度）を「集中改革期間」と位置付け、「経済・財政一体改革」を集中的に進める。その取組を毎年度の予算編成及び関係する全ての計画、基本方針、法案等に反映させる。
- 改革努力のメルクマールとして、2018年度のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。これらの目安に照らし、歳出改革、歳入改革等の進捗状況を評価し、必要な場合は、歳出、歳入の追加措置等を検討。
- 「経済・財政一体改革」は、制度改革等を通じて国民や企業等の意識、行動を変え、行財政を効率化していくことを目指すものであり、「計画」決定後、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、評価の仕組みを構築し、毎年度進捗状況について評価する。
- 予算編成過程において、各府省庁の予算に「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとする計画の基本的考え方にのっとりた歳出改革を反映する。また、歳出の中身を大胆に入れ替え、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換（ワイズスペンディング）する。高い効果が見込まれる施策に重点化したメリハリのついた予算とする。各府省庁は、新規施策のみならず既存施策を含め、歳出改革の予算への反映に取り組み、また、改革の効果に関する定量的試算・エビデンスを明らかにする。
- 2017年4月の消費税率10%への引上げに向けては、その円滑な実施に必要な経済環境を整えるため、必要に応じ機動的に対応。

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

【Ⅰ】公的サービスの産業化

- 民間の知恵・資金等を有効活用し、公共サービスの効率化、質の向上を実現。十分に活用されていない公的ストックを有効に活用。新たな民間サービスの創出を促進。

（社会保障をはじめとする公的サービスの産業化の推進）

- ・ 企業等が医療機関・介護事業者、保険者、保育事業者等と連携して新たなサービスの提供を拡大することを促進する。
- ・ 医療、介護と一体的に提供することが効果的な健康サービスや在宅医療・介護の拡大に対応した高齢者向け住宅、移送サービスなどのニーズに応じた新たなサービスの供給を拡大する。

【Ⅱ】インセンティブ改革

- 国民一人ひとり、企業、自治体等の意識や行動の変化を促す仕組みを構築。インセンティブが十分働く仕組みとするための改革を推進。

【Ⅲ】公共サービスのイノベーション

- 「公共サービスの徹底した見える化」、「エビデンスに基づくPDCAの徹底」、「マイナンバー制度の活用やITを活用した業務の簡素化・標準化」に重点的に取り組む。

5. 主要分野毎の改革の基本方針と重要課題

- 「経済・財政一体改革」は、国民全体が自ら意欲をもって参加する社会改革であることを念頭に以下の取組を強力に推進する。その際、社会保障と地方行財政改革・分野横断的な取組等は、特に改革の重点分野として取り組む。

[1] 社会保障

(基本的な考え方)

- 社会保障分野については、社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現に取り組み、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持そして次世代へ引き渡すことを目指した改革を行う。
- 改革に当たっては、国民の納得感を醸成し、その参加の下に改革を進める観点から、インセンティブ改革による多様な主体の行動変化による効率化に取り組むとともに、民間の力を最大限活用して関連市場の拡大を実現することを含め、社会保障関連分野の産業化に向けた取組を進める。
- また、①自助を基本に公助・共助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険、②経済成長と両立する社会保障制度、③人口減少社会に合った公平で効率的な医療等の提供、④健康で生きがいのある社会、⑤公平な負担で支え合う制度という基本理念に基づいて取り組む。
- 増大していく公的社会保障の給付について、効率化・重点化のための改革を行い、経済再生の取組による社会保障財源の増収と併せ、少なくとも、社会保障における次世代への負担の先送りを拡大させないようにする。
- 安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度(平成32年度)に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。

(時間軸)

- 社会保障・税一体改革を確実に進めるとともに、団塊の世代が後期高齢者になり始める2020年代初め以降の姿も見据えつつ、主要な改革については2018年度(平成30年度)までの集中改革期間中に集中的に取組を進める。2020年度(平成32年度)までの検討実施に係る改革工程を速やかに具体化していく中で、予断を持たずに検討する。平成27年度からできる限り速やかに取組を進める。

(医療・介護提供体制の適正化)

- 都道府県ごとの地域医療構想を策定し、データ分析による都道府県別の医療提供体制の差や将来必要となる医療の「見える化」を行い、それを踏まえた病床の機能分化・連携を進める。
- 医療・介護に関する計画については、中長期的な視野に立った工程管理を行う観点からPDCAマネジメントの実施を進める。都市・地方それぞれの特性を踏まえ、在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築する。また、人生の最終段階における医療の在り方の検討を行う。かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討する。看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討する。
- 改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分や、医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高齢者医療確保法第14条の

診療報酬の特例の活用の在り方の検討、機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成 28 年度診療報酬改定及び平成 30 年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応、都道府県の体制・権限の整備の検討等を通じて、都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援する。これらの施策について可能なものから速やかに実施する。

(インセンティブ改革)

- 要介護認定率や一人当たり介護給付費の地域差について、高齢化の程度、介護予防活動の状況、サービスの利用動向や事業所の状況等を含めて分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点から、制度的な対応も含めた検討を行う。

(公的サービスの産業化)

- 社会保障に関連する多様な公的保険外サービスの産業化を促進する観点から、医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等に取り組む。その際、医療法人や医療関係者が実施可能な業務の範囲など、障壁となっている規制がないか検証し、グレーゾーン解消制度等の活用も含めて必要な対応を検討・実施する。あわせて、事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進する。
- 介護サービスについて、人材の資質の向上を進めるとともに、事業経営の規模の拡大や ICT・介護ロボットの活用等により、介護の生産性向上を推進する。
- マイナンバー制度のインフラ等を効率的に活用しつつ、医療保険のオンライン資格確認の導入、医療機関や介護事業者等の間の情報連携の促進による患者の負担軽減と利便性向上、医療等分野における研究開発の促進に取り組む。

(負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化)

- 社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方等について、制度改正の施行状況も踏まえつつ、検討を行う。また、現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図る。このため、社会保障改革プログラム法に基づく検討事項である介護納付金の総報酬割やその他の課題について検討を行う。
- 医療保険、介護保険ともに、マイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する。
- 公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制する。このため、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。

(生活保護等)

- 足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組むとともに、生活保護の適用ルールの実効かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。
- 平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、その制度全般について予断なく検討し、必要な見直しを行う。
- 平成 27 年度から全国で施行された生活困窮者自立支援制度について、質の高い支援が適切に提供さ

れるよう、その着実な推進を図る。

- 雇用保険の国庫負担の当面の在り方について、国庫負担について規定した平成 23 年改正による雇用保険法附則第 15 条の規定、経済雇用情勢の好転、雇用保険財政の状況、これまでの経緯、公労使での議論も踏まえ、検討する。

[5] 歳入改革、資産・債務の圧縮

(1) 歳入改革

① 歳入増加に向けた取組

(基本的考え方)

- 「デフレ脱却・経済再生」を加速することにより、経済成長と税収増をより確実なものとする。あわせて、「経済構造の高度化、高付加価値化」等を通じた歳入増を実現する。

(改革の基本方針)

i) 経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等に伴う税収拡大の実現

- ・ 企業の新陳代謝、労働の移動を促進する取組を強化することにより、企業収益と就業者の所得の増加を支える。こうした取組による「経済構造の高度化、高付加価値化」を通じて新たな税収増を実現する。
- ・ 「公的サービスの産業化」や「公共サービスのイノベーション」により、経済全体に占める企業等民間のシェアが向上し、課税ベースが拡大することで、新たな税収増を生み出す。

ii) 課税等インフラの整備

- ・ マイナンバー制度を活用し、徴税コストの削減を図るとともに、担税力を適切に捕捉するため、金融及び固定資産情報（登記及び税情報を含む。）と所得情報をマッチングするなど、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、税・社会保険料徴収の適正化を進める。

iii) 税外収入の確保

- ・ 国・地方が保有する各種資産の有効活用、不要な資産の売却等により、税外収入についても安定的に確保していく。

②税制の構造改革

(基本的考え方)

- 人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。
- 特に、i) 夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ii) 格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す。
- 以下の基本方針を踏まえ、具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、税制の見直しを計画期間中、できるだけ早期に行う。その際、今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う。

(（税制）改革の基本方針)

i) 成長志向の法人税改革

- ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。

ii) 低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化防止のための見直し

- ・ 年齢ではなく経済力を重視する一方、成長の担い手である若い世代を含む低所得層に対しては、社会保障給付制度との整合性を勘案しつつ総合的な取組の中で、勤労意欲を高め、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点から税負担構造及び社会保障の負担・適用構造の見直しを進める。

iii) 働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保

- ・ 女性の活躍推進・子ども子育て支援の観点等を踏まえつつ、多様化する働き方等への中立性・公平性をより高めるため、早期に取り組む。

iv) 世代間・世代内の公平の確保等

- ・ 年齢ではなく所得や資産などの経済力を重視しつつ、世代間・世代内の公平を確保する。
- ・ 資産格差が次世代における子女教育などの機会格差につながることを避ける必要があること、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中で遺産の社会還元といった観点が重要となっていること等を踏まえた見直しを行う。

v) 地域間の税源の偏在是正

- ・ 地方が自らの責任で地方創生に取り組むためには税財源が必要との考えの下、引き続き税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する。

第4章 平成28年度予算編成に向けた基本的考え方

1. 経済財政運営の考え方

【1】経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

- 経済の好循環を確かなものとし、地方にアベノミクスの成果を広く早く行き渡らせていくため、引き続き予算の早期執行等に取り組む。また、賃金上昇を定着させるとともに投資を促進するための環境整備に取り組む。
- 日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待。

【2】中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組

- 「経済・財政再生計画」に沿って、経済財政運営を行っていく。初年度となる平成28年度予算から手を緩めることなく、歳出改革等を大きく前進させる。
- 「平成28年度予算編成の基本方針」は、「経済・財政再生計画」に沿って策定する。
- 平成29年4月の消費税率引上げに向けては、その円滑な実施に必要な経済環境を整える。

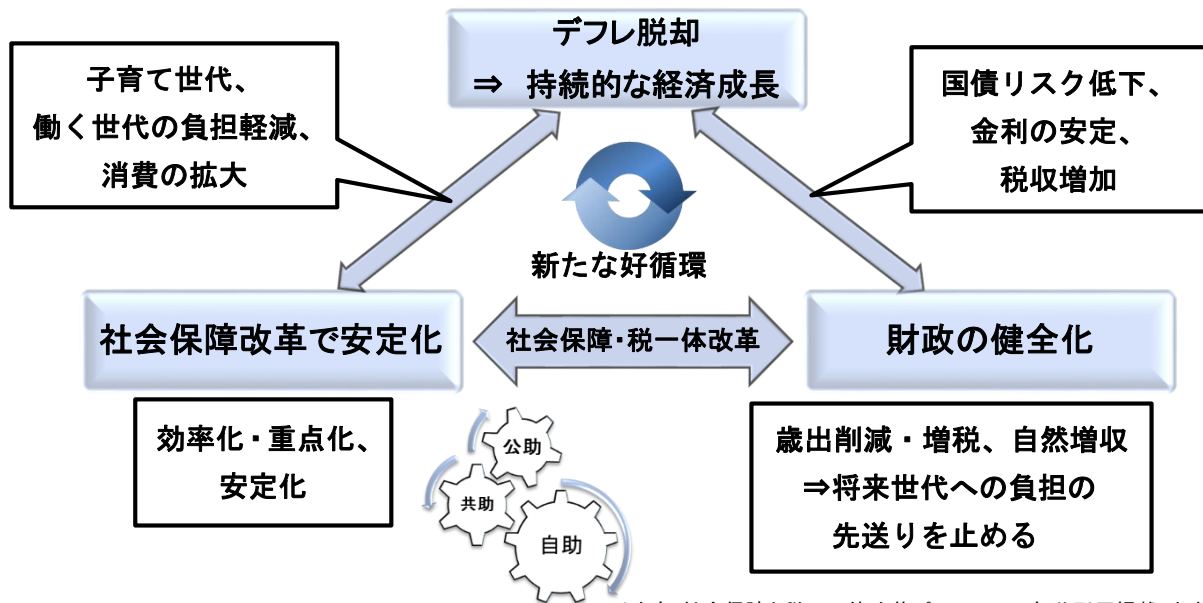
2. 平成28年度予算編成の基本的考え方

- 平成28年度予算編成に当たっては、各府省の予算に「公共サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとする計画の基本的考え方にのっとり歳出改革を反映。
- 社会保障については、社会保障・税一体改革を確実に進めるとともに、予定された取組の前倒し実施も含め、できる限り速やかに検討・取組を進める。インセンティブ改革による多様な主体の行動変化による効率化及び公的サービスの産業化について、順次着手する。平成28年度診療報酬改定を含め、適正な給付と負担の在り方について検討を進める。
- 歳出面においては、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。
- 歳入面においては、課税ベースの拡大等による税収拡大の実現、課税等インフラの整備、税外収入の確保を着実に進める。
- 「集中改革期間」中の所期の改革効果を実現するため、専門調査会において改革の進捗状況を適切に管理、点検、評価する。

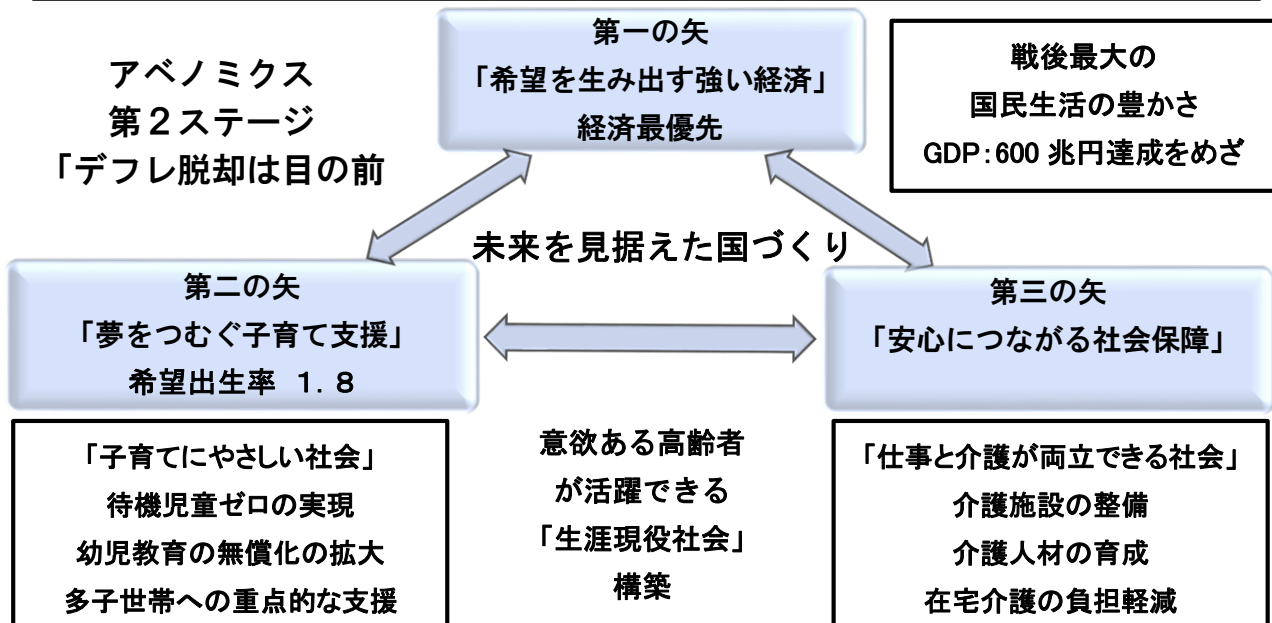
* 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/decision0630.html>

アベノミクス：金融・財政政策・成長戦略と社会保障制度改革



「ニッポン一億総活躍プラン 新三本の矢」(15. 9. 24)



(自民党 HP: 引用掲載、加工)

3. 規制改革・行財政・特区

＜直近の動向＞

➤ 2016.3.9 規制改革会議(第59回):地方版規制改革会議等

- ▶ 地方における規制改革や地方版規制改革会議等について議論した。
- ▶ なお、第58回会議(2月10日)では、重点的フォローアップについて協議した。規制改革実施計画(平成25年6月14日、平成26年6月24日及び平成27年6月30日の閣議決定)において、内閣府は、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告し公表することとされている。これら3つの実施計画の平成27年度末時点のフォローアップについて実施要領を確認した。平成28年5月までに所管省庁からの回答をもとにワーキング・グループ等で精査し、その後、調査結果のとりまとめと規制改革会議への報告等が予定されている。
- ▶ 健康・医療分野の重点的フォローアップ項目として、「新たな保険外併用の仕組みの創設」、「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットingの確立」が掲げられている。

* 規制改革会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

＜経 過＞

✓ 規制改革会議

2016.1.18	規制改革会議(第56回):地方における規制改革等
▶ 地方における規制改革、規制改革ホットラインの運用状況等について議論した。 ▶ 規制改革ホットラインの受付状況とともに、新たに所管省庁に検討要請を行った提案事項が示された。健康・医療ワーキンググループ関連としては、「経済連携協定に基づく外国人介護事業従事者の取得資格要件等緩和」(介護福祉士⇒介護職員初任者研修修了の資格に緩和)が掲げられた。	
2015.12.4	規制改革会議(第54回):地方版規制改革会議等
▶ 地方版規制改革会議、規制レビュー等について議論した。 ▶ 厚生労働省関連では、仕事と家庭の両立支援のための育児休業及び介護休業等の規制、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等が対象とされている。 ▶ 地方版規制改革会議については、各地方自治体での設置に向けて規制改革会議として、都道府県知事及び市町村長に依頼することを確認した。	
2015.11.12	規制改革会議(第52回):地方版規制改革会議
▶ 地方版規制改革会議の設置について議論した。	
2015.10.15	規制改革会議(第50回):会議の進め方等
▶ 規制改革会議の進め方について、審議事項や重点フォローアップ項目について議論した。 ▶ 規制改革会議では、来年6月を目途とする答申のとりまとめに向け、一人一人の国民が職場や地域で一層活躍できるような社会を形成するために必要な規制改革に取り組むこととし、①多様な働き方を実現、②「ローカル・アベノミクス」推進、③シェアリングエコノミーの推進、④インバウンドの急増を見据えて、これらに関する規制改革を中心的に審議するとしている。 ▶ これまでの改革の総仕上げとして、法制化に向けた検討の内容や運用状況等について粘り強くフォローアップするとしている。新たな保険外併用の仕組みの創設のほか、「介護・保育事業等の経営管	

理の強化とイコールフッティング確立」が重点的フォローアップ事項として掲げられている。	
2015. 6. 30	「規制改革実施計画」：閣議決定
▶ 政府は、「規制改革に関する第3次答申」（6月16日）をもとに、規制改革実施計画を閣議決定した。計画は、答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくために定められたものである。 ▶ 計画では、『日本再興戦略』改訂2015（6月30日・閣議決定）の推進にあたり、阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」を改革の重点分野として掲げている。 ▶ 「内閣府は、残された課題に着実に対応するため、本計画策定後、速やかに更なる検討を開始し、日本経済再生本部、まち・ひと・しごと創生本部、経済財政諮問会議等と効果的かつ効率的に連携しつつ、来夏まで規制改革会議での検討の仕組みを維持し、継続的にその体制の下での検討及び意見を踏まえた取組を進めていくものとする」としている。	
2015. 6. 16	規制改革会議：「第3次答申」とりまとめ
▶ 規制改革に関する第3次答申をとりまとめ、首相に提出した。答申は日本再興戦略の改訂（成長戦略）や骨太の方針に反映される。今後、答申にもとづく規制改革実施計画が策定される。 ▶ 重点フォローアップ事項としては、「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフッティング確立」が掲げられ、また、主な規制改革事項として「介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し」等が盛り込まれている。 ▶ 今後、規制改革会議として答申提出後の活動を再開するにあたっては、まず、取り上げるべき重点分野、その審議体制等について整理し、改めて規制改革会議としての活動方針を定め、産業競争力会議、まち・ひと・しごと創生本部、経済財政諮問会議などとのより効果的・効率的な連携の下、平成27年7月以降更なる改革に取り組むとしている。	
《概要》	
◆今期の審議における重点項目	
（1）内閣の重要施策の実現の阻害要因となっている規制の改革～「多様な働き方の実現」「地域活性化」	
○規制改革会議においては、民間のダイナミックな創意工夫の中から多様性あふれる新たなビジネスを生み出していくための成長戦略の推進、人口減少・地域経済縮小の克服や、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立など、内閣の重要施策を実現していく上で阻害要因となっている規制の改革に重点的に取り組んだ。 ○今期は特に、女性や若者・高齢者などにとって多様で柔軟な働き方の選択肢を拡大するための規制改革を重要課題に掲げ、規制改革ホットラインを通じて国民各層の声を直接受け止めるとともに、多くの関係者を招いて意見交換を行い、これらを踏まえて、『多様な働き方を実現する規制改革』に関する意見を取りまとめ、今後取り組むべき課題について提言を行った。 ○また、“地域が主役”との観点から、規制改革ホットラインを活用しつつ、より地方の実情に沿った要望をくみ取った上で、地方自治体が所管する規制にまで対象を広げて幅広く審議・検討を進めた。地方の現場で地域活性化に取り組んでいる有識者からのヒアリング結果も踏まえ、地域活性化分野における規制改革の視点として、①空きキャパシティの再生・利用、②地域における道路の多面的機能の発揮、③主に自治体が所管する規制の改革、④その他地域活性化に資する規制改革、という4つの視点を設定し、これに即して個別具体的な規制改革事項を取りまとめた。	

(2) 現下の規制改革の意義～成長戦略の鍵、国民にとっての多様な選択肢の提供

○規制改革により、

- ①経済環境の変化に適応して、イノベーションを喚起する
- ②技術革新等による新製品・新サービスを国民が享受できるようにする
- ③女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を発揮できる社会を実現するとともに、人口減少社会が進む中、経済を再生して成長力を強化する視点から円滑な労働移動を支えるシステムの整備を進める、
- ④地域活性化の阻害要因となっている規制を取り除く

等の実現を図る。

◆次のステップへ

○本答申提出後、規制改革会議としての活動を再開するに当たっては、まず、取り上げるべき重点分野、その審議体制等について整理し、改めて規制改革会議としての活動方針を定め、産業競争力会議、まち・ひと・しごと創生本部、経済財政諮問会議などとのより効果的・効率的な連携の下、平成27年7月以降更なる改革に取り組んでいく。

○その際には、次期が規制改革会議の設置の最終期間（28年度末）であることを念頭に置きつつ、今期以上に、これまでの改革の総仕上げを重視する。関係府省から過去の規制改革実施計画の進捗について見直し状況の報告を受け、その内容を確認していくとともに、特に重要な項目は重点フォローアップ項目として、関係者からのヒアリングなどを基に本会議や各ワーキング・グループで実施状況をフォローする。

○特に、今期重点的フォローアップを実施した事項の中には、現時点でなお関連する法整備等が完了しておらず、更なるフォローアップが求められる事項も存在する。規制改革会議としては、これらの事項も含め今後とも粘り強くフォローを行い、改革の実行に至るまで見届けていく必要がある。

◆各分野における規制改革

1. 健康・医療分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

○病気や介護を予防し、健康で長生きすることは、全国民の共通の願いであり、世界に先駆けて超高齢社会を迎える日本では、国民が健康と生活の質を維持しながら長寿を享受できる健康長寿社会の実現が急務となっている。他方、少子高齢化の進展により社会保障に係る負担は毎年増加しており、限られた財源の中で必要な医療・介護サービス等を確保するためには、国民の健康増進や疾病予防などの取組のほか、給付の効率化や費用の最適化の取組などが求められている。

○健康・医療ワーキング・グループでは、これらの課題に対処するため、国民の安心・安全の確保を前提に、「国民の利便性向上」、「医療や福祉サービスの発展による経済の活性化」、「保険財政の健全化」の3つを基本的な考えとして規制改革に取り組み、第3次答申の検討に当たっては、以下の6つの検討項目について個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し

家族の介護負担の軽減などのため、要介護者が一時的に施設に入所して日常生活上の介護を受けるショートステイのニーズは多いが、そのサービスを提供する施設が不足している地域がある。現在、介護付有料老人ホームの空室をショートステイ施設として利用することはできるが、介護報酬を算定するための要件が厳しく、利用が進まないとの指摘がある。

このため、介護付有料老人ホーム等がショートステイサービスを提供できるようにするため、介護報酬算定要件の見直しを行う。

ア 空室を利用したショートステイサービスの要件の見直し【特定施設の事業経験年数要件は措置済み、入居者率基準は措置済み、利用者率基準は平成 29 年度検討・結論】 イ 介護保険事業（支援）計画における特定施設の利用者数の適切な見込量設定の支援【措置済み】	
(略)	
2014. 6. 24	「規制改革実施計画」閣議決定
▶ 「規制改革に関する第2次答申～加速する規制改革～」(6月13日・規制改革会議)で示された規制改革事項等について、それぞれ期限を切って取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図るため、「規制改革実施計画」が閣議決定された。 ▶ 健康・医療分野の重点事項として、新たな保険外併用の仕組みの創設、介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立等が明記されている。 《規制改革に関する第2次答申：社会福祉法人関連の事項》 1 健康・医療分野 (1) 規制改革の目的と検討の視点 ②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立 ○国民が安心して福祉サービスを受けられるよう、その主要な担い手である社会福祉法人は、利用者や国民に対して経営内容やサービスの質を十分に開示する必要がある。このため、財務諸表のインターネット上での公開、補助金・役員報酬の開示、利害関係者との取引内容の開示、サービスの第三者評価などを進め、経営の透明性やサービスの質を向上させる。 ○また、介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が同種のサービスを提供する特殊な市場であり、多様な経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競い、利用者の利便を高める必要がある。このため、経営主体間のイコルフットィングを確立するよう、地方公共団体の助成・補助制度などにおける経営主体による差異の是正、すべての社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化や違反した場合の役員解職勧告などの制度的な措置を行う。 (2) 具体的な規制改革項目 ②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立 ア 財務諸表の情報開示【ホームページ上での開示は措置済み。電子開示システムは平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置のうえシステム構築を開始】 イ 補助金等の情報開示【開示の義務付けは平成26年度措置。国民への分かりやすい開示は電子開示システムの構築に合わせて措置。地方公共団体への要請は平成27年度措置】 ウ 役員報酬等の開示【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】 エ 内部留保の明確化【内部留保の活用は平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。目的別の積立の指導は平成26 年度措置】 オ 調達の公正性・妥当性の確保【平成27年度決算から措置】 カ 経営管理体制の強化【責任の範囲等の明確化と外部機関による会計監査の義務付けは平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。第三者評価のガイドラインは平成26年度措置。介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標は平成27年度措置。保育所の第三者評価の受審率の数値目標は子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】 キ 所轄庁による指導・監督の強化【工程表の策定は平成26年度検討・結論、平成27年度措置。助言や勧告のための措置は平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる】	

ク 多様な経営主体によるサービスの提供【公的性格の強化は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成27年4月1日）に合わせて措置。地方公共団体への通知は平成26 年度措置】

ケ 福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善【平成26年度上期措置】

コ 社会貢献活動の義務化【社会貢献活動の義務付けと社会貢献活動を行わない法人への対応は平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。一定の事業規模を超える法人に対する要請は平成26年度措置】

*** 規制改革実施計画／規制改革に関する第2次答申**

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html

✓ 国家戦略特区（構造改革特区）

2015. 7. 8	国家戦略特別区域法等改正法案：参議院可決・成立
▶ 国家戦略特別区域諮問会議での議論を踏まえた規制改革事項の追加等に関する「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が参議院で可決し、成立した。 ▶ 本法律は、経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずるものである。	
《主な事項》 ○都市公園内における保育所設置の解禁（都市公園法の特例） 保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。 ○地域限定保育士の創設（「改定日本再興戦略 2014」に記載の規制改革事項） 保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間 2 回行うことを促すため、2 回目の保育士試験の合格者に、3 年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。 ○地域限定保育士に係る試験実施の特例（児童福祉法等の特例） 等 地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。 そのほか、設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加（課税の特例）。	
* 国家戦略特別区域法等改正法案 http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kokkasenryaku_tokku2013.html	
略	
2013. 12. 7	国家戦略特区法案 成立

✓ 行政改革推進本部・行政改革推進会議

2015. 11. 27	行政改革推進会議（第20回）：秋のレビュー・とりまとめ
▶ 平成26年11月11日から13日までに実施された秋のレビューの指摘事項をとりまとめた。	

4. 地方分権改革

《直近の動向》

➤ 2016.3.16 地方分権改革有識者会議(第 24 回):平成 28 年度の提案募集
▶ 提案募集検討専門部会(第 37 回)との合同会議として開催し、平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針等と平成 28 年の提案募集の実施について協議した。 ▶ 平成 28 年度の地方公共団体からの提案募集については、提案募集の実施方針(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づき、平成 27 年の進め方を基本的に踏襲して進めることを確認した。
➤ 2016.3.11 第 6 次地方分権一括法案:閣議決定
▶ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第 6 次地方分権一括法案)が閣議決定された。「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 12 月 22 日閣議決定)にそって、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律を整備するものである。 ▶ 法案においては、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しとして「地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加」することが盛り込まれている。
➤ 2016.3.2 国家戦略特別区諮問会議(第 20 回):規制改革事項の追加等
▶ 規制改革事項の追加について協議した。 ▶ 規制改革事項の追加内容として、「ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準の緩和」等が掲げられている。引き続き、国家戦略特別区諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおける検討を踏まえ、今国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込むなど、所要の措置を講じるとしている。 ▶ 「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」については、平成 28 年 3 月 11 日に閣議決定された。障害者雇用率の算定特例のなどが盛り込まれている。
➤ 2015.12.24 「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」:閣議決定
▶ 政府は、まち・ひと・しごと創生法にもとづき「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)を定めているが、この総合戦略の変更について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」として閣議決定した。 ▶ 2015 年度中には地方公共団体における「地方版総合戦略」が策定され、地方創生は、2016 年度から具体的な事業を本格的に推進する段階に入ること、また、一億総括社会の実現と TPP を踏まえた対応を進めるために改訂されたものである。 ▶ 「名目 GDP600 兆円」の実現に向けて、ローカル・アベノミクスの更なる推進を図るとともに、コンパクトシティや「小さな拠点」の形成により地域の稼ぐ力を高めること、また「希望出生率 1.8」の実現に向けて、少子化対策における地域アプローチを進め地域ごとの働き方改革を行うとしている。 ▶ 「介護離職ゼロ」の実現に向けては、「生涯現役社会」の構築に資する「生涯活躍のまち(日本版

CCRC)」構想を制度化することにより、高齢者が地域で元気に活躍できるようにし、地方創生を「一億総活躍社会」の実現に向けた取組と相互に連動させながら進めていくとしている。

＊ 地方分権改革有識者会議

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigikaisai-index.html>

＊ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第6次地方分権一括法案）

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

＊ 国家戦略特別区諮問会議

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/shimonkaigi.html>

＊ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/kettei/h280311.html>

＊ まち・ひと・しごと創生本部／同会議／地域しごと創生会議 等

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/>

《経 過》

✓ まち・ひと・しごと創生本部等

2015. 11. 17	地域しごと創生会議（第1回）：基本的な対応方針等
▶ 地方創生の第二ステージに向け、官民が力を合わせて、地域の経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援を行っていくため、その基本的な取組方針を明らかにすることを目的として「地域しごと創生会議」が設置・開催された。平成28年4月をめぐり、まち・ひと・しごと創生会議に報告し、了承を得るため議論が進められる予定である。 ▶ 「地域しごと戦略」構築に向けた基本的な対応方針としては、各地域で総合戦略づくりが進展しつつあることを受け、地方創生プロジェクトの具現化を一挙に推し進め、地方に新たなしごとと投資の流れを生み出すため、分野別及び分野横断の二つの視点から、「地域しごと戦略」に向けた検討を進め、「目に見える地方創生」の実現を加速するとしている。 ▶ 12月8日には、第2回会議が開催され、観光まちづくり組織（DMO）をテーマに議論が進められた。	
2015. 8. 25	日本版 CCRC 構想有識者会議（第8回）：中間報告
▶ まち・ひと・しごと創生本部に設置された「日本版 CCRC 構想有識者会議」は、「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の基本的考え方や制度化の方向性などについて、8回の審議を経て中間とりまとめを行った。今後「モデル事業」や「制度化の具体的な内容」などについて更に検討を進め、本年末に「最終報告」を取りまとめる予定である。 ▶ 「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる」まちづくりを目指すものである。 ※「日本版 CCRC」・・・都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体	
《中間報告・概要》	
◎「生涯活躍のまち」構想の具体像を、「入居者」、「立地・居住環境」、「サービスの提供」、「事業運営」の4つの観点から提示。これらは、制度趣旨から一定水準を確保する一方、地域の特性やニーズに	

即した「多様性」を尊重することが必要。このため、「生涯活躍のまち」構想に求められる要件は、「共通必須項目」（入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない共通的な項目）と「選択項目」（地方公共団体が地域の特性や希望する地域づくりに沿ったコンセプトとして選択できる項目）に区分される。

◎地方公共団体が、地域の特性や強みを活かした、構想の基本コンセプトを固め、構想案及び「基本計画」をとりまとめる。それに基づき、適切な事業主体を選定する。事業主体は、事業計画を策定し、事業化に取り組む。

〔国、地方公共団体、事業主体の役割分担と連携〕

1. 国：「生涯活躍のまち」構想に関する基本方針を策定するとともに、地方公共団体の取組に対する政策支援（法制度整備、財政支援など）を行う。
2. 地方公共団体：地域の特性や強みを活かして具体的な構想を検討し、基本計画を策定する。事業主体や地域関係者と協働して、構想を推進。事業化後も、事業主体等に対する多様な支援を実施。
3. 事業主体（運営推進法人）：基本計画を踏まえ事業計画を策定する。事業化後は、地方公共団体をはじめ関係者と協働して、コミュニティを運営推進。

〔入居・サービス利用〕

1. 入居希望者に対しては、丁寧な意思確認プロセスを用意するほか、多様な移住支援を行う。入居後は、個々人のニーズに応じた「支援プログラム」が提供され、「健康でアクティブな生活」の実現が図られるようにする。医療介護が必要となった時には、「継続的なケア」の確保を行う。
2. その実現のため、事業主体（運営推進法人）に、運営管理や入居者支援を担う「コーディネーター」を配置するほか、「地域交流拠点」を設置する。

2015. 8. 4

まち・ひと・しごと創生本部（第7回）：新型交付金の創設

- ▶ 会合メンバーである内閣総理大臣を含む全閣僚の持ち回り決裁により、「地方創生の深化のための新型交付金の創設等について」が決定された。

《概要》

- 地方創生は、平成 27 年度中に「地方版総合戦略」が策定され、平成 28 年度より具体的な事業を本格的に推進する段階に入る。
- 国の総合戦略に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充・強化し、国による多様な支援（情報支援、人的支援、財政支援）を講ずることにより、地方創生を深化させていく必要がある。
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」に基づき、「新型交付金」の創設等に取り組む。

1. 新型交付金の創設

- 新型交付金は、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する。地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせて、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援する。
- 新型交付金に係る平成 28 年度予算の要求・要望は、地方からの要望等を踏まえ、予算額で 1,000 億円を超える規模（事業費で 2,000 億円を超える規模）のものとする。その財源は、「平成 28 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づき、関係府省が連携し、地方創生関連の事業に予算要求を重点化する中で確保する。
- 政府における新型交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証や先駆的・優良事例の提案等については、関係各省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

2. 地方創生関連補助金等の見直し

○地方創生関連補助金等については、適切な KPI や PDCA サイクルの整備、手続のワンストップ化等による「縦割り」の弊害防止等の見直しを行う。このため、平成 28 年度予算の概算要求に当たり、まち・ひと・しごと創生本部事務局が関係府省と協力して進める。

3. 地方創生予算全体の確保

○新型交付金の創設に際しては、地方創生関連補助金等や地方財政措置との役割分担を明確にし、平成 28 年度予算に向けて、概算要求段階から関係府省が連携・協働することが重要である。

2015. 6. 30	「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」・閣議決定
2015. 4. 3	まち・ひと・しごと創生本部：今後の取組方針

✓ 地方分権改革推進本部・地方分権改革推進会議等

2015. 11. 26	地方分権改革有識者会議・合同会議：地方からの提案等への対応方針案
--------------	----------------------------------

- ▶ 地方分権改革有識者会議（第 23 回）・提案募集検討専門部会（第 36 回）の合同会議を開催し、雇用対策部会報告とともに、平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について協議した。
- ▶ 地方分権改革については、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入し、地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進している。平成 27 年の地方からの提案等における法改正事項については、一括法案等を平成 28 年通常国会に提出することを基本に対応することを確認した。なお、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化される。

《主な事項》

○病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化（子ども・子育て支援法）

【要綱改正】

○特例居宅介護サービス費等の支給対象地域の見直し促進（介護保険法）

【告示改正】

○サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲（高齢者の居住の安定確保に関する法律）【法律改正】

○生活保護の被保護者の電気代等の支払いに係る支援方法の明確化（生活保護法）【通知等】

○地方社会福祉審議会における精神障害者福祉に関する事項の審議事項化（社会福祉法）【法律改正】

○施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和（予防接種法）【省令改正等】

○公営住宅の一部入居者（認知症患者等）に対する収入申告方法の拡大（公営住宅法）【法律改正等】

【検討事項】

●幼保連携型認定こども園以外の認定子ども園の認定等に関する事務・権限の指定都市への移譲（子ども・子育て支援法）

⇒平成 28 年中に結論。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

●障害福祉サービス事業所及び障害支援施設等の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等の中核市への移譲（障害者総合支援法）

⇒平成 28 年中に結論。指定都市への移譲（平成 27 年度）の状況を踏まえ、中核市に移譲する方向で検討。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2015. 6. 19	第 5 次地方分権改革一括法：参議院可決・成立
-------------	-------------------------

- ▶ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第5次地方分権一括法）が参議院で可決し、成立した。
- ▶ 義務付け・枠付けの見直し等の関連法として、認定こども園法における「保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止」が盛り込まれている。具体的には、「子ども・子育て支援新制度では、将来の保育需要を見越した受け皿整備の環境が整うこと等から、保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の規定を廃止することにより、有効期間経過後の事業の見通しに対する経営主体の不安を解消し、認定こども園の活用を通じた保育体制の充実を促進する」としている。

*** 第5次地方分権改革一括法（内閣府 HP）**

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

略	
2013. 3. 8	地方分権改革推進本部の設置 閣議決定 ※「地域主権戦略会議」の廃止
2013. 1. 11	内閣府「地域主権戦略室」→「地方分権改革推進室」に改称

✓ 国家戦略特別区諮問会議

2015. 12. 15	国家戦略特別区諮問会議（第18回）：第3次指定等
▶ 国家戦略特区の3次指定、国家戦略特区に関する今後の進め方等について協議した。 ▶ 国家戦略特区の第3次指定については、『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）等に基づき、本年内に「国家戦略特区の3次指定（地方創生特区の第二弾）」を実現するとし、本年春から秋に規制改革事項等の提案のあった41の地方自治体のうち、夏にヒアリング済みで追加提案のないものを除く全自治体について、特区ワーキンググループにおいてヒアリングが実施されている。 ▶ 提案事項として、「介護福祉士の資格要件の緩和、保育士の資格要件の緩和、福祉施設の転用手続きの簡素化」（富山県）等がある。	

5. 社会福祉法人等

＜直近の動向＞

➤ 2016.4.8 成年後見制度の利用促進法：衆議院可決・成立

- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律が、衆議院で可決・成立した。
- ▶ 本法は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み制定されたものである。
- ▶ 成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
- ▶ 4月6日には成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が参議院で可決・成立した。本法により、成年後見人による郵便物等の管理や死亡後の成年後見人の権限が拡大される。

➤ 2016.3.31 社会福祉法等の改正：衆議院可決・成立

- ▶ 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」(平成27年4月3日・閣議決定)については、昨年の第189回通常国会の閉会にともない、審議未了で継続審査とされていたが、開会中の第190回通常国会において審議され可決・成立した。衆議院での可決に先立つ参議院での可決(平成28年3月23日)にあたり、参議院厚生労働委員会で附帯決議(3月17日)がなされている。
- ▶ 本法は、社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)等を踏まえたものであり、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、①社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、②介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずるものである。
- ▶ 改正法は3月31日に公布され、一部が4月1日から施行される。今後、法律にもとづく政省令等の関係法令の整備とともに、社会保障審議会福祉部会において制度の詳細に関する検討が行われる予定である。
- ▶ 3月31日付で「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(社援発0331第40号、厚生労働省 社会・援護局長通知)及び、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」(社援発0331第41号、厚生労働省 社会・援護局長通知)が発出されている。

＜概要＞

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置(小規模法人について評議員定数の経過措置)、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3)財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
- 「社会福祉充実残額(再投下財産額)」(純資産の額から事業の継続に必要な財産額(※)を控除等した額)の明確化

※①事業に活用する土地、建物等②建物の建替、修繕に要する資金③必要な運転資金④基本金及び国庫補助等特別積立金

- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4)地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5)行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2. 福祉人材の確保の促進

(1)介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大(社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加)

(2)福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3)介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成 34 年度から養成施設卒業者に対し、国家試験を義務づけ(平成 29 年度から受験資格を付与し、5 年間をかけて漸進的に導入)等

(4)社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】

平成 29 年4月1日

(1の(2)と(3)の一部、(4)、(5)の一部、2の(1)、(4)は平成 28 年4月1日、2の(3)は公布の日)

《参議院厚生労働委員会・附帯決議 平成 28 年 3 月 17 日》

1. 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行う

こと。

2. 事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。
3. いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されるようにすること。また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。
4. 事業の継続に必要な財産額が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
5. 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
6. 社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。
7. 社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。
8. 現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。
9. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成の廃止の対象となった法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象としない法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。
10. 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに

に、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。

11. 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。
12. 将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。
13. 介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成二十六年法律第九十七号）等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。
14. 介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。
15. 本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。

《衆議院厚生労働委員会・附帯決議 平成 27 年 7 月 29 日》

1. 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たな負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に遺憾なきを期すこと。
2. いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。
3. 事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積み立て不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
4. 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応など本体事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにすること。社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
5. 所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。
6. 現下の社会福祉施設における人材確保が困難な状況に鑑み、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置に

について検討を行うこと。

7. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。
8. 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。
9. 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルート¹の国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講じること。
10. 介護職員の処遇については、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

《参考：社会・援護局関係主管課長会議（平成 28 年 3 月 3 日）福祉基盤課資料・抜粋》

社会福祉法等の一部を改正する法律案における施行日等

○H28.4.1施行予定：地域公益活動の実施、財務諸表の公表、指導監督の見直し・権限移譲、退職手当制度の見直し

○H29.4.1施行予定：経営組織のガバナンス強化（評議員会等）、財務規律の強化（社会福祉充実計画等）

年度	月	法人	所轄庁
H28	4	○旧評議員会・旧理事会 - 決算、定款変更（所轄庁変更に関する事項）	○定款変更の認可（所轄庁変更に関する事項）※都道府県・指定都市
	5		
	6	○現況報告書等の届出（～H28.6.30）	
H29	3	○旧評議員会・旧理事会 - 定款変更（H29.4.1施行に関する事項：新評議員の選任方法等） →H29.3.31までにあらかじめ新評議員を選任（任期はH29.4.1～）	○定款変更の認可（H29.4.1施行に関する事項）
	4	・現評議員の任期満了（H29.3.31）	
	5	・新評議員の任期開始（H29.4.1～）	
	6	○新理事会（旧役員） - 決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 - 新役員案（・会計監査人案） ○新評議員会 - 決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 - 新役員（・会計監査人）の選任→任期開始（現役員の任期満了）	
		○社会福祉充実計画の申請（～H29.6.30） ○現況報告書、役員等名簿・役員等報酬基準等の届出（～H29.6.30）	○社会福祉充実計画の承認（申請後一定期間内に承認）

※新評議員会：改正法案に基づく、必置の議決機関としての評議員会
旧評議員会：現行法に基づく、任意の諮問機関としての評議員会

新理事会：改正法案に基づく理事会
旧理事会：現行法に基づく理事会

社会福祉法改正案における社会福祉法人制度の改革（平成28年4月1日施行予定分）

※平成27年4月3日国会提出、7月31日衆議院可決、参議院において継続審査中

1. 事業運営の透明性の向上

☐ 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（※）、定款の公表に係る規定の整備

	改正前	改正後
備置き・閲覧	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書、⑥現況報告書、⑦定款
公表	法律に規定なし * 通知で以下を義務付け ①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書	①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書、④定款

※ 役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。

2. 財務規律の強化

（適正かつ公正な支出管理の確保）

- 役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- 会計基準を省令に位置付け

3. 地域における公益的な取組を実施する責務

☐ 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

4. 行政の関与の在り方

☐ 所轄庁による指導監督の機能強化
☐ 国・都道府県・市の連携を推進

- 二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備等

* 成年後見制度の利用の促進に関する法律

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001020.htm

* 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001021.htm

* 社会福祉法等改正法案（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/189.html>

* 経営情報の公開、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成26年5月29日・厚生労働省通知）への対応

全国社会福祉法人経営者協議会HP

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

・「社会福祉法人の認可について」の一部改正への対応

<http://www.keieikyo.gr.jp/kaisei.html>

＜経 過＞

✓ 社会保障審議会福祉部会

2015. 2. 12 社会保障審議会福祉部会（第14回）：報告書とりまとめ

▶ 「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人改革について～」とりまとめ。

* 社会保障審議会福祉部会 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html>

✓ 社会福祉法人

2015. 8. 5	「社会福祉法人の認可について」等の一部改正：通知発出
▶ 平成 27 年 4 月 1 日からの子ども・子育て支援新制度の施行により、小規模保育事業や幼保連携型認定こども園が第 2 種社会福祉事業に位置付けられることにともない「社会福祉法人の認可について」及び「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を一部改正する通知が発出された。 ▶ 「社会福祉法人の認可について」の改正では、評議員会の設置が免除される事業として、保育所を経営する事業のほかに、新たに、幼保連携型認定こども園を経営する事業及び小規模保育事業が追加された。また、これらの事業と併せて行うことができる事業に病児保育事業及び利用者支援事業が追加されることにともない、社会福祉法人指導監査要綱における評議員・評議員会の指導監査事項についても同様の見直しが行われている。	
2015. 4. 17	「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」通知発出
▶ 厚生労働省は、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、積極的な実施の促進を依頼する通知を発出した。 ▶ 「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月閣議決定）では、社会福祉法人本来の役割を果たすことを求める観点から、全ての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施を義務付けるとし、「一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請」している。また、社会福祉法改正法案は、「地域における公益的な取組」を責務規定として整備することが盛り込まれている。 ▶ 通知では、地域における公益的な取組を行うことは、法整備を待つことなく、社会福祉法人がその本旨に基づき果たすべき社会的使命であるとし、既に多くの社会福祉法人においては、地域の福祉ニーズを踏まえ、その規模や経営実態に即して、自主的に実施されている前提にもとに、未実施の法人も含め更なる積極的な取組が求められるとしている。	
2014. 7. 4	社会福祉法人の在り方等に関する検討会：報告書
▶ 「社会福祉法人制度の在り方について」がとりまとめ・公表された。本報告書は、検討結果を踏まえ、社会福祉法人制度の改革に向けた方向性と論点を示したものである。 ≪「社会福祉法人制度の在り方について」概要≫ ◆社会福祉法人制度については、2000（平成 12）年の社会福祉基礎構造改革以降、大きな見直しは行われていない。しかしながら、その後の 10 余年の間に、社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化し、社会福祉法人制度の意義・役割を問い直す厳しい指摘もされるに至っている。<u>今こそ、社会福祉法人制度に関わる者が自ら率先して改革を行わなければ、社会福祉法人制度は地域住民等の信頼を失い、その未来をも断ち切れかねない。</u> ◆今後、厚生労働省において具体的な見直し方策を検討していくに当たっては、<u>社会福祉法人制度の置かれた厳しい現実を直視しつつも、その有する潜在力を地域福祉や社会福祉の向上のために最大限活用するという視点に立ち、地方の現場を担う地方公共団体や社会福祉法人と一体となって、社会福祉制度の基盤制度である社会福祉法人制度を早急に見直すことを強く期待</u>する。 第 1 部 社会福祉法人制度の概要 ○①憲法第 89 条の「公の支配」に属する法人として、行政からの補助金や税制優遇を受け一方、②社会的信用の確保のため、基本的に「社会福祉事業のみ」を経営すべきという原則論の下、所轄庁の指導監督を受けてきた。 ○歴史的諸制約から、社会福祉法人は民間事業者ではあるものの、行政サービスの受託者として公的	

性格の強い法人となり、市場原理で活動する一般的な民間事業者とは、異なる原理原則の下、発展していくことになった。

第2部 社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化

1. 社会情勢・地域社会の変化

2. 社会福祉制度の変化

3. 公益法人制度の変化

○一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人については、その組織等について、法律で明確に規定されるようになったほか、透明性の確保についても、高いレベルの情報公開が義務付け

4. 最近の社会福祉法人に対する主な指摘

(いわゆる内部留保に関する指摘)

○2011（平成23）年7月に社会福祉法人が黒字をため込んでいるという報道がなされ、同年12月の社会保障審議会介護給付費分科会においては、特別養護老人ホーム1施設当たり平均約3.1億円の内部留保（平成22年度決算ベース）があることが報告された。これを受けて、2012（平成24）年7月には財務省予算執行調査、2013（平成25）年10月には会計検査院による検査が行われた。

(規制改革会議における議論)

○規制改革会議では、社会福祉法人が補助金や税制優遇を受けていながら財務諸表の公表がなされていないことが指摘され、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、①2012（平成24）年度分の財務諸表の公表指導と状況調査②2013（平成25）年度分以降の財務諸表について、全ての社会福祉法人における公表が提言された。

○なお、2012（平成24）年度分財務諸表の公表状況については、2013（平成25）年9月30日に規制改革会議に厚生労働省による調査結果が報告されたが、ホームページ又は広報誌のいずれかで公表を行った社会福祉法人が全体の52.4%にとどまり、規制改革会議の委員からは公表が不十分との厳しい意見が相次いだ。

○また、2013（平成25）年10月以降は、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットリング」が重点課題とされ、

①社会福祉法人の財務諸表の開示や経営管理体制の強化

②特別養護老人ホームの参入規制の見直し

③株式会社やNPOが同種の事業を展開する場合の財政措置の見直し

について議論が行われた。2014（平成26）年6月24日には、社会福祉法人に対して、①社会福祉法人の財務諸表の開示や経営管理体制の強化と、②社会貢献の義務化を内容とする規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）が閣議決定されている。

(社会保障制度改革国民会議等の提言)

○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）では、規制改革会議の答申等を受け、社会福祉法人の財務諸表の公表推進、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築を実施すべきとされている。

○また、2013（平成25）年8月にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書においては、社会福祉法人制度について、

①医療法人・社会福祉法人について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開く

ための制度改正

②社会福祉法人について、非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献

が必要との見解が示され、社会福祉法人の規模拡大や更なる地域への貢献が求められている。

第3部 社会福祉法人の課題

1. 地域ニーズへの不十分な対応
2. 財務状況の不透明さ
3. ガバナンスの欠如
4. いわゆる内部留保
5. 他の経営主体との公平性（イコールフットィング）

第4部 社会福祉法人の今日的な役割

1. 社会福祉制度のセーフティネットとしての役割

○社会福祉法人は、古くから社会福祉事業の主たる担い手として活動している民間法人である。他の経営主体と比べ、福祉サービスのノウハウや経験、専門人材や施設・設備をより多く有している経営主体といえる。引き続きこれまで培ったノウハウを生かして既存の福祉サービスを担うのと同時に、非営利法人として、制度や市場原理では満たされないニーズに応えることが期待されているという原点に立ち返り、様々な社会生活上の困難を抱える者に対して、日常生活の支援を含むトータルなサービスを提供したり、過疎地等他の経営主体の参入が見込まれない地域でサービスを提供したりするなど、他の経営主体で担うことが必ずしも期待できない福祉サービスを積極的に実施・開発していく必要がある。

2. 措置事業を実施する役割

○措置事業を中心に実施する社会福祉法人については、法人の使命を明確にし、当該事業のサービスの質の向上を図るなど、措置事業を適切に実施した上で、培ったノウハウを生かして、利用者の成長や生活の過程に合わせて多様な福祉ニーズに対応していくといった役割が求められる。

○措置事業については、その性格上、行政の規制が厳しく、その資金は行政からの委託費であるため、契約制度による事業のような自由度を確保することは難しい面がある。

○しかしながら、法人の人的・物的資源を有効に活用したり、寄附等の原資を活用したりすることで、公益性を前提に、制度で対応しきれない福祉ニーズに対して取組を行っていくといった主体的な変革は必要である。

○措置事業を中心に実施する社会福祉法人においても、1. の社会福祉制度のセーフティネットとしての取組を積極的に行い、政策に反映していくことが重要である。

3. 地域における公的法人としての役割

○地域住民と地方公共団体との間をつなぐためには、地域の多様なニーズを汲み上げ、地域ニーズを反映したサービス提供を行うなど、地域における信頼を確保する仕組みを強化していく必要があるが、社会福祉法人には、地域の意見を反映する仕組みが十分とはなっていない部分がある。

○社会福祉法人はその公的な性格を再認識し、また、官民の両方の性格を持つ者として、地域のまちづくりの中核的役割を果たせるよう、事業運営の内容や新たな事業展開、組織体制などについて、積極的に利用者、地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められる。

第5部 社会福祉法人制度見直しにおける論点

1. 地域における公益的な活動の推進

(1) 当検討会の現状認識

○社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく取組（「地域における公益的な活動」）が求められている。

○本来、社会福祉法人は、こうした取組を実施することを前提として、補助金や税制優遇を受けているものであり、経営努力や様々な優遇措置によって得た原資については、主たる事業である社会福祉事業はもとより、社会や地域での福祉サービスとして還元することが求められることを改めて認識する必要がある。

(2) 当検討会の意見

ア 地域における公益的な活動の枠組み

- ・地域における公益的な活動の実施義務、定義、制度上の位置づけ、実施にあたっての留意点

イ 地域における公益的な活動の実施方法

- ・複数法人による活動の協働化

ウ 地域における公益的な活動の実施促進

- ・資金使途の弾力化、独自財源の確保の促進、事業ごとの法令上の制約の見直し、地域における公益的な活動をしない法人への対応

エ 地域住民の理解促進

- ・地域における公益的な活動の実施状況の公表・評価方法、会計区分の策定

2. 法人組織の体制強化

(1) 当検討会の現状認識

○現在でも多くの社会福祉法人の経営が、施設・事業所単位のままとなっており、社会福祉法人側での経営に関する意識改革が十分とはいえない。

○社会福祉法人の組織は、理事会、評議員会、理事長、理事及び監事から成り立っているが、それぞれの役割が十分機能する仕組みとはなっていない。特に評議員会については、介護保険事業、保育所、措置事業のいずれかのみを経営する社会福祉法人には設置しなくても良いこととされるなど、法人としてのガバナンスが十分に確保される体制とはなっていない。

○社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。

(2) 当検討会の意見

ア 法人組織の機能強化

- ・法人組織の権限と責任の明確化、評議員会の設置

イ 法人本部機能の強化方策

- ・法人本部機能の強化、法人単位の資金管理

ウ 理事等の権限と責任の明確化、要件の見直し

- ・理事等の損害賠償責任等、職員出身の理事の登用、監事要件の見直し

エ 理事長の権限を補佐する仕組み

- ・経営委員会、執行役員会等の活用

3. 法人の規模拡大・協働化

(1) 当検討会の現状認識

○社会福祉法人が、利用者や地域のニーズに対応していくためには、既に実施している事業だけで

なく、「地域を観る経営者の視点」が必要である。また、利用者や地域のニーズに対応していくためには、法人の規模拡大や複数法人による事業の協働化が一つの方策であり、それが可能となる仕組みや環境整備を検討していくことが重要である。

(2) 当検討会の意見

ア 規模拡大のための組織体制の整備

- ・合併・事業譲渡手続の透明化、分割の手続きの検討、理事会等の開催方法の柔軟化、経営者の資質と能力の向上

イ 複数法人による事業の協働化

- ・法人間の役職員の相互兼務、法人外の資金拠出の規制緩和、社団的な連携、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の活用

4. 法人運営の透明性の確保

(1) 当検討会の現状認識

- 社会福祉法人は公的性格の非営利法人であり、補助金や税制優遇を受けている。地域住民等の信頼を確保し、活動に対する理解を深めるため、透明性の確保は重要であり、法人に関する情報は個人情報に属するものを除き、すべて公表していく必要がある。

(2) 当検討会の意見

ア 社会福祉法人の財務諸表等の公表

- ・財務諸表等の公表の義務化、様式の統一化、剰余金の使途・目的の明確化、定款・役員報酬規程等の公表

イ 地域における活動についての公表

ウ 都道府県、国単位での情報集約

- ・都道府県や国で集約するシステムの構築、補助金額の情報公開

エ 経営診断の仕組みの導入

5. 法人の監査の見直し

(1) 当検討会の現状認識

- 複数の都道府県に事務所がある社会福祉法人について、主たる事務所の所在地の都道府県が所轄庁になるなど、更に権限移譲を進めることが予定されており、所轄庁の連携や監査能力の向上と平準化に取り組んでいく必要がある。
- 社会福祉法人が今日的な役割を果たし、地域における公益的な活動を推進するためには、所轄庁の行政指導についても、法人の育成支援の観点から、責務を果たす法人は支援し、果たさない法人は厳しく指導するといった、メリハリのあるものに変えていく必要がある。
- 第三者評価については、受審費用や評価機関の質を理由に受審が広まっていない。福祉サービスの質の向上のためには、外部からのサービスの質の評価は非常に重要であり、一層の活用が必要である。

(2) 当検討会の意見

ア 所轄庁の法人監査の見直し

- ・行政による監査、外部監査、第三者評価等の役割の整理
- ・法人監査の対象、手続き等の見直し、法人の育成を支援するための環境整備、法人の設立認可要件の見直し

イ 財務に係る外部監査の活用

- ・外部監査の義務化、外部監査における留意点、正確な会計帳簿等の作成に向けた環境整備

ウ 所轄庁の連携、監督能力の強化

- ・所轄庁の連携、監督能力の強化、全国の法人を把握する仕組み

エ 第三者評価の受審促進

- ・受審のための方策、評価機関の能力向上、第三者評価以外の評価方法の活用

* 「社会福祉法人制度の在り方について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000050272.html>

✓ 福祉サービスの質の向上

2014. 4. 1

福祉サービスの第三者評価事業関連通知の全部改正

- ▶ 厚生労働省は、全社協・福祉サービスの質の向上推進委員会の提案等を踏まえ、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について通知した。
- ▶ 本通知は、平成 16 年（通知）から実施される第三者評価事業について、受審件数の少なさや第三者評価調査者の資質の向上の必要性等の課題を踏まえるとともに、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）で示された措置事項に対応するものである。
- ▶ 具体的には、共通評価基準、評価結果の報告・公表方法を改めるとともに、評価機関・評価調査者の質の向上と評価の標準化を促す観点から、第三者評価に関するマニュアルの活用を促進するものである。

✓ 経営情報の公表

2014. 5. 28

「社会福祉法人の認可について」一部改正：経営情報の公表

- ▶ 社会福祉法人における経営情報の公表についての標準的な様式及び、所轄庁への提出手続の取扱等を定める改正通知が発出された。

【経営情報の公表項目】

1. 法人の経営状況（総括表）

- (1) 法人単位の資金収支の状況
- (2) 法人単位の事業活動の状況
- (3) 法人単位の資産等の状況
- (4) 積立金の状況
- (5) 関連当事者との取引の内容
- (6) 地域の福祉ニーズへの対応状況

2. 社会福祉法人現況報告書

- (1) 基本情報（所轄庁、法人名、代表者等）
- (2) 事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業、その他の事業）
- (3) 組織（理事、監事、評議員、施設長、職員、理事会、評議員会、監事監査）
- (4) 資産管理（不動産の所有状況）
- (5) その他（情報公開、外部監査、第三者評価、準拠している会計基準）

6. 高齢者

《直近の動向》

▶ 2016.3.30 社会保障審議会介護給付費分科会(第128回):平成27年度調査結果等

- ▶ 平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成27年度調査)の結果の報告及び、「平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果」をもとに議論した。平成27年度調査は、社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会で調査・検討を進め、介護給付費分科会へ報告したものである。
- ▶ 平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果では、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を取得した施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、13,170円の増となっていることなどが示されている。
- ▶ なお、同日には社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(第17回)が開催され、介護報酬改定のための基礎資料等に関する検討について協議した。

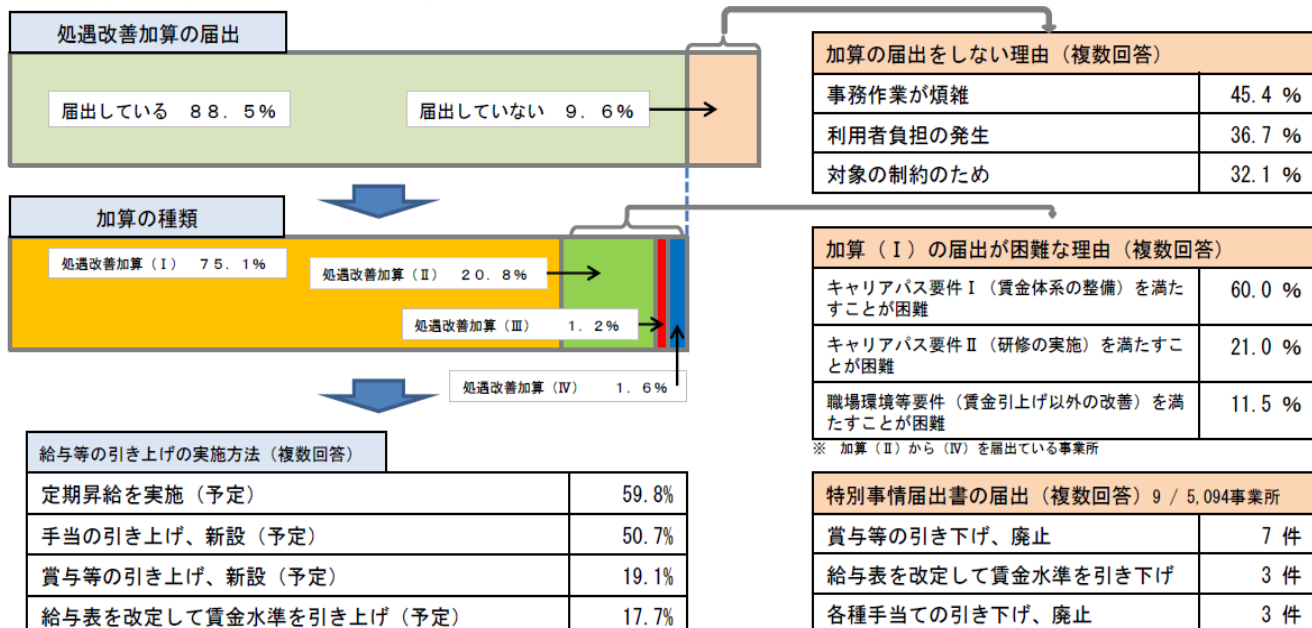
《平成27年度介護従事者処遇状況等調査の結果・概要》

平成27年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント(案)

- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を取得した施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成26年と平成27年を比較すると、13,170円の増となっている。

介護職員の平均給与額(月給・常勤の者)	平成27年9月	平成26年9月	差 額
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の届出をした施設・事業所	287,420円	274,250円	13,170円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)の届出をした施設・事業所	284,410円	272,100円	12,310円

※1 調査対象となった施設・事業所に平成26年と平成27年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
 ※2 平均給与額は、基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)



※ 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者(介護職員に限定していない)全体の状況

《平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査・テーマ》

- ◎看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- ◎中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業
- ◎リハビリテーションと機能訓練の機能分化とその在り方に関する調査研究事業
- ◎介護保険施設等における利用者等の医療ニーズへの対応の在り方に関する調査研究事業
- ◎居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業
- ◎介護保険サービスにおける認知症高齢者へのサービス提供に関する実態調査研究事業
- ◎介護保険サービスにおける質の評価に関する調査研究事業

➤ 2016.3.25 社会保障審議会介護保険部会(第56回):在宅医療・介護の連携等

- ▶ 平成28年2月17日、介護保険部会(第55回)において、平成30年度の介護保険制度見直しに向けた議論が再開された。
- ▶ 介護保険制度の見直しにあたっては、これまでの制度改革等の取組をさらに進め、(1)地域包括ケアシステムの推進、(2)介護保険制度の持続可能性の確保、に取り組むことが重要であるとの考えのもと、主な検討事項にそって議論が進められる。
- ▶ 第56回会議では、在宅医療・介護の連携の連携等の推進と慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方について協議した。

《主な検討事項》

※検討項目については議論に応じて見直す。

地域包括ケアシステムの推進

1. 地域の実情に応じたサービスの推進(保険者機能の強化等)

- (1)保険者等による地域分析と対応
- (2)ケアマネジメントのあり方
- (3)サービス供給への関与のあり方

2. 医療と介護の連携

- (1)慢性期の医療・介護ニーズに対応したサービスのあり方
- (2)在宅医療・介護の連携等の推進

3. 地域支援事業・介護予防の推進

- (1)地域支援事業の推進
- (2)介護予防の推進
- (3)認知症施策の推進

4. サービス内容の見直しや人材の確保

- (1)ニーズに応じたサービス内容の見直し
- (2)介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)

介護保険制度の持続可能性の確保

1. 給付のあり方

- (1)軽度者への支援のあり方
- (2)福祉用具・住宅改修

2. 負担のあり方

- (1)利用者負担
- (2)費用負担(総報酬割・調整交付金等)

その他の課題

- (1)保険者の業務簡素化(要介護認定等)
- (2)被保険者範囲 等

➤ 2016.1.28 療養病床の在り方等に関する検討会：新たな選択肢の整理案とりまとめ

- ▶ 療養病床の在り方等について、「療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて～サービス提供体制の新たな選択肢の整理案について～」をとりまとめ・公表した。
- ▶ 個別の制度や法律等については、社会保障審議会医療部会、介護保険部会等において議論が行われる。そこでの議論を行うことを前提として、検討では、新たな類型を新たな選択肢として追加して提示したものである。

《新たな選択肢の整理案・概要》

新たな選択肢を考えるに当たっての基本的な条件

(基本的な考え方)

- 新たな選択肢を検討するに当たっては、これらの利用者像と、それに即した機能(サービス)の明確化が必要である。
- 現行の介護療養病床及び医療療養病床(25対1)が長期療養の場となり、そこで亡くなる者が多いことに鑑みると、長期間の利用継続に対応する「住まい」の視点を踏まえることが重要である。
- そのため、今後、「医療」「介護」のニーズを併せ持ち、長期の療養が必要となる高齢者に対して、これまでの類型にはない、日常的な医学的管理、一定程度の介護に加え、「住まい」の機能を同時に満たす新たな類型が必要である。
- したがって、新たな類型には、
 - ・ 利用者の生活様式に配慮し、長期に療養生活を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重、家族や地域住民との交流が可能となる環境整備
 - ・ 経管栄養や喀痰吸引等を中心とした日常的・継続的な医学管理や、充実した看取りやターミナルケアを実施する体制が求められる。

また、これらの機能を確保する際には、厳しい財政状況も踏まえ、効率的な運営体制の実現に向けた配慮が必要である。

なお、介護療養病床においては、身体拘束ゼロに向けた取組や医師も含めたケアカンファレンスによる多職種連携など、サービスの質の向上に向けた取組が行われてきたところであり、こうした取組は、新たな類型でも引き続き実現されていくことが重要である。

(新たな選択肢に求められる条件)

- 具体的に、新たな類型については、次のような「利用者の視点」と「実現可能性の視点」が必要となる。

《利用者の視点》

- ・ 提供されるサービスの内容が、利用者の状態(医療の必要度、要介護度など)に即したものであること

・生活の質(QOL)等の観点も踏まえ、長期にサービスを利用する場として、適切な生活空間が確保されていること

・費用面から見て、利用者にとって負担可能なものであること

《実現可能性の視点》

・地域のマンパワーで対応可能な形態であること

・経過措置として、既存施設の有効活用も考慮すること

・経営者・職員にとって魅力があり、やりがいを感じられるものであること

考えられる選択肢

(本検討会における新たな選択肢の整理)

○現行の介護療養病床・医療療養病床(25対1)が提供している機能を担う選択肢として、新たな選択肢を考えるに当たって、「住まい」の機能の強化を中心とすると、

① 医療を内包した施設類型

② 医療を外から提供する、「住まい」と医療機関の併設類型(※)

の類型が考えられる。

※現行制度においても併設は可能だが、移行を促進する観点から、個別の類型としての基準の緩和について併せて検討することも考えられる。

○その上で、現行の介護療養病床・医療療養病床(25対1)が提供している機能を担う選択肢として、別紙のような対応案が考えられる。

○なお、療養病床を有する個々の医療機関の選択肢としては、これら新たな類型に移行する、医療療養病床(20対1)や介護老人保健施設、有料老人ホーム等の既存の類型に移行する、あるいは複数の類型と組み合わせる等、多様な対応の選択肢が考えられる。

○また、実際の移行先は、各医療機関が、入院する患者像や経営状況などを勘案して、既存類型や上記の対応案の中から、自ら選択することとする。

○個別の制度や法律等については、社会保障審議会医療部会、介護保険部会等において議論を行うものであり、本検討会は、そこでの議論を行うことを前提として、新たな類型を新たな選択肢として追加して提示するものである。

この新たな類型と既存の類型、在宅医療・介護サービスも活用しながら、利用者像に即した多様な機能(サービス)を用意し、地域差にも配慮しつつ、今後の医療・介護ニーズに適切に対応できる体制を整備することが重要である。

* 社会保障審議会介護給付費分科会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

* 社会保障審議会介護保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126734>

* 療養病床の在り方等に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken.html?tid=282014>

《経 過》

✓ 介護保険

➤ 2016.2.3

社会保障審議会介護給付費分科会(第126回):実態調査等

- ▶ 介護事業経営実態調査及び、介護保険サービスに関する消費税等の取扱について議論した。
- ▶ 介護事業経営実態調査等については、各介護サービスの費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的として実施するものである。また、平成29年4月に消費税率の10%への引上げが予定されていることから、介護保険サービスにおける消費税率引上げへの対応の検討に必要なデータのために必要なデータについても把握するものとなる。なお、調査は、平成28年5月に実施し、調査結果の公表は平成28年12月を予定している。
- ▶ 介護保険サービスに関する消費税等の取扱に係る検討は、介護事業経営調査委員会において関係団体ヒアリングを実施し、検討を進めることを確認した。

2015. 12. 14

社会保障審議会介護給付費分科会（第126回）：実態調査等

- ▶ 介護事業経営実態調査及び、介護保険サービスに関する消費税等の取扱について、議論された。

《介護事業経営実態調査等の見直しについて》

1. 調査対象期間等について

- 介護事業経営実態調査については、単月の調査では、季節変動や特殊要因の影響を受ける可能性がある一方、調査対象期間を1年分とすれば、決算値を利用でき、数値の正確性が高まることから、改定後2年目の1年分の収支等の状況を調査する。
- 介護事業経営概況調査については、介護報酬改定の前後の年における収支等の状況を比較することにより改定の影響を把握する観点から、改定前後の2年分の収支等の状況を把握する。
- 記入者負担に配慮し、有効回答率の維持・向上を図る観点から、両調査の調査客体を一致させることは行わないこととする。

2. 追加調査項目等について

- 介護サービスを担う法人においては、借入れ等を利用して経営を行っている場合もあり、介護報酬改定の検討の際の参考として、建物等の取得に当たって相当程度の投資が見込まれる介護サービス（※）を対象として、記入者負担に配慮しつつ、必要最小限の調査項目を追加する観点から、長期借入金返済支出を新たに把握する。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護

- 現行の介護事業経営実態調査等では、税引前の収支差率のほか、各介護サービスごとの法人税等の額を調査し、税引後の収支差率も把握しているが、その時々税制の在り方を前提としつつ、介護報酬改定の検討の際の参考として、調査結果を公表する際には、税引前の収支差率に併せて、税引後の収支差率も記載する。
- 国庫補助金等特別積立金取崩額の取扱いについて、収支差率の算出の方法は、現行のとおりとしつつ、平成27年度から全ての社会福祉法人が新たな会計基準に移行することも踏まえ、介護事業経営実態調査等において記載する項目を「介護事業収益」から「介護事業費用」（この場合、控除額として計上）に移行する。

3. その他

- 施設・居住系サービスの収支等における介護報酬以外のものの取扱いについては、現行の取扱いを継続しつつ、今後、費用の適切な按分方法について調査研究等を行うことを検討する。
- 介護事業経営実態調査等の回収率や有効回答率を上げる取組として、前回の調査において、母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかった介護サービスや記入不備が多く見られ

た調査項目等を中心に更なる改善を図る。

《消費税の取扱い等に係る検討スケジュール》

◆平成28年1～3月頃 介護事業経営概況調査の調査票の決定／関係団体ヒアリングの実施

◆平成28年4～7月頃 論点整理／介護事業経営概況調査の実施

◆平成28年8～12月頃 各論点に関する検討／介護事業経営概況調査の集計・分析

…消費税率10%時の対応のとりまとめ

※1 関係団体ヒアリングについては、介護事業経営調査委員会において実施し、その結果は介護給付費分科会に報告する。また、希望により、介護給付費分科会委員の立ち会いもできることとする。

※2 検討に当たっては、医療保険における議論の動向を踏まえつつ、介護事業経営調査委員会において対応案を検討するとともに、適宜、介護給付費分科会においても検討を行う。

2015. 11. 24

社会保障審議会介護給付費分科会（第125回）：実態調査等

▶ 介護事業経営実態調査及び、介護保険サービスに関する消費税等の取扱いについて、議論された。

《介護サービスに関する消費税の取扱い等について・概要》

○消費税率8%への引上げ時における対応を踏まえ、現時点において、どのような対応が考えられるか。

＜参考＞平成26年度消費税8%引上げ時における論点

①消費税率の引上げに伴う影響分の補填

②介護報酬への上乗せ

③基準費用額・負担限度額・区分支給限度基準額の取扱い

【今後の検討に当たり把握すべき事項について】

消費税率の10%への引上げ時における対応については、今後とも、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要があるが、今後の検討に当たっては事業所等の実態の把握が必要となる。このような中、以下の①～④の事項の把握についてどのように考えるか。

①介護サービスの課税割合について

＜論点＞

○消費税率の10%への引上げに伴い、介護サービス施設・事業所の仕入れ等にかかる消費税負担が増大するが、これを適切に把握する前提として、消費税率8%時における各介護サービスの課税割合のデータの算出方法についてどのように考えるか。

○具体的には、消費税率8%への引上げ時と同様、平成28年度介護事業経営概況調査の結果を用いて、消費税率8%時における各介護サービスの人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出してはどうか。

②介護サービス施設・事業所における設備投資の状況について

＜論点＞

○消費税率の8%への引上げに伴い、関係団体のヒアリングを行うとともに、「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」（※平成25年8月21日に介護給付費分科会へ報告）を実施したが、介護サービス施設・事業所における設備投資の状況を把握する必要性の程度についてどのように考えるか。

○この設備投資に関する調査により、

- ・ 介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が太宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にあること
- ・ 投資総額、収入に対する投資額比率ともに、年度による変動が大きいと考えられることが明らかとなったが、本調査結果を基本としつつ、直近の状況については、介護事業経営調査委員会において

関係団体のヒアリングを実施することにより把握することとしてはどうか。

③消費税率8%への引上げに伴う介護報酬による補てん状況

<論点>

○消費税率の8%への引上げに伴う影響分を補てんするため、介護報酬への上乗せ対応を実施したが、この補てん状況を把握することについてどのように考えるか。

○介護サービスについて、

- ・平成26年度介護報酬改定において、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算にも上乗せを実施していること
- ・「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査結果」によれば、介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が太宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にあることを踏まえ、補てん状況を把握する必要性や実現可能性についてどのように考えるか。

④食費・居住費の平均的な費用額について

<論点>

○基準費用額を定めるに当たっては、食費・居住費の平均的な費用額を踏まえて定めることとされているが、消費税率10%への引上げに伴う基準費用額の水準の検討に当たり、食費・居住費の平均的な費用額の把握についてどのように考えるか。

○検討の準備に当たり、平成28年度介護事業経営概況調査において、

- ・食費については、調理員等に関する費用及び材料費等を
- ・居住費については、減価償却費や光熱水費を

把握しておくこととしてはどうか。

2015. 9. 18

社会保障審議会介護給付費分科会（第124回）：実態調査等

- ▶平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査のほか、介護事業経営実態調査等、介護保険サービスに関する消費税等の取扱い、東日本大震災における特例措置について、議論された。

略

2015. 6. 22

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（第12回）

- ▶平成27年度の「介護従事者処遇状況等調査」の実施について協議した。この調査は、介護従事者の処遇状況及び職員改善加算影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のため基礎資料を得ること目的するものであり、平成27年10月に実施される予定である。なお、社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表は、平成28年3月を予定しており、その後、介護給付費分科会に報告される。

《概要》

【調査対象及び抽出率】

（１）調査対象

介護老人福祉施設、保健療養型医訪問介護事業所、通介認知症対応型共同生活及び居宅介護支援事業所、並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者 等

（２）抽出方法

層化無作為抽出法により抽出（平成25年度処遇調査と同様）

（３）抽出率 ※抜粋

	施設・事業所数	平成27年度 処遇調査	平成25年度 処遇調査
介護老人福祉施設	7,301	1/4	1/4
介護老人保健施設	4,123	1/4	1/4
介護療養型医療施設	1,438	1/4	1/4
訪問介護	32,537	1/20	1/20
通所介護	42,162	1/20	1/20
居宅介護支援	38,495	1/20	1/20
認知症対応型共同生活介護	12,724	1/10	1/10

	介護職員	訪問 介護員	サービス 提供者 責任者	看護 職員	生活相 談員・ 支援相 談員	PT・OT・ST 又は 機能訓練 指導員	介護支 援専門 員	栄養士	調理員	事務 職員
介護老人福祉施設	1/5	-	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護老人保健施設	1/5	-	-	1/4	1/1	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
介護療養型医療施設	1/2	-	-	1/4	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
訪問介護	-	1/4	1/1	-	-	-	-	-	-	1/1
通所介護	1/2	-	-	1/1	1/1	1/1	-	1/1	1/1	1/1
居宅介護支援	-	-	-	-	-	-	1/2	-	-	1/1
認知症対応型共同生活介護	1/2	-	-	1/1	-	-	1/1	-	-	1/1

(4) 調査項目

①施設・事業所票…給与等の状況、介護従事者等の処遇状況、利用者数等

②従事者票…性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金の額等

【平成25年度調査からの主な変更点】

○調査対象施設・事業所に平成26年と平成27年ともに在籍している介護従事者について、各年における給与等を調査。これに加え、勤続1年未満の者も調査する。

○処遇改善加算の届出を行わない理由について、平成25年度調査項目に加え、新加算の（Ⅰ）の届出を行わない理由を調査

○給与等の引き上げ以外の賃金改善について、平成27年4月～9月までに実施した給与等の引き上げ以外の賃金改善の状況を調査。これに加え、新加算（Ⅰ）の届出をした事業所について、平成27年4月以降の新たな取り組みを調査する。

○特別事由届出書について、平成27年4月～9月までの間の特別事由届出書の提出の有無、賃金水準の

引き下げ手法を調査する。	
2015. 5. 20	社会保障審議会介護給付費分科会（第122回）：当面の検討課題等 ▶ 「平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成26年度調査）の結果（最終報告）」等を確認するとともに、次期介護報酬改定に向けた検討課題及びスケジュールを協議した。 《概要》 （１）次期介護報酬改定に向けた主な検討事項 （審議報告に記載された事項も含めた課題への対応について） ○前回（第121回）介護給付費分科会において、平成27年度介護報酬改定に関する審議会報告（平成27年1月9日）（以下「審議報告」という。）に記載された事項も含めた課題への対応については、平成27年度報酬改定検証・研究委員会における効果検証・調査研究を活用し、検討することとされた。 ○ <u>上記に加え、審議報告に記載された課題のうち、他制度との連携や改定への対応準備に時間を要する事項など必要な事項については、介護報酬改定検証・研究委員会と連携しながら、介護給付費分科会において、随時検討することとしてはどうか。</u> 【スケジュールについて】 ○上記検討については、以下のようなスケジュールが考えられるが、どうか。 ・医療保険制度との連携が必要な事項については、次期介護報酬改定が診療報酬改定と同時改定の予定であることも見据え、検討。 ・改定への <u>対応準備に時間を要する事項については、一定期間内に方向性を出せるよう、今後、検討。</u> （２）①地域区分の在り方 ○対応準備に時間が要することも踏まえ、 <u>一定期間内に方向性を出せるよう、今後、検討。</u> （２）②処遇改善加算の取得状況等 ○ <u>第122回介護給付費分科会（5月20日）において、介護従事者処遇状況等調査の進め方について議論し、その結果を受け、介護事業経営調査委員会において、具体的な調査項目等を検討。</u> ○ <u>6月を目途に、介護事業経営調査委員会においてとりまとめた結果（介護従事者処遇状況等調査の具体的な調査項目等）について、介護給付費分科会で検討。</u> ○ <u>10月を目途に介護従事者処遇状況等調査を実施。</u> （２）③介護事業経営実態調査 ○ <u>6月を目途に介護給付費分科会において、介護事業経営実態調査等の在り方について議論。</u> ○介護給付費分科会の議論を受け、 <u>介護事業経営調査委員会において具体的な検討を進め、その検討内容について介護給付費分科会において議論し、今年度中にまとめる。</u> （３）消費税10%に向けた対応について ○ <u>前回引き上げ時（8%引き上げ時）の対応方針の確認等を行うとともに、医療保険における議論の動向等も踏まえて適宜検討する。</u>
2015. 4. 28	第6期計画期間・平成37年度等の介護保険料等・公表 ▶厚生労働省は、第6期計画期間（平成27年度～29年度）及び平成37年度等の介護保険の第1号保険料と、第6期介護保険事業計画のサービス見込み量等についてとりまとめ公表した。 ▶全国の介護保険料額（月額・加重平均）は「5,514円（第5期は4,972円）」となり、平成37年度には、「8,165円」になる見込みであることが示された。

介護保険の第1号保険料

第5期	第6期	平成32年度 (見込み)	平成37年度 (見込み)
4,972円	→ 5,514円 (+10.9%)	→ 6,771円 (+36.2%)	→ 8,165円 (+64.2%)

※ 第1期は2,911円、第2期は3,293円、第3期は4,090円、第4期は4,160円。

*第6期計画期間・平成37年度等における介護保険の第1号保険料等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000083954.html>

2015. 4. 23

社会保障審議会介護給付費分科会（第121回）：今後の検討

【今後の介護給付費分科会における検討について】

○平成27年度介護報酬改定を踏まえ、次期改定に向けた検討について、以下の通り進めることかどうか。

- (1) 次期介護報酬改定が診療報酬改定との同時改定の予定であることも見据え、次期改定に向けて、平成27年度介護報酬改定に関する審議報告（平成27年1月9日）（以下「審議報告」という。）に記載された事項も含めた課題への対応については、平成27年度介護報酬改定検証・研究委員会における効果検証・調査研究等を活用し、その結果も踏まえ、介護給付費分科会において検討する。
- (2) 特に以下の項目については、審議報告等の指摘も踏まえ、平成27年度以降に随時必要な検討等を行う。①地域区分の在り方 ②処遇改善加算の取得状況等 ③介護事業経営実態調査の在り方
- (3) 平成29年度に予定される消費税10%引き上げに向けた対応については、消費税8%引き上げ時の考え方及びその後の事業所等の実態等を踏まえ、必要な対応を検討し、平成28年12月までに方針を策定。

※なお、その際には、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要がある。

2015. 3. 17

介護職員処遇改善加算に関する取扱い

- ▶ 厚生労働省は、平成27年度介護報酬改定について、介護職員処遇改善加算の具体的な算定要件等に関する事務連絡を発出した。

《概要》

○平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という）、及び平成24年度から実施されている介護職員処遇改善加算（以下「現加算」という）による賃金改善（いずれも介護職員1人月額15,000円相当）について、新たに充実した加算（介護職員1人月額27,000円相当。以下「新加算」という）を創設するもの。

※すべての介護職員の賃金が一律に月額27,000円又は15,000円引き上がる仕組みではない。

※これまでと同様、介護職員に限るものである。

1. 計画書、実績報告書の提出（提出先は都道府県知事等）

- (1) 賃金改善の額をより正確に把握するため、新たに、加算を取得した場合の賃金水準と取得前の賃金水準の提出を求める。
- (2) 処遇改善計画書、同実績報告書の提出に当たっては、加算の算定額に相当する賃金（賞与を含む）の改善を実施する。※法定福利費等を含めることができる
- (3) 新加算を算定する事業者は、キャリアパス要件の一と二の両方に適合し、また、職場環境等要件（旧定量的要件をいう。）として平成27年4月以降に実施する処遇改善（賃金改善を除く）の内容を記載した「キャリアパス要件等届出書」を都道府県知事等に届け出る

2. 経営悪化等により賃金水準を低下せざるを得ない場合の取扱い

- (1) 例外的に賃金水準を引き下げることが認められる場合の要件

①サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況にあること

②①の状況が改善した場合は、賃金水準を引き下げ前の水準に戻すこと

(2) 手続き

①賃金水準を引き下げるについて、適切に労使の合意を得るなど必要な手続をとること

②賃金水準を低下せざるを得ない状況であること等が確認できる書類を届け出ていること

3. 介護職員への周知等

(1) 賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、額等について、計画書等に明記し、職員に周知する。

(2) 介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明する。

2015. 3. 25

社会保障審議会介護給付費分科会（第120回）

▶ 平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成26年度調査）の結果とともに、平成27年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題について議論した。

《平成27年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題》

○平成27年度介護報酬改定の効果検証や、介護給付費分科会でとりまとめられた「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項等を踏まえ、今後の課題を整理する。

検討必要分野	具体的な課題
【横断的事項】 ■ 介護サービスの質の評価 ■ ケアマネジメントの質的改善 ■ 中重度高齢者・認知症高齢者への対応	○ 介護サービスの質の向上に向けて、具体的な評価手法の確立を図る。また、利用者の状態等を維持・改善する取組を促すための評価のあり方について検討する。 ○ ケアプランやケアマネジメントに係る評価・検証の手法について、実態を適切に把握するとともに、必要な見直しを検討する。 ○ 中重度や認知症の高齢者にふさわしいサービスを適時・適切に提供するため、引き続き、各種調査において研究等を進める。
【居宅系】 ■ 機能訓練・リハビリテーション等の機能分類・評価体系のあり方 ■ 地域の実情を踏まえた訪問系・通所系サービスにおける一体的・総合的な提供や評価のあり方	○ 介護保険施設等における機能訓練及びリハビリテーションに係る実態を適切に把握するとともに、要介護者の生活機能の維持改善に資するよう、必要な見直しを検討する。 ○ 地域密着型サービスについて、利用者の医療ニーズへの対応の強化等により、在宅生活を支援するためのサービスの充実が図られているか等の観点から、必要な見直しを検討する。 ○ 中山間地域等における各種加算等の評価のあり方について検討するため、中山間地域等以外の実態の把握とともに、自治体独自の取組み等を通じた介護報酬以外の支援のあり方についても検討する。 ○ 地域包括ケアシステムの構築に向けたより効果的・効率的なサービス提供のあり方について検討する。
【施設系】 ■ 介護保険施設等における医療提供のあり方	○ 介護事業所、介護保険施設等の利用者への医療提供のあり方について、診療報酬との同時改定を念頭に、医療保険との関係にも留意しながら、適切に実態把握を行うとともに、必要な見直しを検討する。
【その他の事項】 ■ 経営実態 ■ 介護職員の処遇改善	○ 介護事業経営実態調査については、調査設計や集計方法などを検討する。 ○ 介護職員の処遇改善の状況について適切に把握する。（※これらの検討の場合は、介護事業経営調査委員会を想定）

✓ 認知症、その他高齢者対策

(1) 高齢者虐待防止

2016. 2. 5

高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等・調査結果

▶ 厚生労働省は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢

者虐待の対応状況等を把握するため、各都道府県を通じて調査を実施し、平成26年度の調査結果を公表した。

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)
26 年度	300 件	1,120 件	15,739 件	25,791 件
25 年度	221 件	962 件	15,731 件	25,310 件
増減 (増減率)	79 件 (35.7%)	158 件 (16.4%)	8 件 (0.1%)	481 件 (1.9%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

7. 障害者

《直近の動向》

➤ 2016.3.29 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

- ▶ 厚生労働省は、改正精神保健福祉法の附則における施行後 3 年(平成 29 年 4 月)の検討・措置規定とともに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成 26 年 7 月、以下「方向性」)を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行うため検討会を設置・開催した。
- ▶ 検討事項としては、改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置のあり方と精神科病院に係る入院中の処遇等とともに、「方向性」を踏まえた精神科医療のあり方を含め、精神保健医療福祉のあり方が掲げられている。
- ▶ 今後、検討会のもとに、①医療保護入院等のあり方分科会、②新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会を設置して議論を進め、分科会における議論の整理を経て、平成 28 年夏頃を目処に意見のとりまとめを行う予定である。
- ▶ 3 月 11 日に医療保護入院等のあり方分科会(第 1 回)、3 月 29 日に新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会が開催され、各分科会の検討事項及び、検討課題の現状等を確認した。

➤ 2016.3.1 障害者総合支援法等の改正法案：閣議決定

- ▶ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。
- ▶ 本法案は、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うものである。

《概要》

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1)施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2)就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3)重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4)65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1)重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサー

ビスを新設する

- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

【施行期日】

平成 30 年4月1日(2. (3)については公布の日)

* これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=321418>

* 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/190.html>

《経 過》

✓ 障害者総合支援法

2015. 12. 24 障害福祉サービス等経営実態調査の見直しについて：報告書

- ▶ 厚生労働省「障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会」が報告書を取りまとめた。
- ▶ 次期報酬改定に向けて平成 28 年度に実施予定の障害福祉サービス等経営実態調査の調査手法や調査項目等について、同様の報酬制度である介護保険制度における見直しの検討状況を踏まえつつ議論を行い、基本的な見直しの方向性を示している。

《概要》

1. 複数年のデータ把握

○継続的に施設・事業所の収支状況等を把握することにより、よりの確に経営実態を反映できるよう、経営実態調査に加えて障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査において、報酬改定前後の2年分のデータを把握する。

2. 法人単位での収支等の実態把握

○法人単位の調査とした場合、障害福祉サービス以外の制度の経営状況が大きく影響することやサービスごとに報酬が設定されていること等に鑑みれば、経営実態調査において法人全体の経営実態を把握することの優先度は高くないことから、従来どおり、サービス単位での調査とする。

3. 財務諸表の活用

○施設・事業所においては、借入れ等を利用して経営を行っている場合もあり、建物等の取得に際しては相当程度の投資が行われていることから、報酬改定の検討に際しての参考として、記入者負担に配慮しつつ、必要最低限の調査項目を追加する観点から、新たに長期借入金返済支出を把握する。

4. サービス間の費用按分の取扱い等

- 次回の調査時点においては、社会福祉法人の新会計基準への移行が完了しているため、新会計基準の規定を準用するとともに、社会福祉法人以外の法人についても、同様の考え方により適切に費用按分を行うこととし、その方法については調査結果の公表の際に具体的に示すこととする。
- 経営実態調査が、報酬収入等がサービスに要する費用をカバーできているかを把握するための調査であることに鑑みれば、従来どおり税控除前で行うことが適切であり、そもそも課税・非課税による法人経営の諸問題については、税制サイドにおいて考慮されるべきものであることから、引き続き現行の取扱いのとおりとする。
- 国庫補助金等特別積立金取崩額については、社会福祉法人の旧会計基準と企業会計等の他の会計制度との比較を可能とするため、これまで、収益に含めず、また、対応する減価償却費から同額を控除する取扱いとしている。同取崩額については、社会福祉法人の新会計基準において、収益に計上せず費用に控除項目として計上するよう見直されたことから、経営実態調査においても費用に控除額として計上するよう見直す。

5. 有効回答率の向上に向けた取組等

- 記入者負担の軽減や誤記入防止等を図る観点からは、①回答の際に、不条理なデータや誤記入に対してエラー表示で知らせることができるオンライン調査の促進や、②社会福祉法人新会計基準に基づく事業活動計算書の勘定項目と調査票への記載項目との対応イメージを提示することにより、事業者が適切に回答できるよう、記入要領等で工夫をするといった取組が必要である。
- 休廃止事業所への対応としては、こうした事業所をあらかじめ母集団名簿から除外する方策として、国民健康保険団体連合会の給付データにおける請求事業所の名簿を活用して、調査対象事業所の抽出を行うことが考えられる。
- 障害福祉サービス事業所については、経営規模が比較的小さい事業所が多い点も考慮すべきである。事業規模が大きい事業所においては、事務体制が整っていることから回収率が高く、また規模の経済性により経営が安定している事業所が多いと想定されるため、収支差率が高めに偏りがちになることが考えられる。このようなことから、事業所規模を考慮した抽出を行う必要がある。
- このほか、今後、報酬改定の際に経営実態調査結果の持つ重要性がさらに増していくことに鑑みれば、地方自治体、関係団体等を通じた調査への協力依頼について、さらなる働きかけが必要である。

2015. 12. 14

社会保障審議会障害者部会（第79回）：報告書

- ▶ 障害者総合支援法の施行後3年の見直し等に関する関係団体からのヒアリング及び、この間の部会での議論をもとにした「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて（案）」（報告書案）について協議した。部会での意見等を踏まえた修正等の後、公表された。
- ▶ 本報告書にもとづき、関係法律の改正や平成30年度に予定される次期報酬改定等に向けて、具体的な改正内容についての検討と財源確保の取組等が進められる。
- ▶ 報告書では、今回の見直しの「基本的な考え方」として、障害者総合支援法の施行後3年間の施行状況を踏まえ、「1. 新たな地域生活の展開」、「2. 障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応」、「3. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」を掲げたうえで、各論点についての「現状・課題」と「今後の取組」を整理している。

≪「報告書」・各論点の主な事項≫

1. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

○ 重度障害者等包括支援について、地域で家族と生活する重症心身障害児者等のニーズに合わせ

て活用しやすいものとするべき

- 重度訪問介護を利用している者について、医療保険の給付範囲や医事法制との関係を整理しつつ、入院中も医療機関で重度訪問介護により、一定の支援を受けられるように見直しを行うべき
- 意思疎通支援事業が入院中においても引き続き適切に利用されるよう、周知を図るべき
- 「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域で生活する障害者等に対し、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき
- 障害者の日常生活を適切に支援できる者による定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置付けるべき
- グループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべき
- 障害者の居住支援の観点から家賃債務保証制度の活用が進むよう、当該制度について、積極的に周知を行うべき
- 支援する人材の資質向上を図るため、サービスの従業者資格を引き上げるとともに、熟練した従業者による実地研修の実施を促進すべき

2. 障害者等の移動の支援について

- 基本的には、現行の「個別給付」と「地域生活支援事業」による支援の枠組みを維持した上で、支援の実施状況等を踏まえつつ、ニーズに応じたきめ細かな見直しを行うべき

3. 障害者の就労支援について

- 就労移行支援については、平成 27 年度報酬改定の効果も踏まえつつ、一般就労への移行実績を踏まえたメリハリを付けた評価を行うべきである。あわせて、支援を行う人材の育成（実地研修を含む。）や支援のノウハウの共有等を進めるべき
- 就労継続支援については、サービスを利用する中で、能力を向上させ一般就労が可能になる障害者もいることから、一般就労に向けた支援や一般就労への移行実績も踏まえた評価を行うべき
- 就労継続支援 B 型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなど、メリハリをつけるべき。
- 就労継続支援 A 型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう運営基準の見直し等を行うべき
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づく官公需に係る障害者就労施設等からの物品や役務の調達の推進については、地方公共団体に対する調達事例の提供や調達方針の早期策定を促すなど、受注機会の増大が図られるよう、必要な取組を推進すべき
- 在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズに対応するため、財源の確保にも留意しつつ、就労定着支援を強化すべき
- 就労系障害福祉サービスについて、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報を公表する仕組みを設けるべき

4. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- 都道府県・市町村の協議会の機能強化やこれを通じた相談支援の取組の充実を図るとともに、基幹相談支援センター等の設置やこれによる取組を推進すべき
- 計画相談支援については、利用者本人にとって最適な支援につなげることができるよう、相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しや指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員（仮称））の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき
- 障害支援区分及びその役割については、2次判定の引上げ割合に地域差が見られることなどの指摘があることから、その要因を分析し、判定プロセス（1次判定・2次判定）における課題を把握した上で、その結果を踏まえて、必要な改善策を検討すべき
- 国庫負担基準については、財源の確保にも留意しつつ、重度障害者が多いこと等により訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超過せざるを得ない小規模な市町村により配慮した方策を講じるべき

5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）等を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき
- 障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべきである。
- 障害者の親族等を対象とし、成年後見制度利用の理解促進や、個々の必要性に応じた適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修を実施すべき
- 成年後見制度そのものの課題については、当部会の調査審議事項を超えるものであるが、当部会における議論の内容については、内閣府に設置されている障害者政策委員会や法務省に伝え、今後の議論に活かされるようにしていくべき

6. 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

- 基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべき（計画的な人材養成とサービス提供等、地域生活支援事業等の活用、支援機器の活用促進等）

7. 精神障害者に対する支援について

- 医療・福祉や行政機関など精神障害者を取り巻く様々な関係者が、本人の意向を尊重し、精神障害の特性を十分に理解しつつ、連携・協働して精神障害者の地域移行・地域生活の支援の取組を強化するための取組を進めるべき（ピアサポート、医療と連携した短期入所、地域生活を支援する拠点とサービス、市町村等の役割、人材の資質向上）

8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

- 現行の介護保険優先原則を維持することは一定の合理性があると考えられる。そのもとで、介護保険サービスの利用に当たっての課題への対応についての取組を進めるべき
- 障害福祉制度と介護保険制度との関係や長期的な財源確保の方策を含めた今後の在り方を見据えた議論を行うべきである。この点については、障害福祉制度と介護保険制度は制度の趣旨・目的等が異なるとの意見や両制度の関係は共生社会の実現の観点から検討すべきとの意見

もあることに留意する必要がある。

- 高齢化に伴い心身機能が低下した障害者に対応するための技術・知識を高めるため、障害福祉サービス事業所に対する研修に心身機能の低下した障害者支援の手法などを位置付けるべき
- グループホームにおいて、高齢化に伴い重度化した障害者に対応することができる体制を備えた支援や日中活動を提供するサービスを位置付け、適切に評価を行うべき

9. 障害児支援について

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、気づきの段階からきめ細かく対応するとともに、障害児支援のうち特に放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の質の向上を図るための取組を実施すべき（発達支援のきめ細かな提供、医療的ケア児への支援、適切なサービスの確保と質の向上）

10. その他の障害福祉サービスの在り方等について

- 障害者総合支援法の「障害者」の範囲については、障害福祉サービスを真に必要な者がサービスを受けることができるよう、引き続き検討を行うとともに、指定難病に関する検討状況も踏まえつつ、対象疾病の見直しを検討していくべき
- 障害福祉サービス等の質の確保・向上については、利用者が、個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、介護保険や子ども・子育て支援制度を参考としつつ、サービス事業所の情報（例えば、事業所の事業内容、職員体制、第三者評価の状況等）を公表する仕組みを設けるべき
- 事業所が提供するサービスの質の確保・向上に向け、自治体が実施する事業所等への指導事務を効果的・効率的に実施できるよう、介護保険制度における指定事務受託法人制度を参考としつつ、当該事務を適切に実施することができると認められる民間法人への委託を可能とすべき
- 障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者総合支援法の趣旨やこれまでの利用者負担の見直しの経緯、障害者等の家計の負担能力、他制度の利用者負担とのバランス等を踏まえ、制度の持続可能性を確保する観点や、障害福祉制度に対する国民の理解や納得を得られるかどうかという点、利用抑制や家計への影響といった懸念にも留意しつつ、引き続き検討すべき
- 利用者負担に関する経過措置（食事提供体制加算等）の見直しについては、時限的な措置であること、施行後10年を経過すること、平成22年度より障害福祉サービスの低所得者の利用者負担が無料となっていること、他制度とのバランスや公平性等を踏まえ、検討すべき
- 地域生活支援事業の在り方については、必要な事業を効果的・効率的に実施することができるよう、自治体における執行状況やニーズ等を踏まえて事業内容を精査するとともに、障害福祉サービスの個別給付の在り方を見直す中で、財源を確保しつつ、引き続き検討すべき
- 障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保や資質向上に向けて、職員の資質向上やキャリア形成を図ることができる職場環境の整備、熟練した従業者による実地研修の実施等を促進すべき
- その他の障害福祉サービス等の制度・運用面に関する課題・指摘については、今後とも、障害福祉サービス等の質の確保・向上に向けた取組を検討する中で考慮していく必要がある

略

2013. 4. 1

「障害者総合支援法」施行

✓ 障害者権利条約

2014. 1. 22 「障害者の権利に関する条約」を公布

- ▶ 平成 25 年 12 月 4 日、「障害者の権利に関する条約の締結について国会の承認を求めるの件」（10 月 15 日・閣議決定）が、参議院本会議で承認された。その後、平成 26 年 1 月 20 日、条約批准書を国連に提出し登録された。2 月 19 日から効力が生じる。
- ▶ 政府はこれまで、障害のある人の参画により障害者制度改革推進会議等での議論を重ね、障害者基本法をはじめ、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定などの国内法の整備を進めてきた。

✓ 障害者差別解消法

2015. 11. 11 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン

- ▶ 厚生労働省は、障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月 1 日）に向けて、法の規定にもとづき、障害者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などについて、「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」をとりまとめ、公表した。
- ▶ また、厚生労働省における職員向けの対応要領（「厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」）（11 月 27 日付 厚生労働省訓 45 号）を定めた。

《福祉事業者向けガイドラインの概要》

第 1 趣旨

- (1) 障害者差別解消法制定の経緯
- (2) 対象となる障害者
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
- (4) 福祉分野における対応指針

第 2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

- (1) 不当な差別的取扱い
 - ① 不当な差別的取扱いの基本的考え方
 - ② 正当な理由の判断の視点
- (2) 合理的配慮
 - ① 合理的配慮の基本的な考え方
 - ② 過重な負担の基本的な考え方

第 3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例

- (1) 不当な差別的取扱いと考えられる例
- (2) 合理的配慮と考えられる例
- (3) 障害特性に応じた対応について

第 4 事業者における相談体制の整備

第 5 事業者における研修・啓発

第 6 国の行政機関における相談窓口

第 7 主務大臣による行政措置

おわりに

* 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン 等

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/sabetsu_kaisho/	
2015. 8. 5	障害者差別解消法に基づく対応指針案及び対応要領案に係るヒアリング
2015. 3. 25	改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」等
▶ 厚生労働省は、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（障害者差別禁止指針）と、「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」（合理的配慮指針）を策定し、告示した。今後、平成 28 年 4 月の施行に向けて準備が進められる。 ▶ 障害者差別禁止指針では、すべての事業主を対象に、募集や採用に関して障害者であることを理由とする差別を禁止することなどを定めている。また、合理的配慮指針では、すべての事業主を対象に、募集や採用時には障害者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をすることなどが定められている。	
《概要》 【障害者差別禁止指針】 ○すべての事業主が対象 ○障害者であることを理由とする差別を禁止 ○事業主と同じ職場で働く人が、障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要 ○募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの項目で障害者に対する差別を禁止 例：募集・採用 ・ 障害者であることを理由として、障害者を募集または採用の対象から排除すること。 ・ 募集または採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。 ・ 採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること。 【合理的配慮指針】 ○すべての事業主が対象 ○合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの 例：募集・採用時、採用後 ※合理的配慮指針の別表より ・ 募集内容について、音声などで提供すること。（視覚障害） ・ 面接を筆談などにより行うこと。（聴覚・言語障害） ・ 机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと。（肢体不自由） ・ 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。（知的障害） ・ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。（精神障害ほか） *改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078980.html	
2015. 2. 24	障害者差別解消法基本方針・閣議決定
▶ 政府は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を策定した。 ▶ 基本方針は、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。 *障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html	

2014. 6. 6	改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会：報告書
▶ 厚生労働省は、「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」の報告書を取りまとめ、公表した。 ※「合理的配慮」とは、募集・採用時における、障害者と障害者でない人との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するための措置や、採用後における、均等な待遇の確保や障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置のこと。 《概要》 1. 差別の禁止に関する指針 (1) 基本的な考え方 ○対象となる障害者の範囲は、障害者雇用促進法に規定する障害者 ○対象となる事業主の範囲は、すべての事業主 ○直接差別を禁止（車いす、補助犬その他の支援器具などの利用、介助者の付き添いなどの社会的不利を補う手段の利用などを理由とする不当な不利益取扱いを含む） ○事業主や同じ職場で働く者が障害特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要 (2) 差別の禁止 ○募集・採用、賃金、配置、昇進などの各項目に沿って禁止される差別を整理 ○各項目について、障害者であることを理由に、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとするのが差別に該当 ○障害者を有利に取り扱うこと（積極的差別是正措置）や、合理的配慮を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として異なる取扱いを行うことなどは、差別に当たらない 2. 合理的配慮の提供に関する指針 (1) 基本的な考え方 ○障害者、事業主の範囲は「差別の禁止に関する指針」と同じ ○合理的配慮は障害者の個々の事情と事業主側との相互理解の中で提供されるべき性質のもの (2) 合理的配慮の手続 ①募集・採用時：障害者から事業主に対し、支障となっている事情などを申し出る。採用後：事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する ②合理的配慮に関する措置について事業主と障害者で話合う ③合理的配慮に関する措置を確定し、内容・理由を障害者に説明する (3) 合理的配慮の内容 ○合理的配慮の内容に関する理解を促進する観点から、多くの事業主が対応できると考えられる措置を事例として「別表」の内容を指針に記載する。なお、「別表」はあくまでも例示であり、あらゆる事業主が必ずしも実施するものではない。記載されている事例以外であっても合理的配慮に該当するものがある (別表の記載例) 【募集及び採用時】 ・募集内容について、音声等で提供すること。（視覚障害） ・面接を筆談等により行うこと。（聴覚・言語障害） など 【採用後】	

- ・机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。(肢体不自由)
- ・本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。(知的障害)
- ・出勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。(精神障害ほか) など

(4) 過重な負担

○改正法では、合理的配慮の提供について、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除くとされている。過重な負担については、事業活動への影響の程度、実現困難度、費用・負担の程度、企業の規模、企業の財務状況、公的支援の有無を総合的に勘案しながら、事業主が当該措置の提供について個別に判断する

(5) 相談体制の整備など

○障害者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や、相談者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を周知する など

3. その他

○指針の策定に加え、行政によるさまざまな取組が重要

- ・事業主や労働者に対する障害の特性などに関するパンフレットの配布やセミナーの実施などの啓発活動
- ・合理的配慮が適切に提供されるよう、具体的な事例の収集・情報提供やジョブコーチ（障害者が職場に適応するための援助者）の質的な充実 など

*改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会：報告書

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047446.html>

2013. 6. 19 「障害者差別解消法」成立

- ▶「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」（障害者差別解消法案／旧仮称：障害者差別禁止法）を4月26日に閣議決定し、国会に提出された。5月31日に衆議院本会で可決し、6月19日に参議院で可決、成立した。

《法律の概要》

1. 差別を解消するための措置

○差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等、民間事業者：法的義務

○合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等：法的義務／民間事業者：努力義務

○具体的な対応

政府全体の方針＝差別解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

国・地方公共団体等 ※地方の策定は努力義務

→ 当該機関における取組に関する要領を策定

事業者 → 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

2. 差別を解消するための支援措置

○紛争解決・相談

○地域における連携

○啓発活動

○情報収集等

▶ 法の施行は平成 28 年 4 月 1 日とされている。

✓ 障害者政策委員会

2016. 12. 18 障害者政策委員会（第 28 回）：権利条約に基づく第 1 次政府報告案等

- ▶ 障害者権利条約に基づく第 1 次政府報告のとりまとめについて協議した。
- ▶ 権利条約の規定にもとづき、国連の障害者の権利に関する委員会に報告・提出することとなる障害者の権利に関する条約第 1 回日本政府報告については、政府原案にもとづき協議した。政府報告案では、条約上の権利の実現に向けてとられた実質的な措置及び結果として達成された進展に関する事項等が条約の条文ごとに記載されている。また、条約上の各権利の実現に関する統計データが掲載されている。

✓ 優先調達推進法：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

2013. 4. 23 「優先調達の推進に関する基本方針」閣議決定

2013. 4. 1 「優先調達推進法」施行

✓ 障害者雇用

2013. 6. 13 「障害者雇用促進法改正法案」成立

✓ 障害者虐待防止法：障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

2015. 12. 22 障害者虐待事例への対応状況等：調査結果・公表

- ▶ 厚生労働省は、障害者虐待防止法にもとづき、平成 26 年度の都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施し、調査結果を公表した。

《概要》 ※（ ）内は前回の調査結果

1. 養護者による障害者虐待

- 相談・通報件数…4,458 件（4,635 件）
- 虐待の事実が認められた事例…16,66 件（1,764 件）
- 被虐待者…1,695 件（1,811 人）

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- 相談・通報件数…1,746 件（1,860 件）
- 虐待の事実が認められた事例…311 件（263 件）
- 被虐待者数…525 人（455 人）

2015. 8. 27 平成 26 年度「使用者による障害者虐待の状況等」：結果公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 26 年度の障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や、虐待を行った使用者に対して講じた措置などについてとりまとめ、公表した。これは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて年度ごとに公表されるものである。

《概要》

1. 通報・届出のあった事業所は、985 事業所で前年度より 27.1%増加。通報・届出の対象となった障害者も、1,276 人で前年度より 27.9%増加。
2. 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、299 事業所 ※1 で前年度より 18.2%増加。

3. 虐待が認められた障害者は 483 人で前年度より 22.9%増加。
 障害種別は、身体障害 67 人、知的障害 362 人、精神障害 52 人、発達障害 11 人※2。
 4. 虐待を行った使用者は 311 人。使用者の内訳は、事業主 258 人、所属の上司 43 人、所属以外の上司 1 人、その他 9 人。
 5. 使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局がとった措置は 492 件
 ※3。

[内訳]

①労働基準関係法令に基づく指導等 429 件 (87.2%)

(うち最低賃金法関係 380 件(77.2%))

②障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 49 件 (10.0%)

③男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 8 件 (1.6%)

④個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 6 件 (1.2%)

※1 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、複数計上している。

※2 虐待を受けた障害者の障害種別については、重複しているものがある。

※3 措置の件数は、1つの事業所で虐待を受けた障害者に対してとった措置が複数あるものは複数計上している。

2012. 10. 1

障害者虐待防止法 施行

◇施行令・施行規則

<http://kanpou.npb.go.jp/20120920/20120920h05889/20120920h058890000f.html>

<http://kanpou.npb.go.jp/20120924/20120924h05891/20120924h058910000f.html>

《参 考》

✓ 障害者総合支援法の概要

趣旨：障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(障害児の範囲も同様に対応。)

4. 障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月 1 日施行）

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援（①～③：平成 26 年 4 月 1 日施行）

① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)

- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

施行：平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

検討規定：障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

◇障害者総合支援法の公布について <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=177681>

✓ 優先調達推進法の概要

1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）

<国・独立行政法人等>	<地方公共団体・地方独立行政法人>
優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務 基本方針の策定・公表（厚生労働大臣） ↓ 調達方針の策定・公表（各省各庁の長等） ↓ 調達方針に即した調達の実施 ↓ 調達実績の取りまとめ・公表等	障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務 調達方針の策定・公表 ↓ ↓ ↓ 調達方針に即した調達の実施 ↓ 調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たして

いること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第 11 条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他（附則第 1 条～附則第 3 条）

- (1) 施行期日 この法律は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- (2) 検討 政府は、以下の事項について、3 年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

①障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方

②入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

- (3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

8. 子ども・家庭福祉

《直近の動向》

➤ 2016.3.31 子ども・子育て支援法の改正法：参議院可決・成立

- ▶ 子ども・子育て支援法の改正法が、参議院で可決・成立した。第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、平成 28 年 4 月 1 日から事業主拠出金制度を拡充し、最大 5 万人の保育の受け皿の整備など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るものである。

《概要》

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加
- 事業主拠出金の率の上限を 1,000 分の 1.5 以内から 1,000 分の 2.5 以内に引き上げ

➤ 2016.3.29 児童福祉法等の改正法案：閣議決定

- ▶ 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。
- ▶ 本法案は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものである。

《概要》

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1)市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2)市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3)政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4)都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5)児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1)親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2)都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3)養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4)自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

【施行期日】

平成29年4月1日

(1、2(3))については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1))については平成28年10月1日)

➤ 2016.3.29 社会保障審議会児童部会保育専門委員会(第4回):保護者支援等

- ▶ 厚生労働省は、保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会を設置した(第1回会議は、平成27年12月4日開催)。第2回では、乳児保育、3歳未満児の保育について、第3回では健康及び安全等について協議した。
- ▶ 第4回会議では、保護者支援、職員の資質の向上についての協議とともに、関係団体のヒアリングが実施された。
- ▶ 平成20年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月1回程度開催することとし、検討期間は概ね1年程度が予定されている。平成28年春頃を目処に中間とりまとめを行う予定である。

≪検討課題(例):第1回検討会の資料より抜粋≫

- 子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化(利用児童数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。
- 乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特性を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。
- 養護、健康及び安全に関して、どのように記載を整理し、内容を充実するか。
- 虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。

➤ 2016.3.28 待機児童解消に向けて緊急に対応する施策

- ▶ 厚生労働省は、待機児童解消までの緊急的な取組として、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」をとりまとめた。
- ▶ 平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、①子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化、②規制の弾力化・人材確保等、③受け皿確保のための施設整備促進、④既存事業の拡充・強化、⑤企業主導型保育事業の積極的展開、といった措置を講じるものである。

＜概要＞

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化

1. 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等
 - 厚生労働大臣と待機児童が100人以上いる市区町長との緊急対策会議及び待機児童対策緊急部局長会議を開催し、国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進
2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(実施中)
3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集(実施中)
4. 「保活」の実態を調査
 - 保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態を調査
5. 保育コンシェルジュの設置促進(Ⅳの1参照)

II 規制の弾力化・人材確保等

1. 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進
 - 人員配置基準、面積基準において、国の最低基準を上回る基準を設定している市区町村に対して、一人でも多くの児童の受入れを要請
2. 自治体が独自に支援する保育サービスへの支援
 - 「認可化移行運営費支援事業」の補助要件である認可化移行期限(5年間)を緩和し、自治体が単独事業として支援する認可外保育施設への支援(運営費の一部及び改修費の補助)を行う

III 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充

- 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化
- 地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備促進等

2. 改修費支援等の拡充

- 小規模保育等の多様な保育サービスへの改修費等支援の拡充等

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシェルジュの設置促進

- 待機児童が 50 人以上いる市区町村を中心に「保育コンシェルジュ」の設置促進を図り、利用者と保育施設のマッチング(利用者支援)の強化

2. 緊急的な一時預かり事業等の活用

- 待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業を活用・拡充して、保育園等への入園が決まるまでの間、保育サービスを提供

3. 広域的保育所等利用事業の促進

- 隣接する市区町村の間で、市区町村の圏域を越える保育園等の利用を送迎バスを活用し促進

4. 地域の中での円滑な整備促進

- 保育園等の新規開設に向け、地域住民等との調整や防音壁設置対策を引き続き講じるなど、円滑な保育園等の整備が図られるよう、環境整備(コーディネート等)を促進

V 企業主導型保育事業の積極的展開

➤ 2016.3.10 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会:報告(提言)

- ▶ 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会は報告(提言)をとりまとめた。本報告(提言)は、新たな子ども家庭福祉を具現化するため、児童福祉法の抜本的な改正に向けて提言するものとされている。
- ▶ 「基本的な考え方」では、(1)子どもの権利の明確な位置付け、(2)家庭支援の強化、すなわち子ども虐待の予防的観点の明確化、(3)国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化、(4)基礎自治体(市区町村)の基盤強化と地域における支援機能の拡大、(5)各関係機関の役割の明確化と機能強化、(6)子どもへの適切なケアの保障、(7)継続的な支援と自立の保障、(8)司法関与と法的・制度的枠組みの強化、(9)職員の専門性の確保・向上と配置数の増加、が掲げられている。
- ▶ また、「新たな子ども家庭福祉に関する見直しの要点」としては、就学前の保育・教育の質の向上のほか、市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備、児童相談所を設置する自治体の拡大と児童相談所の強化のための機能分化、子ども家庭福祉に関する評価制度の構築などが盛り込まれている。
- ▶ なお、報告(提言)では、「制度・法改正の時期」について、①直ちに実施すべき事項、②一定期間内で実施に移すべき事項、③速やかに関係省庁・機関等と協議を開始し、一定期間内に結論を得よう努めるべき事項、を整理している。

➤ 2016.3.1 「保育所における第三者評価の実施について」:通知発出

- ▶ 厚生労働省は、福祉サービス第三者評価事業における保育所版の評価基準ガイドラインの改定について「保育所における第三者評価の実施について」(雇児発第 0301 第 3 号・社援発第 0301 第

2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、同社会・援護局長通知)を発出した。

- ▶ 通知では、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「「日本再興戦略」改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、平成31年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指すこととされている。

*子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

<http://www.cao.go.jp/houan/190/index.html>

*児童福祉法等の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/190.html>

*社会保障審議会児童部会保育専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=314168>

*待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000118007.html>

*社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=294280>

*子ども・子育て会議

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/>

《経 過》

✓ 子ども・子育て支援

2016.1.26	子ども・子育て会議(第27回)・同基準検討部会(第30回)合同会議：公定価格等
▶ 平成28年度予算案及び平成27年度補正予算についての報告とともに、公定価格等についての議論が行われた。 ▶ 公定価格における人件費の額は、国家公務員の給与に準じて算定していることから、平成27年度国家公務員給与改定にともない、平成27年度(平成27年4月に遡及して)の公定価格・単価を改定することが示された。具体的には、保育士及び幼稚園教諭等の人件費が平均で「1.9%程度」上げられる。 ▶ 平成27年度中の公定価格単価の引上げ率としては、①1号の施設型給付：1.49%、②2・3号の施設型給付及び地域型保育給付：1.29%とされている。なお、これらの取扱いは平成27年度中に限るものであり、平成28年度の単価については、国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直しをする通常の方式により、単価改定が実施される。 ▶ その他の公定価格の改定事項として、賃料加算の充実、チーム保育推進加算の創設等が掲げられている。チーム保育推進加算については、チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上をはかるものである。職員の平均勤続年数が15年以上であることを含む4つの要件を満たした場合に、1名分の保育士人件費相当分が加算される仕組みとなる。	
2015.12.4	保育士等確保対策検討会：緊急的な取りまとめ
▶ 保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急	

的な取りまとめ」を確認し・公表した。

《概要》

○保育士要件に係る以下の3つの項目、すなわち、

- ①朝夕の保育士配置の要件弾力化
- ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用
- ③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

について、保育所等における保育士等の採用に間に合うよう、平成27年度中に必要な省令改正等を行い、平成28年度から事業者の選択により実施できることとする。

○なお、原則として、保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、その専門的知識と技術をもつ保育士が行うものであることから、この措置は、あくまで待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応とする。

〔緊急的な対応方針〕

1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

【対応方針】

○平成28年度以降については、省令を改正することより各年齢別で定める配置基準により算定される数が2人を下回っており、かつ朝夕などの児童が少数である時間帯に限り、1人は保育士資格を有しない一定の者も活用可能とする。

【質の確保のための措置】

○「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から、

- ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
- ・子育て支援員研修を修了した者
- ・家庭的保育者

など、適切な対応が可能な者に限ることとする。

○以下の2. 3. に定める要件弾力化案を併せて実施する場合においも、保育士を常時1名以上配置することとする。

2. 幼稚園教諭及び小学校等の活用

【対応方針】

○保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内で保育士に代えて活用できることとする。

○各教諭の活用にあたっては、

- ・幼稚園教諭については主に3～5歳児、
- ・小学校教諭については幼保小接続の観点から主に5歳児、
- ・養護教諭については現行の看護師等の取扱いと同様に年齢要件を設けない

こととし、各教諭及び保健師・看護師・准看護師あわせて、配置する保育士の3分の1を超えない範囲内に限ることとする。

【質の確保のための措置】

○特に小学校教諭が保育を行う場合には、保育士養成課程における「保育課程論」・「保育の表現技術」（6単位）を履修することが望ましいが、少なくとも子育て支援員研修を受けるなど、保育を行う上で必要な研修等の受講を求めることとする。

○また、幼稚園教諭や養護教諭についても、保育を行う上で必要な研修等の受講を促すこととする。

3. 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

【対応方針】

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）について、保育士資格を有しない一定の者を活用可能とする。
- 公定価格上は、研修代替要員をはじめとする以下の保育所における加配人員要件について、現場で柔軟に配置可能とする。

※想定される対象範囲

研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士、保育標準時間認定の場合に配置される保育士、主任保育士専任加算による代替保育士

【質の確保のための措置】

- 「保育士資格を有しない一定の者」については、質の確保の観点から
 - ・保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者
 - ・子育て支援員研修を修了した者
 - ・家庭的保育者など、適切対応が可能な者に限ることとする。その際、これら者には保育士資格取得を促していくこととする。
- これらの者は、最低基準で配置している保育士とともに保育にあたり、また、可能なかぎり、一人を超えた配置に配慮しながら実施することとする。

4. 弾力化に当たっての全般的な留意事項

- 各要件弾力化案の実施にあたっては各自治体による条例改正等により行われるものであるが、保育所だけでなく、地域型保育事業や延長保育等においても、それぞれの特性を踏まえつつ対応を行うこととする。
- 特に2. 3. の取扱いについては、団体ヒアリングにおいて一部慎重な意見が出されたことも踏まえ、運用上も、質の確保に影響を及ぼさないよう配慮しながら行うことが必要である。
- 保育の質の観点から、一定期間において都道府県等から勧告や改善命令等を受けている事業者については、各要件弾力化案の実施を認めないこととする。また、各要件弾力化案について、厚生労働省は、今後、実施自治体・事業者の事例等を十分把握した上で、保育の質への影響を継続的に検証していくこととする。
- 今回の緊急的な対応により、保育士資格を有しない一定の者を活用するにあたっては、保育士が保育の業務に専念できるよう、保育に直接的に関係のない事務作業等は、保育士以外の保育補助者が実施するなど、業務分担を見直すことが望まれる。これに関連して、国としても保育士の負担を軽減するための支援を行うことが必要である。
- また、国は、今回の緊急的なとりまとめに係る対策にとどまることなく、引き続き、保育士の処遇改善をはじめとする更なる保育士確保対策の強化に取り組むべきである。

2015. 10. 21

子ども・子育て会議（第26回）・同基準検討部会（第29回）合同会議

- ▶ 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況と地方版子ども・子育て会議の取組（市町村子ども・子育て支援事業計画）事例調査について協議した。また、「待機児童解消加速化プラン」集計結果、平成28年度の子ども・子育て関係予算の概算要求の状況等について報告された。

2015. 9. 10	保育士養成課程等検討会（第3回）：保育士試験																			
▶ 保育士試験の実技試験と指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性について検討した。 ▶ 実技試験について、地域限定保育士の実技試験の代わりとなる保育実技講習（仮称）の考え方、カリキュラム等を検討した。 ▶ 養成課程と保育士試験については、同じ保育士資格を取得するものであり、保育士養成課程と保育士試験が同等の質を担保する必要がある。今後、養成課程や試験科目の内容等の整合性について検証し、その結果をもとに養成課程や試験科目の内容等を見直し、保育士として同等の質を担保するとしている。																				
2015. 8. 7	今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書																			
▶ 「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」（厚生労働省）は、仕事と家庭の両立支援のための今後の施策のあり方等について、平成26年11月から検討を重ね、報告書を取りまとめた。 ▶ 報告書では、仕事と家庭の両立について、「仕事と介護」、「仕事と育児」の両立に関わる現状と課題にもとづき、今後の支援についての考え方と必要となる取組を示している。 ▶ 「仕事と介護」の両立支援については、多様な介護の状況に対応しつつ継続就業できる制度の実現を基本的な考え方とし、①多様な介護の必要性に応じ、両立支援制度を組み合わせ、介護サービス等も適切に活用しながら、継続就業することができるために必要な制度的対応の検討が必要であること、②育児・介護休業法と介護保険サービス等福祉サービスは、車の両輪という考え方を基本とすることが必要であるとしている。 ▶ 「仕事と育児」の両立支援については、1. 多様な家族・雇用形態に対応した育児期の柔軟な働き方の実現を基本的な考え方とし、有期契約雇用者が、妊娠・出産・育児期に育児休業を含めた柔軟な働き方ができるようにする必要があるとする。また、2. 男性の子育てへの関わりを可能とする働き方を促進するため、①男女とも、希望する者が育児休業を取得できるようにすること、②妻が専業主婦である等、男性の多様な状況に応じたアプローチや、出産後8週間以内など、期間を定めたアプローチが必要であるとしている。 *今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000093495.html																				
2015. 7. 27	子ども・子育て会議（第25回）・同基準検討部会（第28回）合同会議：私立幼稚園の移行等																			
▶ 私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査の結果が示されるとともに、平成27年度自治体との情報交換・意見交換の実施状況報告をもとに、報告と協議が行われた。 《私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査結果の概要》 （1）教育標準時間認定子どもに係る施設型給付関係 ①教育標準時間認定子どもに係る施設型給付の設定額 <table><tr><td>国の定める基準と同額</td><td>1,461自治体</td><td>83.9%</td></tr><tr><td>国の定める基準より高額</td><td>0自治体</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>国の定める基準より低額</td><td>0自治体</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>未設定</td><td>280自治体</td><td>16.1%</td></tr></table> ②教育標準時間認定子どもの利用者負担額 <table><tr><td>政令で定める額と同額</td><td>334自治体</td><td>19.2%</td></tr><tr><td>政令で定める額より低額</td><td>1,185自治体</td><td>68.1%</td></tr></table>			国の定める基準と同額	1,461自治体	83.9%	国の定める基準より高額	0自治体	0.0%	国の定める基準より低額	0自治体	0.0%	未設定	280自治体	16.1%	政令で定める額と同額	334自治体	19.2%	政令で定める額より低額	1,185自治体	68.1%
国の定める基準と同額	1,461自治体	83.9%																		
国の定める基準より高額	0自治体	0.0%																		
国の定める基準より低額	0自治体	0.0%																		
未設定	280自治体	16.1%																		
政令で定める額と同額	334自治体	19.2%																		
政令で定める額より低額	1,185自治体	68.1%																		

未設定	222自治体	12.6%
-----	--------	-------

③利用者負担額を政令で定める額より低額に設定した理由（複数回答可）

新制度に移行しない幼稚園とのバランスを取る	347自治体	29.3%
公立施設とのバランスを取る	256自治体	21.6%
保育所等の保育を提供する施設とのバランスを取る	617自治体	52.1%
その他	357自治体	30.1%

（注）割合は、政令で定める額より低額と回答した自治体数（1,185自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

- ・従前の制度や保育料とのバランス（157自治体）（13.2%）
- ・保護者の負担軽減（57自治体）（4.8%）
- ・近隣自治体とのバランス（51自治体）（4.3%）

（２）一時預かり事業関係

①一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

公立幼稚園・私立幼稚園とも実施	147自治体	8.4%
私立幼稚園のみ実施	358自治体	20.6%
公立幼稚園のみ実施	258自治体	14.8%
実施していない	978自治体	56.2%

（注）域内に新制度に移行した私立幼稚園がある301自治体のうち、260自治体（86.4%）で一時預かり事業（幼稚園型）を実施している。

②一時預かり事業（幼稚園型）で他市区町村居住者の利用を認めているか

認めている	501自治体	65.7%
認めていない	262自治体	34.3%

（注）割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している自治体数（763自治体）に占めるもの。

③一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施しない理由

事業者から実施希望がなかった	365自治体	29.5%
市区町村の提示した実施要件に合致しなかった	7自治体	0.6%
保育所で行う一時預かり事業等でニーズが満たされる	181自治体	14.6%
今後、実施する方向で検討中	102自治体	8.3%
その他	545自治体	44.1%
域外の園でのみ実施	36自治体	2.9%

（注）割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施していない自治体数（1,236自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

- ・域内に私立幼稚園がない（442自治体）（35.8%）
- ・私学助成により対応（27自治体）（2.2%）

④一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額

国の示した額と同額	499自治体	98.8%
国の示した額より高額	3自治体	0.6%
国の示した額より低額	3自治体	0.6%

(注) 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施している自治体数（505 自治体）に占めるもの。

⑤一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額を国の示した額と異なる額とした理由

私学助成の預かり保育の補助単価とのバランスを取る	0自治体	0.0%
一時預かり事業（一般型）の補助単価とのバランスを取る	0自治体	0.0%
その他	6自治体	100.0%

(注) 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額を国の示した額と異なる額としている自治体数（6 自治体）に占めるもの。

その他の主な理由 ・自治体独自の加算を行っている（2 自治体）（33.3%）

⑥一時預かり事業（幼稚園型）の利用料の設定者

市区町村が設定	27自治体	5.3%
市区町村の定めた一定のルールに従い、園が設定	60自治体	11.9%
園が設定	418自治体	82.8%

(注) 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施している自治体数（505 自治体）に占めるもの。

⑦一時預かり事業（一般型）の実施状況

私立幼稚園において実施	167自治体	9.6%
私立幼稚園では実施していないが、保育所等において実施	957自治体	55.0%
実施していない	617自治体	35.4%

⑧一時預かり事業（一般型）を私立幼稚園で実施しない理由

保育所で行う一時預かり事業等でニーズが満たされる	364自治体	37.9%
私立幼稚園から実施希望がなかった	360自治体	37.5%
市区町村の提示した実施要件に合致しなかった	9自治体	0.9%
今後、実施する方向で検討中	35自治体	3.6%
その他	189自治体	19.7%
域外の園でのみ実施	3自治体	0.3%

(注) 割合は、一時預かり事業（一般型）を実施しているが、私立幼稚園で実施していない自治体数及び域外の園でのみ一時預かり事業（一般型）を実施する自治体数の計（960 自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

・域内に私立幼稚園がない（155 自治体）（16.1%）

参考

新制度への移行状況について

1. 平成27年3月31日現在の私立幼稚園	8,124園	100.0%
2. 新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%
幼稚園型認定こども園となって移行	511園	6.3%
幼保連携型認定こども園となって移行	813園	10.0%
3. 新制度に移行しなかった私立幼稚園	6,221園	76.6%
4. 廃園した私立幼稚園	19園	0.2%

(注) 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合わない箇所がある。

《地域型保育事業の認可件数・概要》

○平成 27 年 4 月 1 日現在の地域型保育事業の数

全国で 2,740 件、家庭的保育事業 931 件、小規模保育事業 1,655 件、居宅訪問型保育事業 4 件、事業所内保育事業 150 件

【平成 27 年 4 月 1 日現在の地域型保育事業の数】

事業	件数 (※1)	(公私の内訳)		(設置主体別内訳) [%]			
		公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他 (※3)
家庭的保育事業	931	157	774	28 [3.0]	11 [1.2]	725 [77.9]	167 [17.9]
小規模保育事業(※2)	1,655	60	1,595	220 [13.3]	559 [33.8]	470 [28.4]	406 [24.5]
	(A型)	(962)	(32)	(930)	(161 [16.7])	(319 [33.2])	(219 [22.8])
	(B型)	(572)	(18)	(554)	(44 [7.7])	(215 [37.6])	(201 [35.1])
	(C型)	(121)	(10)	(111)	(15 [12.4])	(25 [20.7])	(50 [41.3])
居宅訪問型保育事業	4	0	4	0 [0]	2 [50.0]	0 [0]	2 [50.0]
事業所内保育事業	150	3	147	39 [26.0]	50 [33.3]	2 [1.3]	59 [39.3]
計	2,740	220	2,520	287 [10.5]	622 [22.7]	1,197 [43.7]	634 [23.1]

2015. 6. 5

保育士養成課程等検討会（第 1 回）

- ▶ 厚生労働省は、「保育士確保プラン」（平成 27 年 1 月 14 日）における、「地域限定保育士」の創設等を踏まえた保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について協議するため、検討会を設置・開催した。

《概要》

1. 当面の検討項目

- (1) 地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項
 - ・講習又は実習の科目・時間・内容・開催時期
- (2) 指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項
 - ・養成課程と試験問題との整合性についての検証
- (3) その他保育士の養成課程や試験問題について専門的検討を要する事項

2. 今後の予定

第 2 回 講習又は実習カリキュラムの検討①

第 3 回 講習又は実習カリキュラムの検討②

第 4 回以降 指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験との整合性についての検証

2015. 5. 26

自民党文部科学部会幼児教育小委員会「幼児教育の振興について」：とりまとめ

- ▶ 幼児教育の無償化など、幼児教育の具体的な振興方策に関する検討について、とりまとめを行った。今後、幼児教育の無償化のための財源確保や幼児教育の振興を図るための法制化（幼児教育振興法・仮称の制定）に向けた取組が進められる。

《概要》

1. 基本的な考え方

○幼児期の教育（幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものをいう。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえる。以下、「幼児教育」という。）は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なもの

○質の高い幼児教育は、好奇心等に溢れる心豊かな子供を育て、健全で安定した社会を創造することに繋がるため、国家戦略の一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った重点的な資源投入が必要

2. 幼児教育の振興方策

(1) 幼児教育の質の向上

①幼児教育の内容の充実と小学校教育との円滑な接続

- ・ 小学校以降における学びとの連続性を図る観点から、5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化
- ・ ただし、決して小学校で行われている教科書等を用いた教科等の教育の前倒しとならないよう留意
- ・ 幼保小の連携は、小学校と連携しながら「アプローチ・カリキュラム」等を編成し、体系的に実施

②教員・保育士等の資質能力の向上及び計画的な人材確保

- ・ 教員・保育士等の処遇・配置の改善など、計画的に優れた人材を確保するために必要な施策を推進
- ・ 経験や役割等に応じた昇進やきめ細かな研修体系などキャリアアップの仕組みを整備

③幼児教育に関する適正な評価システムの導入

- ・ 自己評価、関係者評価、第三者評価を進め、持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築

④幼児教育に関する研究拠点の整備、実証的な調査研究の推進

- ・ 大学・研究機関、幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の調査研究に係るネットワークの構築
- ・ 国における幼児教育の研究拠点（ナショナルセンター）の整備に向けた検討

(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保

①地方自治体等における幼児教育の推進体制の整備

- ・ 市町村の幼児教育に係る責任の明確化、市町村における幼児教育推進体制の整備（専任職員や「幼児教育アドバイザー（仮称）」の配置等）
- ・ 都道府県における幼児教育センターの設置促進

②障害のある子供への適切な支援体制の整備

- ・ 幼児期からの発達障害のある子供への支援充実
- ・ 必要な施設整備の支援、専門的知見を有する人材の配置・派遣の促進

③家庭や地域の教育力の向上

- ・ 子育て支援（親子登園、相談事業、一時預かり等）の充実
- ・ 家庭教育に対する支援の充実、ワークライフバランスの改善
- ・ 地域人材の幼児教育への積極的な参画への支援

(3) 幼児教育の段階的無償化の推進

- ・ 必要な財源の確保方策について、政府・与党一体となって検討を行い、幼児教育無償化を段階的に推進

(4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実

- ・ 新制度における質改善を実現するため、消費税込以外の財源を含む1兆円超の財源を確保
- ・ 新制度に移行しない私立幼稚園に対する私学助成及び就園奨励費補助の充実

(5) 子ども・子育て支援新制度の検証

- ・ 新制度の施行後、幼児教育の振興の観点から検証を行う

(6) 「幼児教育振興法（仮称）」の制定

- ・ 幼児教育の振興を図るため、幼児教育振興法（仮称）を制定（幼児教育の重要性、意義等の基本的理念、国・都道府県・市町村が一体となって取り組む体制の整備等）

2015. 5. 8

認定こども園の数について・公表

- ▶ 内閣府 子ども・子育て本部は、平成 27 年 4 月 1 日現在の「認定こども園」の数を公表した。認定こども園は、全国で「2,836 件」となり、前年度の 1,360 件から 1,476 件増加し、およそ倍増する結果が示されている。

認定こども園 数	〈公私の内訳〉		〈類型別の内訳〉			
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
2,836	554	2,282	1,931	524	328	53

※認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園 639 か所、保育所 1,047 か所、認可外施設 38 か所、認定こども園として新規開園したものが 16 か所となっている。複数の施設が 1 つの施設に移行した場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが 128 か所、廃園した認定こども園が 2 か所ある。

***認定こども園の数について（平成 27 年 4 月 1 日現在）（内閣府 HP）**

<http://www.youho.go.jp/press150508.html>

2015. 4. 2 **子供の未来応援国民会議**

- ▶ 政府は、子どもの貧困問題に国、自治体、企業、子育て支援団体等が連携し取り組む「子供の未来応援国民運動」を推進するため総理大臣官邸で発起人集会を開催した。集会では、「子供の未来応援国民運動」趣意書が採択された。
- ▶ 安倍首相は、子供の貧困は頑張れば報われるというまっとうな社会の根幹に関わる問題であるとし、厚生労働大臣を始めとする関係閣僚に対し、充実施策の検討を指示し、夏を目途にその方向性を取りまとめ、年末を目途に財源確保を含めた政策パッケージを策定することを述べた。

《「子供の未来応援国民運動」趣意書・概要》

～輝く日本の未来に向けて 子供たちに夢を！笑顔を！～

I 国民運動の趣旨・目的

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちです。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要です。

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。子供たちと我が国の未来をより一層輝かしいものとするため、今こそ国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指してまいりましょう。

そのために、このたび、関係各位のご賛同の下に「子供の未来応援国民運動」を立ち上げ、推進していくことといたしました。

国民の皆様には、本国民運動の趣旨等にご理解をいただき、ご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

II 国民運動事業の例

- ①国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開
 - ・ シンボルマーク等を作成して協賛募集
 - ・ 地域の実情を踏まえた関係者の顔の見える交流・連携の推進
- ②支援活動と支援ニーズのマッチング事業
 - ・ 企業・団体が行っている支援活動と地域における様々な支援ニーズとをマッチング
- ③優れた応援事例の収集・情報提供・顕彰

- ・ 政府表彰事業の実施（総理大臣表彰等）

④支援情報の一元的な集約・情報提供

- ・ 各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備

⑤民間資金を核とする基金創設の検討

- ・ 地域に根差した学習支援、生活支援等を行う支援団体への助成
- ・ スポーツ・芸術等の分野で意欲・能力のある子供の夢を応援するための支援

Ⅲ 国民運動事業の展開に向けた広報・募金活動

子供たちは無限の可能性を秘めた存在です。「子供の未来応援国民運動」は、全ての子供たちが「できないことへの諦め」を「できることへの喜び」に変えられるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等による応援ネットワークを構築し、民間資金を核とする基金の活用等を通じて、各種支援事業を展開します。

これにより、『全ての子供たちにチャンスがあふれる日本』を、力を合わせて創ってまいりましょう。

Ⅳ 国民運動推進事務局の設置等

本国民運動の推進主体となる事務局について、平成 27 年年央の設置を目指して検討・準備を進めてまいります。

そのための準備組織を 3 府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省）及び日本財団を中心として立ち上げ、各種事業の内容の具体化や関係各方面との調整を進めます。

* 子供の未来応援国民会議

http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201504/02kodomo_mirai.html

（趣意書）<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kokuminundou/pdf/kokumin.pdf>

2015. 3. 31

平成 25 年 地域児童福祉事業等調査の結果・公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 25 年「地域児童福祉事業等調査」の結果を取りまとめ、公表した。今回公表されたのは、「認可外保育施設利用世帯」に対し平成 25 年 10 月 1 日に実施した調査の結果である。

《概要》

○認可外保育施設を利用している世帯における父母の就業状況（上位 3 つ）

その他の認可外保育施設は、ベビーホテルと比べ「父 常勤」「母 無職」が多い

- ・ ベビーホテル：父：1 位 常勤 82.0% 2 位 自営業・家業 14.3% 3 位 非常勤 1.3% 3 位 無職 1.3%/母：1 位 常勤 53.9% 2 位 非常勤 19.5% 3 位 無職 13.4%
- ・ その他の認可外保育施設：父：1 位 常勤 85.2% 2 位 自営業・家業 11.8% 3 位 非常勤 1.5%/母：1 位 常勤 53.7% 2 位 無職 20.4% 3 位 非常勤 16.5%

○認可保育所への入所の検討状況

・ ベビーホテル

認可保育所への入所を検討しなかった 34.4%

認可保育所への入所を検討したが、認可保育所に入所しなかった 65.6%

うち、認可保育所に入りたかったが、空きがなかった 40.7% 1 位

うち、認可保育所の保育時間が希望に合わなかった 25.9% 2 位

うち、認可保育所に入りたかったが預けたい時期に入れなかった 18.6% 3 位

・ その他の認可外保育施設

認可保育所への入所を検討しなかった 34.4%

認可保育所への入所を検討したが、認可保育所に入所しなかった 65.6%

うち、認可保育所に入りたかったが、空きがなかった 40.2% 1位 うち、認可保育所の保育時間が希望に合わなかった 17.2% 3位 うち、認可保育所に入りたかったが、預けたい時期に入れなかった 17.5% 2位 (1～3位:「認可保育所への入所を検討したが、認可保育所に入所しなかった」理由上位3つ) *平成25年 地域児童福祉事業等調査の結果 (厚生労働省 HP) http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000080154.html	
2015. 3. 31	平成25年度 認可外保育施設の現況取りまとめ・公表
▶ 厚生労働省は、平成25年度「認可外保育施設」の現況をとりまとめた。 《概要》 ○認可外保育施設の総数 7,939 か所 (前年度比 105 か所の増) (内訳) ベビーホテル 1,767 か所 (同 51 か所の減) その他の認可外保育施設 6,172 か所 (同 156 か所の増) ○入所児童の総数 203,197 人 (同 2,476 人の増) (内訳) ベビーホテル 32,984 人 (同 1,527 人の減) その他の認可外保育施設 170,213 人 (同 4,003 人の増) *平成25年度 認可外保育施設の現況取りまとめ (厚生労働省 HP) http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000080127.html	
2015. 3. 20	少子化社会対策大綱・閣議決定
▶ 政府は、総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱」を策定した。大綱は、少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針であり、平成16年、22年に続き、今回は3回目の策定となる。 ▶ 大綱は、今後5年間で「集中取組期間」と位置づけ、重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入すること、また、長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進すること等を基本的な考え方としている。 《概要》 基本的な考え方 (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実 (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標 ※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意 (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応 (4) 今後5年間で「集中取組期間」と位置づけ、重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入 (5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進 重点課題 1. 子育て支援施策を一層充実 ○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施 ○待機児童の解消 ○「小1の壁」の打破	

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

- 経済的基盤の安定
- 結婚に対する取組支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

- 子育て・保育・教育・住居などの負担軽減
- 自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

4. 男女の働き方改革

- 男女の意識・行動改革
- 「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

5. 地域の実情に即した取組強化

- 地域の「強み」を活かした取組
- 「地方創生」と連携した取組

*** 少子化社会対策大綱**

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou2.html>

2015. 1. 14 **保育士確保プラン・公表**

- ▶ 厚生労働省は、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を策定した。
- ▶ 「保育士確保プラン」では、保育士試験の年2回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、さらなる推進を図ることとしており、省を挙げて保育士の確保に向けて全力で取り組むとしている。

《概要》

- 国全体で必要となる保育士の数は、平成29年度末時点において「46.3万人」
- 平成29年度末において必要となる保育士「46.3万人」から、平成25年度の保育所勤務保育士数37.8万人及び平成29年度末までの自然体の増加分2万人を差し引いた、新たに必要となる「6.9万人」の保育士を確保するため、新たに以下の取組を実施
 - ・ 保育士試験の年2回実施の推進
 - ・ 保育士に対する処遇改善の実施
 - ・ 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援
 - ・ 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
 - ・ 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化
 - ・ 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討
- また、従来の保育士確保施策についても、[1]人材育成、[2]就業継続支援、[3]再就職支援、[4]働く職場の環境改善を「4本の柱」として、引き続き確実に実施するとともに、保育士確保に関する関係機関等との連携強化や施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、更なる推進を図る
- 新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

*** 保育士確保プラン** <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000070943.html>

2014. 12. 16 **子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会（第5回）**

- ▶ 「子育て支援員研修事業実施要綱（案）」について協議し、概ね承認された。

《概要》※子ども・子育て会議（第21回）・同基準検討部会（第25回）合同会議（平成27年1月22日開催）資料より作成

1. 趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

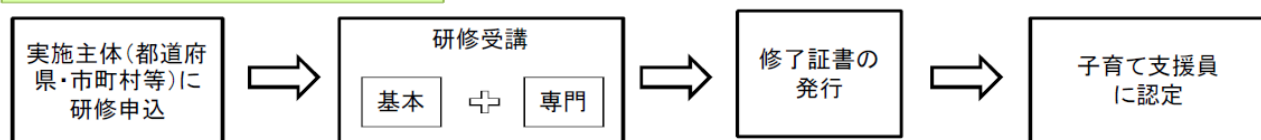
2. 「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。



小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



2014. 9. 24

「次世代育成支援対策推進法・省令案等」 諮問・答申

- ▶ 厚生労働省は、労働政策審議会に対し、「次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び「行動計画策定指針案要綱（一般事業主行動計画に係る部分）」について諮問を行った。これについて、同審議会雇用均等分科会で審議した結果、同審議会から厚生労働大臣に対して、妥当であるとの答申があった。厚生労働省は、この答申を踏まえ、省令と指針の改正作業を進める（平成27年4月1日施行予定）。

《概要》

【省令案のポイント】

- 現行の認定制度（くるみん認定）について基準を一部改正
 - (1) 男性の育児休業等取得の基準について、中小企業の特例を拡充。
 - (2) 女性の育児休業取得の基準について、計画期間における育児休業取得率を70%から75%に引き上げ。
 - (3) 働き方の見直しの基準を一部改正し、短時間正社員制度やテレワークなどを例示。
- 新たな認定制度（特例認定：プラチナくるみん認定）について基準を創設

(1) 男性の育児休業取得率の基準と働き方の見直しの基準について、現行の基準よりも高い基準を規定（男性の育児休業などの取得者1名以上→13%以上など）。

(2) 女性労働者が育児休業を取得したり、子育てをしながら仕事を続け、活躍したりできるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組に関する計画を策定し、実施していることを認定基準に追加。

○特例認定を受けた後に公表する実績値の公表事項について規定

【行動計画策定指針案のポイント（一般事業主行動計画に係る部分）】

○企業における両立支援のさらなる取組を促進するため、非正規雇用の労働者も取組の対象であることを明記

○次世代育成のためには、男性の育児休業取得促進の取組、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進の取組など、働き方・休み方の見直しに役立つ取組を進めることが重要であることを盛り込む

○一般事業主の認定に関する基準（法第13条）の見直しに伴い、男性の子育て目的の休暇の取得促進策として、小学校就学前の子どもがいない労働者に係る休暇制度について規定

○改正法により、特例認定制度（プラチナくるみん制度）が創設されたことに伴い、特例認定制度に関する項目を追加し、これらの基準を踏まえ、子育てをしながら活躍する女性を増やすための環境整備などの規定を整備

2014. 7. 31

「放課後子ども総合プラン」策定・通知

- ▶ 「日本再興戦略」改訂2014において、「いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定」することとされた。これを踏まえ、文部科学省及び厚生労働省は「放課後子ども総合プラン」をとりまとめ都道府県等に通知した。
- ▶ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備等を進める。

2014. 7. 3

教育再生実行会議（第24回）：今後の学制等（第5次提言）

- ▶ 「今後の学制等の在り方について」（第5次提言）をとりまとめ、内閣総理大臣に提出した。文部科学省は、中央教育審議会では提言の具体化に向けた議論に着手する。
- ▶ 提言においては、幼児教育無償化と義務教育の期間の見直し、小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、職業教育を行う高等教育機関の制度化などが盛り込まれている。

《幼児教育の充実、無償教育、義務教育期間の延長等》

○幼児教育の質の向上のため、国は、幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。保育所、認定こども園においても教育の質の向上の観点から見直しを図る。また、子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、処遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。

○市町村は、幼児教育行政に携わる人材の確保、専門性の向上をはじめ、幼児教育行政を担う体制の整備を進める。国は、市町村の幼児教育に関する責任・役割を明確にするとともに、市町村の取組を積極的に支援する。その際、幼児期における特別支援教育を含めた教育の充実が一層図られるよう、教

育指導や研修等において教育行政部局が専門性を発揮する。

○3～5 歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。

○幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、国は、次の段階の課題として、全ての子供に質の高い幼児教育を無償で保障する観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園における 5 歳児の就学前教育について、設置主体等の多様性も踏まえ、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討する。

○国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する。

《高等学校教育、就学支援の充実》

○高等学校教育において、生涯にわたって学ぶ基礎となる力を育成するとともに、生徒の多様な状況や学習ニーズに対応した教育が積極的に行われ、様々な進路に挑戦できるよう、地方公共団体及び学校は、その実態に合わせて教育課程を工夫したり、民間の外部検定試験等の活用を図ったりするなど、高等学校教育の特色化を進め、国は適切な支援を行う。

○国及び地方公共団体は、特に低所得者層を対象として高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程等の修学のための支援策を一層推進し、家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある全ての子供に高等学校段階の教育機会を保障する。

○高等学校等を卒業した後も、意欲と能力のある者が、経済的な困難があっても高等教育への修学を断念することなく、学び挑戦していくことができるよう、国及び大学は、授業料減免や所得連動返還型奨学金などの支援策を一層推進する。専修学校についても修学支援が図られるよう取り組む。

* 「今後の学制等の在り方について」(第 5 次提言)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/teigen.html>

2014. 4. 30

幼保連携型認定こども園の設備・運営等に関する基準等の告示

▶ 「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」(以下、基準)及び、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(以下、要領)が告示された。

【基準の概要】

※【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準

(1) 学級の編制に関する基準

○満 3 歳以上の園児について学級を編制【従】

○1 学級の園児数は 35 人以下を原則、同年齢の園児による編制を原則【従】等を定める。

(2) 職員に関する基準

○各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を一人以上必置(専任の副園長・教頭が兼任可、専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可)【従】

○教育・保育の直接従事職員の職員配置(満 4 歳以上児 30 人:1 人、満 3 歳以上満 4 歳未満児 20 人:1 人、満 1 歳以上満 3 歳未満児 6 人:1 人、満 1 歳未満児 3 人:1 人。ただし、常時 2 人以上)【従】

○調理員を必置(調理業務の全部を委託する場合は不要)【従】等を定める。

(3) 設備に関する基準

- 園舎・園庭を必置、園舎は2階建以下を原則（特別の事情により3階建以上も可）【従】
- 保育室等は1階に設置（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（満3歳未満児に係るものに限る）も可）【従】
- 園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置を原則【従】
- 園舎面積は、幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満児に係る部分に限る）を合算、園庭面積は、満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上、各居室（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、保育所基準による面積以上【従】
- 職員室、保健室、調理室、保育室等を必置（特別の事情により保育室と遊戯室、職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上）【従】
- 食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとき、自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合に必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えないことができる【従】
等を定める。

(4) 運営に関する基準

- 教育・保育の期間及び時間については、教育週数39週以上【従】、教育時間4時間【従】、教育・保育時間8時間【参】とする
- 保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）【従】
- 人格の尊重【参】、職員の資質向上・研修機会の確保【参】、差別的取扱いの禁止【従】、虐待等の禁止【従】、懲戒権限の濫用禁止【従】、秘密保持の義務【従】、苦情への対応【参】、家庭との連絡・連携【参】
等を定める。

(5) その他

- みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間、設備については当分の間、なお従前の例によることができること【従】
- 施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとすること【従】
- 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例【従】
等を定める。

【要領の概要】

- 教育・保育要領は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮して定めることとされており、以下の内容で構成。

第1章 総則

- ・幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
- ・教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- ・幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- ・ねらい及び内容（健康、人間関係、環境、言葉、表現）
- ・保育の実施上の配慮事項

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

- ・指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

✓ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

➤ 2015. 11. 12 児童虐待防止システム構築検討ワーキンググループ（第4回）

- ▶ 「法改正のための検討事項の整理」に掲げられて事項についての意見交換を行った。
- ▶ 第2回（10月22日）会議では、幹事会が整理した「新たな子ども家庭福祉システム国・都道府県・基礎自治体の役割像の骨子（案）」等が示され、議論が行われている。

《概要》

「新たな子ども家庭福祉システム国・都道府県・基礎自治体の役割像の骨子（案）」

1. 子ども家庭への相談・支援業務は基本的に基礎自治体に移行する
2. 移行期間に基礎自治体の基盤強化を行う専門家の任用の義務付け、インフラ整備それに見合った財源の確保
3. 通告窓口の一元化
4. 児童相談所設置自治体の役割は、虐待・非行等に関する、子どもの安全確保を第一とした調査・評価と措置業務を中心とする
5. 入所措置、在宅措置、通所措置等の行政処分は児童相談所を設置する自治体の責務とし、支援のマネジメントも行うが、支援は基礎自治体が行う
6. 児童相談所機能は中核市および特別区に関しても責務とする
7. 資格制度等もこの方向性を踏まえて議論する
8. それに対する明確なロードマップを提示する

「新たな子ども家庭福祉システムにおける虐待対応システムイメージ図（案）」

- 新たな子ども家庭福祉システムとしての包括的支援の中で虐待対応も新たなシステムに移行することを目指す。
- 児童相談所と市町村の機能を見直し、児童相談所を専門的な保護介入機関に、市町村を子どもの発達権を保障する身近で包括・継続的な支援機関に再編する。

➤ 2015. 11. 12 新たな社会的養育システム構築検討ワーキンググループ（第4回）

- ▶ 「法改正のための検討事項の整理」に掲げられて事項について、「新たな社会的養育システム構築検討WGにおける主な意見等」をもとに、意見交換を行った。

《新たな社会的養育システム構築検討WGにおける主な意見等》

検討事項	主な意見等
幹事会提案資料 （国・都道府県等・ 基礎自治体の責務 と役割）	○通告の一元的な受付、振り分けについては児童相談所の外に出すのか中に入れてきちんと対応していくべきか、議論を重ねることが必要。 ○「措置ケースの支援・再統合に関するマネジメント」は、同じ都道府県の中にあっても児童相談所から外に出すべき。
児童福祉法の対象 年齢の見直し	○支援対象の上限は、成年年齢に合わせるのが望ましい。 ○成年年齢の引き下げが議論されており、それが下がった場合にどうなるのかという懸

	念がある。 ○措置延長で22歳（大学卒業）までということも考えてよい。 ○20歳を超えた成人に対し、児童相談所長の権限で措置というのはおかしい。 ○タイミングを見て一度施設から出して、その後支援を続ける方策を考えるべき。単に年齢を引き上げるのは好ましくない。 ○社会的養護の受け皿を準備できなければ年齢を引き上げられないとは思わない。自立する者もいるので、人数は急増しないのではないか。 ○措置されていない在宅の子どもがいることを考えると、受け皿の確保の議論は必要。
子どもの権利擁護に関する機関の創設	○子どもがリーガルサポートを受けて権利を行使でき、大人と同等の場で意見表明ができる場を作る仕組みや、児童相談所の不作為にも対応できるような仕組みが必要。
地域子ども家庭支援の拠点の整備	○市町村が設置主体（民間機関との連携、協働も可能）となり、一定の子ども人口圏ごとの設置が必要。 ○在宅支援を担う「地域子ども家庭支援の拠点」の創設について、地域子育て支援拠点事業や児童家庭支援センター、子育て世代包括支援センターなど、既存の事業・施設が地域の子育て拠点として整備されている現状を踏まえた上で、人員（専門職）の配置や財源の問題も考慮しながら議論することが必要。 ○新しい拠点には、虐待を受けたが分離保護できない子どもについて、在宅措置（又は通所措置）により、公的な財政支援を以て自立支援計画に基づいた養育支援や家事援助などの家庭訪問支援機能が必要。 ○このほか新しい拠点には、一般子育て家庭への相談支援や、里親ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設などのグループホームへの支援機能と、様々な社会資源を有効に活用してソーシャルワークを行う機能が必要。
就学前の保育教育の質の向上	○保育、養育の質の抜本的向上のため、保育士の質的、量的改革に対する可及的速やかな取組が必要。 ○虐待や貧困問題から心身の発達課題を抱える子どもたちが増加していることから、保健師、心理担当職員の配置が必要。 ○保育園等に子育て支援をするソーシャルワーカー（専門職）を配置すべき。 ○子どもの発達の連続性を担保するため、地域関係機関との連続性を持った連携が必要。 ○子ども・子育て支援新制度における質の向上との関係や、幼稚園、認定こども園についてどのように対応するかについて検討が必要。
一時保護・アセスメント機能の整備	○トラウマやアタッチメントにフォーカスしたアセスメントをしっかりと行うよう質を担保するとともに、子どもの支援方針を描けるようなアセスメントをすることが必要。 ○一時保護中に心理的ケアを実施することが重要。 ○児童養護施設の基準に準拠するのではなく、一時保護所独自の配置基準、常勤の心理士の配置や、学校との連携を行うコーディネーターの配置、夜間複数体制の整備について検討が必要。
継続な自立支援システムの構築	○社会的養護が必要な子どもは、一般の児童と比較し、自立までに時間がかかる傾向にあるが、現行の措置制度は、支援の必要性の観点ではなく、一定の年齢に達したことで支援が終結しており問題。

	○支援のあり方については、施設入所や里親委託による支援を継続する方法だけでなく、児童の意向等に沿った形で社会的自立が可能となるよう、施設等への措置が解除された後も、地域で必要な支援が公的に提供される仕組みが必要。 ○20 歳以上の成人に対する支援は、行政処分による措置ではなく、行政と本人の契約により提供されることが必要。 ○個々の児童について、施設入所から施設退所後の支援まで、全体を通じた自立支援計画を作成し、その計画が着実に実行されるシステムづくりが必要。 ○施設退所後の支援は、児童の状況を把握している施設の職員などが退所後も相談に応じる等、特定の者が継続して関わる仕組みが必要。
母子生活支援施設の機能の見直し	○妊娠期の支援を機能として付加するのであれば、それに対応する職員体制をどう担保するかが大きな課題。 ○死亡事例の約 4 割が 0 歳児であるということを踏まえ、未然防止の観点から、特定妊婦への積極的な支援の展開が必要。 ○医療機関が把握した特定妊婦に関する情報が速やかに市町村へ共有され、市町村においては、保健分野と福祉分野とが連携して円滑に支援を実施できる仕組みが必要。 ○特定妊婦を入所させて、産前産後に必要な支援を行う機能（母子ホーム（仮称））が必要。そのために乳児院、助産施設、母子生活支援施設、助産院、産科医療機関、NPO 法人等の機能を拡充し、積極的に活用することも有効。 ○母子生活支援施設は、個々の施設ごとに力量差が顕著であり、その点を踏まえた検討が必要。
里親・養親支援の強化 乳幼児の里親養育等の推進	○量的拡大を図り、質を担保するためには、児童相談所だけでは対応できないので、民間活用を図ることが必要。 ○マッチングについては、児童相談所が責任を持って行うことが適当。そのための体制として、児童相談所において里親業務を専任で行う職員の配置基準が必要。
施設ケアの小規模化の推進と機能の向上	○職員の人材の確保と育成、定着策について、国を挙げて取り組むことが必要。
法改正に際しての留意点等	○「家族」や「家庭」について、定義が必要であり、非常に細かな検討が必要。

略

2015. 9. 30	児童虐待防止システム構築検討ワーキンググループ（第 1 回）
▶ 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会のもとに設置された、児童虐待防止システムの構築検討ワーキンググループの第 1 回が開催された。本年 11 月のワーキンググループとりまとめに向けて議論が進められる。	
➤ 2015. 9. 30	新たな社会的養育システム構築検討ワーキンググループ（第 1 回）
▶ 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会のもとに設置された、新たな社会的養育システム構築検討ワーキンググループの第 1 回が開催された。本年 11 月のワーキンググループとりまとめに向けて議論が進められる。	
2015. 9. 7	社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 ：設置・開催

- ▶ 社会の変容等に伴う子どもと家庭を取り巻く今日的な課題に対応するため、新たな子ども家庭福祉のあり方について包括的に検討するとともに、その議論を踏まえた児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化について検討するため、社会保障審議会児童部会に専門委員会が設置され、第1回委員会が開催された。
- ▶ 専門委員会のもとに、①新たな児童虐待防止システム構築検討WG、②新たな社会的養育システム構築検討WGが設置され、年内に専門委員会としてのとりまとめを行い、平成28年1月に児童部会に報告される予定であり、通常国会（平成28年2月）への所要の法案提出に向けた議論が進められる。

《専門委員会の主な検討事項》

- (1) 今日的な課題に対応する子ども家庭福祉の基本理念について
- (2) 国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割と責務の明確化について
- (3) 民間活用、アウトリーチ手法を含む妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (4) 児童虐待の予防及び初期対応について
- (5) 児童の保護・支援、親子関係の調整及び養子縁組、里親、施設等による自立に向けた取組について

✓ 社会的養護関係施設第三者評価事業

2015. 2. 17	社会的養護関係施設の第三者評価等に関する改定通知・発出
▶ 厚生労働省の社会的養護関係施設第三者評価等推進研究会及び、全社協福祉サービスの質の向上推進委員会での議論・提案等を踏まえ、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（厚生労働省）の改定通知が発出され、平成27年度からの第三者評価基準等が示された。	
《概要》 ○社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針に対応するものとするが、今後、評価をより効果的に実施するため、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準を分けたものとして改定した。 ○共通評価基準は、項目の統合や配置、文言の変更等を行い、53項目を45項目に改定。社会的養護関係施設での評価が円滑に実施されるように、本来の趣旨が変わらぬよう配慮して、「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「社会的養護関係施設独自の内容の付加」した。 ○共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても、児童養護施設（45項目を41項目）、乳児院（27項目を22項目）、情緒障害児短期治療施設（43項目を42項目）、児童自立支援施設（43項目を41項目）、母子生活支援施設（33項目を28項目）と項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定した。	

✓ 子どもの貧困対策

2014. 8. 29	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定
▶ 政府は、子どもの貧困対策推進法の規定にもとづく大綱を閣議決定した。 ▶ 大綱は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策に関する検討会」の意見を踏まえ定められたものである。 ▶ 子どもの貧困対策に関する基本方針と指標を掲げるとともに、教育支援や生活支援等の指標の改善	

に向けた当面の重点施策を盛り込んでいる。

《概要》

1. 子供の貧困対策に関する基本的な方針（10 項目）

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。等

2. 子供の貧困に関する指標（25 項目）

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率
- スクールソーシャルワーカーの配置人数
- ひとり親家庭の親の就業率・母子家庭の就業率
- 子供の貧困率 等

3. 指標の改善に向けた当面の重点施策

(1) 教育の支援

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の展開
- 教育費負担の軽減・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援
- 生活困窮者世帯等への学習支援 等

(2) 生活の支援

- 保護者の生活支援・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
- 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
- 支援する人員の確保 等

(3) 保護者に対する就労の支援

- ひとり親家庭の親の就業支援
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進 等

(4) 経済的支援

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 等

4. 子供の貧困に関する調査等

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

5. 施策の推進体制等	
○対策会議を中心とする政府一体となった取組	
○地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援	
○官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 等	
*子供の貧困対策に関する大綱	
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/#taikou	
略	
2013. 6. 19	「子どもの貧困対策を推進するための法律案」可決・成立

✓ 児童虐待防止法関連

2015. 12. 14	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（第 19 回）
▶ 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会での検討状況について、同委員会の報告書案（11 月 27 日版）等をもとに協議した。 ▶ また、児童虐待防止対策の在り方に関する専門員会報告や被措置児童虐待ワーキンググループの開催状況等が報告された。	
2015. 10. 8	子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第 11 次報告）
▶ 厚生労働省は、子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第 11 次報告）をとりまとめ、公表した。今後、厚生労働省は本報告の提言を受け、児童虐待防止策をより一層推進していくとともに、地方公共団体、関係団体及び関係者に周知を図り、本報告の実現に向けた取組を進めることとしている。 ▶ 子ども虐待による死亡事例等の検証については、社会保障審議会児童部会に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において検証が行われている。 ▶ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、<u>子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が各都道府県を通じて把握した 63 例（69 人）、また、重症事例（死亡に至らなかった事例）として厚生労働省が各都道府県を通じて把握した 18 例（18 人）</u>について分析等を実施し、明らかになった課題を受けて報告がまとめられている。	
2015. 8. 28	社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書
▶ 第 12 回専門委員会（8 月 10 日）での議論をふまえ、児童虐待防止対策のあり方について最終的なとりまとめが行われた。 ▶ 今後、本報告書で整理された事項等を踏まえ、施策の具体化に向けた検討（社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会／9 月 7 日設置・開催）が進められる予定である。	
《概要》 1. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方 2. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化 3. 要保護児童対策地域協議会の機能強化 4. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備 5. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施 6. 児童の安全確保を最優先した一時保護の実施 7. 親子関係再構築等のための取組	

8. 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組 9. 退所者の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫 10. 上記以外の論点 (子どもの代弁ができる仕組み、国の情報収集・分析、チャイルド・デス・レビューの制度化)	
略	
2015. 3. 27	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（第 17 回）
▶ 「社会的養護の課題と将来像」実現のための主な取組等とともに、平成 25 年度の被措置児童等虐待への都道府県市の対応状況等を報告した。 《被措置児童等虐待への都道府県の対応状況・概要》 ○平成 25 年度の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は 288 件で、うち虐待の事実が認められたのは 87 件（前年度 71 件）。 このうち、児童養護施設が最も多い 49 件（前年度 51 件）（56.3%）、次いで里親・ファミリーホーム 13 件（同 7 件）（14.9%）などとなっている。 ○都道府県市別では、通告件数は東京都（41 件）、大阪府（38 件）、静岡県（29 件）が上位となり、虐待事例件数では東京都（18 件）、長崎県（6 件）、千葉県（5 件）となっている。	

✓ ひとり親家庭への支援

2015. 1. 30	児童部会ひとり親家族への支援施策の在り方に関する専門委員会（第 9 回）
▶ 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」案が示されるとともに、改定内容について協議した。 《改定案の概要》 ○母子家庭及び「父子家庭」に係る施策であることを明記 ○母子家庭及び父子家庭の経済状況の追記及び、子どもの貧困対策を明記 ○母子世帯の世帯の状況（離婚、住居、児童扶養手当の受給、就業）等を直近の状況に更新 ○子育て・生活支援の強化、養育費の確保及び面会交流の支援の強化等を追記	
2015. 1. 23	児童部会ひとり親家族への支援施策の在り方に関する専門委員会（第 8 回）
▶ 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」について協議した。	
2015. 8. 23	児童部会ひとり親家族への支援施策の在り方に関する専門委員会（中間まとめ）
▶ 厚生労働省は、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」を公表した。今後、この中間まとめを踏まえ施策が推進される。 《「中間まとめ」の概要（目次）》 はじめに 第 1 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する基本的考え方 1. ひとり親家庭の現状 2. ひとり親家庭の自立と支援 第 2 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する課題と方向性 1. 支援施策全体、実施体制について (1) 現状と課題 (2) 施策の方向性	

- ア 相談支援窓口体制の整備
- イ 母子自立支援員の体制の強化と資質の向上
- ウ 地方公共団体における支援メニューの整備と提供体制の確保
- エ 支援施策の周知と利用の促進
- オ 父子家庭への支援

2. 就業支援について
3. 子育て・生活支援について
4. 養育費確保支援について
5. 経済的支援について

《「中間まとめ」で検討が必要とされた主なポイント》

1. 支援施策全体、実施体制

○地域の支援ニーズや社会資源の在り方に応じた相談支援窓口の整備のために必要な支援や、先進的取組等の収集・情報提供、支援施策の更なる周知と利用など。

2. 就業支援

○状態像に応じたきめ細かな就業支援、休日夜間などの相談支援等による転職やキャリアアップの支援など。

3. 子育て・生活支援

○就業等との両立のための子育て・生活支援に加えて、学習支援ボランティア事業等子どもへの支援の充実や活用促進など。

4. 養育費確保支援、経済的支援

○養育費確保を促す支援、児童扶養手当よりも少額の公的年金を受給する場合の差額の支給等の検討、母子寡婦福祉資金の貸付対象の父子家庭への拡大など。

*児童部会 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会・中間まとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000016214.html>

✓ 施設の小規模化・家庭的養護の推進

2015. 11. 30 児童養護施設等の小規模化等に関する調査結果

- ▶ 厚生労働省は、児童養護施設等の小規模化及び里親等への委託を推進するために各都道府県が定める「都道府県推進計画」の内容等に関する調査結果（平成 27 年 9 月末日現在）を公表した。
- ▶ 「里親・ファミリーホームへの委託の推進について、より一層の取組が望まれる」として調査結果及びそのポイント等を示した。

《概要》

1. 全 69 自治体のうち 62 自治体（89.9%）が都道府県推進計画を策定済。7 自治体（10.1%）が策定中。
2. 策定済の計画に定める「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」を集計した結果、計画最終年度（平成 41 年度）に見込まれるそれぞれの割合は 47.2%、23.3%、29.5%となっており、目標とする水準（※）は未達成となっている。

※平成 27 年 4 月 1 日現在では、本体施設入所児童の割合が 76.4%、グループホーム入所児童の割合が 7.9%、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が 15.8%であり、これを最終年度までにそれぞれ「概ね 1 / 3」ずつにすることを目標としている。

3. 最終年度における里親・ファミリーホームへの委託児童の割合を自治体別にみると、宮城県（仙台市

を含む) 53.2%、香川県 42.2%、滋賀県 40.7%など、高い目標を設定している自治体がある一方で、国が目標としている「概ね 1/3」に満たない目標設定にとどまっている自治体もある。これらについては随時計画を見直すなど、より一層の取組が望まれる。

＊児童養護施設等の小規模化等に関する調査結果 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000105690.html>

2015. 1. 16 児童養護施設入所児童等調査結果・公表

- ▶ 厚生労働省は、「児童養護施設入所児童等調査」の結果（平成 25 年 2 月現在）をとりまとめ・公表した（前回調査は平成 20 年 2 月 1 日に実施）。
- ▶ 里親委託児童数は 4,534 人（前回 3,611 人）、児童養護施設入所児童数は 29,979 人（同 31,593 人）であり、このうち虐待を受けた経験のある児童の割合はそれぞれ 31.1%（同 31.5%）、59.5%（同 53.4%）であった。

《児童養護施設入所児童等調査結果・概要》

- 現在委託中の児童数等：47,776人（前回調査48,154人）
- 平均年齢：里親委託児が9.9歳（同9.3歳）、養護施設児が11.2歳（同10.6歳）
- 委託（入所）時の平均年齢：里親委託児が6.3歳（同5.5歳）、養護施設児が6.2歳（5.9歳）などとなっている。
- 委託（入所）経路：「家庭から」が最も多い
- 就学状況：里親委託児、母子施設児は「就学前」の割合が多い
- 心身の状況：養護施設児の約3割が「障害等あり」
- 特に指導上留意している点：「心の安定」が各施設に共通
- 学業の状況：情緒障害児、自立施設児は「遅れがある」の割合が多い
- 養護問題発生理由：虐待を理由とする委託（入所）の割合が多い
- 被虐待経験の有無及び虐待の種類：養護施設児の約6割が「被虐待経験あり」
- 虐待の種類：里親委託児、養護施設児、乳児院児及びファミリーホーム児ではネグレクトが最も多い。情緒障害児、自立施設児及び援助ホーム児では身体的虐待が最も多い。母子施設児では心理的虐待が最も多い。
- 委託（入所）時の保護者の状況：里親委託児の約5割、養護施設児の約8割が「両親又は一人親あり」
- 家族との交流関係：里親委託児の約7割、養護施設児の約2割が「交流なし」
- 児童の今後の見通し：「保護者のもとへ復帰」見通しの児童は里親委託児約1割、養護施設児約3割

【児童を委託されている里親家庭の状況】

- 里親申込みの動機：約4割が「児童福祉の理解から」里親を申込み
- 里親の委託児童数：約7割が委託児童数1人
- 里親の年齢など：約3割が50歳代

【母子生活支援施設入所世帯の状況】

- 児童数：入所世帯の約6割が児童1人
- 入所世帯数：3,725世帯
- 入所理由：約5割が「配偶者からの暴力」による入所
- 従業上の地位：就業している母親は約7割

【児童養護施設の年長児童（中学3年生以上）の状況】

- 就学状況：約3割が中学3年生
- 高等学校等進学希望：大学（短期大学）進学を希望する年長児童は約3割

○将来の希望：家庭復帰を希望する年長児童は約3割

〔児童自立支援施設の年長児童（中学3 年生以上）の状況〕

○就学状況：約8割が中学3年生

○高等学校等進学希望：大学（短期大学）進学を希望する年長児童は約3割

○将来の希望：家庭復帰を希望する年長児童は約8割

〔自立援助ホームの児童の状況〕

○就学状況：約2割が中学卒業生

○大学（短大）進学希望：大学（短期大学）進学を希望する年長児童は約2割

○将来の希望：家庭復帰を希望する児童は約2割

《参 考》

✓ 子ども・子育て関連 3 法

①子ども・子育て関連 3 法のポイント

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、
- ・学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）

及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

②給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

◇施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

◇地域型保育給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

◇児童手当

地域子ども・子育て支援事業

◇利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

◇延長保育事業、病児・病後児保育事業

◇放課後児童クラブ

◇妊婦健診

③幼保連携型認定こども園の概要

○学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ここで言う「学校教育」：現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）

「保育」：児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

※満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。

○学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

【認定こども園法の一部改正のポイント】

○認定こども園の課題である、二重行政を解消するもの。

○認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせるための修正を行う（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。）。

○また、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。

【子ども・子育て支援法の議員修正のポイント】

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設し、給付・事業に対する共通の財政支援の仕組みを作る。

○上記を前提に、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設、②指定制に代えて、市町村の確認を得た認可施設等を対象に給付、③市町村が利用者支援を実施する事業を明記、④保育士等の処遇改善・行政組織の在り方・安定財源の確保・次世代育成支援対策推進法の延長についての検討規定を盛り込むための修正を行う。

【子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のポイント】

○関係整備法については、児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための修正を行う。

【修正協議を踏まえ法律に盛り込まれた検討事項】

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
附則

（検討）

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○子ども・子育て支援法

附則

（検討）

第二条

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

る。

- 3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

9. 生活困窮・生活保護

《直近の動向》

➤ 2016.3.7 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成 28 年 1 月)

▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成 28 年 1 月分)を公表した。

(件数、人)

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		
都道府県 (管内市区町村含む)	10,592	12.8	2,296	2.8	1,459	1.8	1,116	455
指定都市	4,026	14.8	1,426	5.2	556	2.0	426	100
中核市	2,113	11.5	478	2.6	277	1.5	228	90
合計	16,731	13.0	4,200	3.3	2,292	1.8	1,770	645

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

各月における支援状況

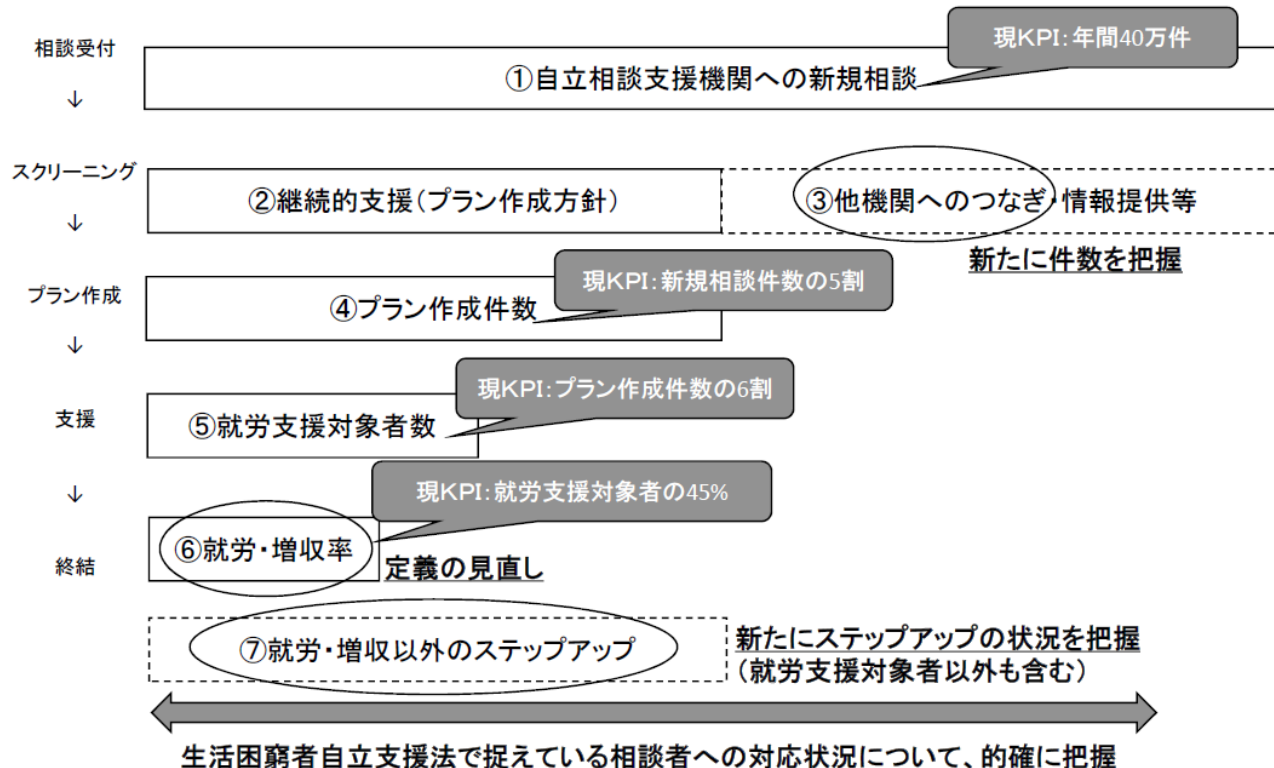
(件数、人)

	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		
4月分	23,914	18.6	2,907	2.3	1,857	1.4	1,007	321
5月分	19,732	15.4	3,255	2.5	2,069	1.6	1,341	415
6月分	21,054	16.4	4,426	3.4	2,640	2.1	1,792	586
7月分	20,586	16.0	6,791	5.3	2,489	1.9	1,923	653
8月分	18,010	14.0	4,720	3.7	2,364	1.8	1,739	646
9月分	18,295	14.2	4,536	3.5	2,283	1.8	1,847	636
10月分	18,203	14.2	4,993	3.9	2,610	2.0	1,999	729
11月分	16,921	13.2	4,528	3.5	2,408	1.9	1,987	681
12月分	15,144	11.8	4,449	3.5	2,275	1.8	1,815	643
1月分(再掲)	16,731	13.0	4,200	3.3	2,292	1.8	1,770	645
合計	188,590	14.7	44,805	3.5	23,287	1.8	17,220	5,955

《参考》

生活困窮者自立支援制度における 新たな評価指標の着眼点

平成28年3月3日
平成27年度社会・援護局
関係主管課長会議
資料4 追加配布資料



1

* 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>

《経 過》

✓ 生活困窮者支援

2016. 1. 29 認定就労訓練事業所の認定状況 (平成 27 年度第 3 四半期まで)

- ▶ 厚生労働省は、全国の認定就労訓練事業所の認定状況 (平成 27 年度第 1～第 3 四半期) を公表した。全国で認定件数「302 件」、利用定員合計「939 名」となっており、28 都道府県・10 政令市・19 中核市において認定を実施している。

【法人種別の実施状況：N=302】

【予定している主な訓練内容：N=302、複数回答】

社会福祉法人(高齢者関係)	113
社会福祉法人(障害者関係)	25
社会福祉法人(児童関係)	1
社会福祉法人(保護施設)	11
社会福祉法人(その他)	20
NPO法人	46
生協等協同組合	18
株式会社	36
社団法人(公益及び一般)	5
財団法人(公益及び一般)	2
その他	25

食品製造・加工	7
その他製造	11
クリーニング・リネンサプライ	19
農林漁業関連(加工も含む)	15
印刷関係作業	3

福祉サービスの補助作業	71
事務・情報処理	25
清掃・警備	102
建設作業	2
その他	36

2015. 9. 14	生活困窮者自立支援制度全国担当者会議					
▶ 生活困窮者自立支援制度の取組状況や平成 28 年度概算要求のほか、プラン作成と支援調整会議のポイント、学習支援、ハローワークと連携した就労支援等について説明された。また、各自治体における取組事例について紹介（報告）された。						
《概要》						
1. 取組状況（平成 27 年 4 月 17 日付、厚生労働省が都道府県・政令指定都市・中核市あてに実施した調査結果）						
・ 就労準備支援事業の実施割合は 28%、家計相談支援事業の実施割合は 23%、一時生活支援事業の実施割合は 19%、子どもの学習支援事業の実施割合は 33% ・ 新規相談受付状況は、国の目安値に対して約 8 割の水準となっている。 ・ プラン作成件数は徐々に増加しているが、低い水準であり、支援を提供するための速やかなプラン作成の促進が必要。 ・ 就労・増収者数は、毎月着実に増加している。						
【参考】今年度における国の目安値 ①新規相談受付件数：人口 10 万人あたり 20 件／月 ②プラン作成件数：人口 10 万人あたり 10 件／月 ③就労支援対象者数：人口 10 万人あたり 6 件／月 ④就労・増収率（就労・増収者／就労支援対象者）： 40%						
2. 平成 28 年度における事業実施意向調査						
（対象：901 福祉事務所設置自治体、平成 27 年 7 月実施）						
		任意事業				
		就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計相談支援事業	子どもの学習支援事業	その他事業
(A)実施予定		345	218	317	388	65
(B)実施しない		406	585	425	355	702
(C)実施未定(未回答)		150	98	159	158	134
実施予定割合	(A)/(A)+(B)+(C)	38.3%	24.2%	35.2%	43.1%	7.2%
	(A)/(A)+(B)	45.9%	27.1%	42.7%	52.2%	8.5%
3. 生活困窮者自立支援制度に係る主な質問事項について・抜粋						
・ 問 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定を受けた事業において就労訓練事業を実施する場合、両法に基づく特段の手続を要するか。また、施設整備について国庫補助対象となっている場合はどうか。 ・ 答 認定就労訓練事業において受け容れる生活困窮者を事業所のスタッフとして位置付ける場合は、いずれの場合も特段の手続は不要である。						
2015. 7. 6	生活困窮者自立支援事業の実施状況					
▶ 全国の支援圏域（1, 128 か所）での自立相談支援事業の実施状況は、行政直営が「41.9%」（490 か所）、民間団体に委託が「58.1%」（679 か所）である。社協は、「46.4%」（543 か所）で事業を受託している。						

※全社協地域福祉部調べ。平成 27 年 7 月 6 日現在の速報値であり、今後変更があり得る。

《任意事業の実施状況》

1. 就労準備支援事業

- ・ 全国 332 の支援圏域で実施。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは 49 カ所 (14.8%)、民間団体への委託が 283 カ所 (86.2%)。社協は 77 カ所 (23.2%) で事業を受託。

2. 家計相談支援事業

- ・ 全国 279 の支援圏域で実施。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは 37 カ所 (13.3%)、民間団体への委託が 242 カ所 (86.7%)。社協は 167 カ所 (59.9%) で事業を受託。

3. 学習支援事業

- ・ 全国 341 の支援圏域で実施。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは 89 カ所 (26.1%)、民間団体への委託が 252 カ所 (73.9%)。社協は 50 カ所 (14.7%) で事業を受託。

4. 就労訓練 (いわゆる中間就労) 事業

- ・ 全国 43 の支援圏域で実施。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは 6 カ所 (14.0%)、民間団体が事業を実施しているのは 37 カ所 (86.0%)。社協は 1 カ所 (2.3%) で事業を実施。

2015. 3. 30 生活困窮者自立支援法の施行に向けて－6 自治体の取組・公表

- ▶ 厚生労働省は、生活困窮者自立支援法の平成 27 年 4 月の施行に向けて、先進的に「生活困窮者自立促進支援モデル事業」に取り組んだ 6 自治体をヒアリング調査し、具体的な取組事例を公表した。

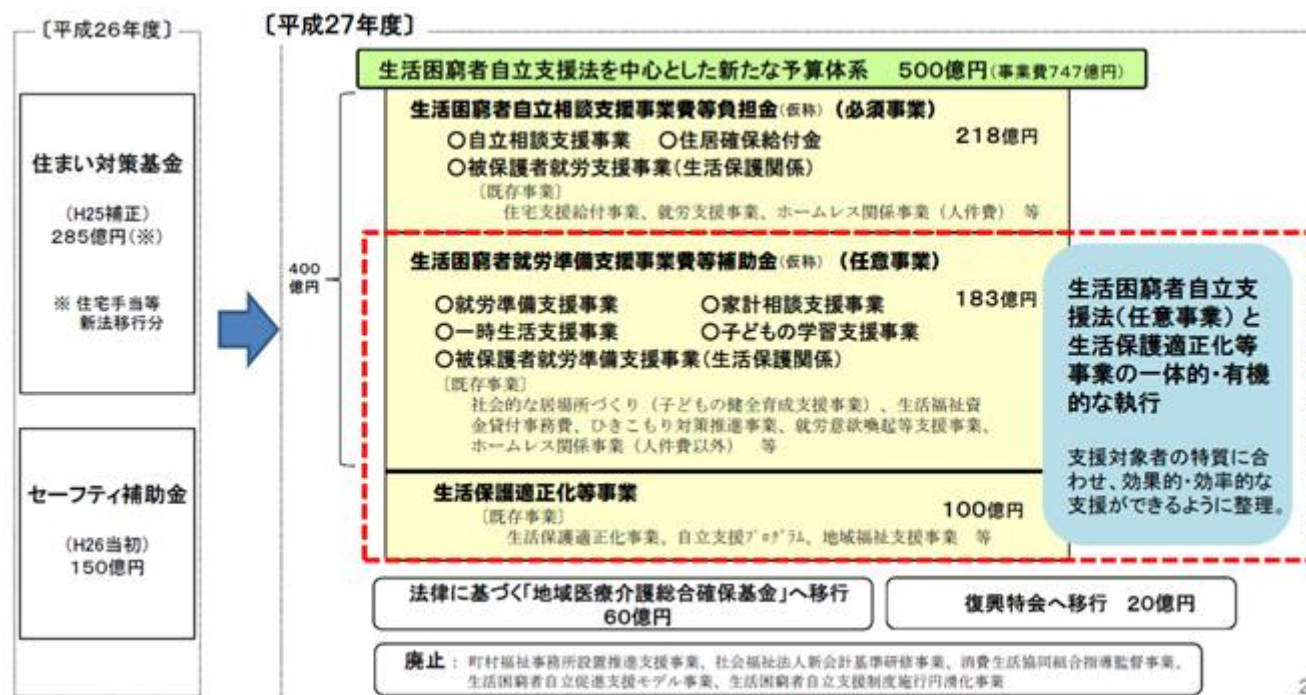
*生活困窮者自立支援法の施行に向けて－6 自治体の取組

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000077844.html>

2015. 1. 26 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議

- ▶ 平成 27 年度の生活困窮者自立支援法関連の予算等のほか、政省令・告示・通知 (案)、平成 27 年度における人材養成の取組、生活福祉資金との連携等について説明された。
- ▶ 生活困窮者自立支援法施行令等の関係法令は、2 月～3 月にかけて順次発出される予定である。

【生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系】



- 生活困窮者自立支援法・改正生活保護法の施行に伴い、予算体系全体を再構築（総額 500 億円）。
- 生活困窮者自立支援法の任意事業と予算補助事業を、一体的・有機的に執行できるように整理。より効果的・効率的な事業実施を推進。

※予算体系の見直しによる補助率の導入に係る地方負担分については、地方財政措置が行われる予定。

【人材養成の取組】

- 平成 27 年度は、自立相談支援事業従事者養成研修に加え、就労準備支援事業及び家計相談支援事業従事者研修を国が直接行う。
- また、各自治体が行う人材養成に関する取組は、生活困窮者自立支援法に基づく「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（その他事業）」を活用することが可能。

【生活福祉資金との連携（生活福祉資金貸付制度の見直し）】

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金の貸付のみならず、新法を活用することにより、より一層効果的に、相談者の自立を図ることとする。また、併せて、これまで社会福祉協議会等から寄せられた意見を踏まえ、所要の見直しを行う。

〔主な見直し内容〕

①新制度の利用の要件化

総合支援資金と緊急小口資金等（臨時特例つなぎ資金を含む）の貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とする。（あわせて家計相談支援事業の利用が望ましい。）

②緊急小口資金の柔軟な運用の促進

緊急的に支援が必要な場合に、当面の生活費、公共料金（電気・ガス・水道・電話などの必要最低限のライフライン）の滞納により日常生活に支障が生じるとき等について貸付の対象となるよう明確化を図る。

③総合支援資金の見直し

借受人に過度な負担とならないよう、貸付期間の見直しを行うとともに、償還期限の短縮を図る。

〔貸付期間〕 原則 3 ヶ月とし、最大 12 月（延長は 3 ヶ月ごと 3 回）までとする。

（見直し前は、12 月以内）

〔償還期限〕 10 年以内（見直し前は、20 年以内）

④その他所要の見直し

【ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の改正・案】

- 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 25 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号。以下「ホームレス基本方針」という。）について、生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）の平成 27 年度からの施行に伴い、所要の改正を行うもの。

〔主な改正内容〕

- ◆現在、ホームレス特措法の趣旨を踏まえ、予算事業として実施しているホームレス対策は、法施行後、基本的には法の枠組みにより実施することとする。
- ◆これらホームレス対策（ホームレス総合相談推進事業、ホームレス自立支援事業等）と法との関係や、法に規定する事業を盛り込む。
- ◆法施行に伴うホームレス支援の流れを盛り込む（特に法の自立相談支援事業を行う機関の位置付け等を追加）。
- ◆その他所要の改正を行う。

*生活困窮者自立支援制度全国担当者会議

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000072691.html	
2013. 12. 6	生活困窮者自立支援法案 成立
▶ 生活保護法改正法案及び、生活困窮者自立支援法案が衆議院で可決・成立した。 ▶ 生活困窮者自立支援法の施行に向け、現在、生活困窮者自立促進支援モデル事業が実施されている。	
2013. 1. 25	「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」 報告書 公表

✓ 生活保護制度

2015. 1. 9	社会保障審議会生活保護基準部会（第 21 回）：報告書とりまとめ
▶ 生活保護基準部会では、第 15 回（平成 25 年 11 月）から住宅扶助及び、冬季加算等について検証を進めてきたところであり、今般その報告書を取りまとめた。 ▶ 部会においては、有子世帯の扶助・加算についても論点や検証手法について議論を進めてきたが、子どもの貧困対策の観点からより慎重に検討すべきとの意見が多かったことから、今回はとりまとめを見送った。 ▶ なお、生活保護基準の見直しを行った場合は、生活保護受給世帯への影響を的確に把握し、部会において、その影響の評価・検証を行う必要があるとしている。	
《報告書・概要》	
○今回、社会保障審議会生活保護基準部会で初めて検討・検証を行う住宅扶助と冬季加算（生活扶助）についても、単純に一般低所得世帯との均衡で捉えるのではなく、実質的に健康で文化的な最低限度の生活を保障しているかという観点から、検討・検証を行っていく必要がある。 それに加えて、今回の検討・検証対象である住宅扶助と冬季加算のそれぞれの固有の性格を十分に認識しておく必要がある。 ○今回の検討・検証において、最低居住面積水準の達成率を確認したところ、生活保護受給世帯が居住する民営借家における最低居住面積水準の達成率は、単身世帯で 46%、2 人以上世帯で 67%となっており、一般世帯（生活保護受給世帯を含む）の最低居住面積水準が、単身世帯で 76%、2 人以上世帯で 86%となっているとと比較すると、大きく下回っている。そのため、生活保護受給世帯において、より適切な住環境を確保するための方策を検討することが必要である。	
2013. 12. 6	生活保護法改正法案成立
▶ 生活保護法改正法案及び、生活困窮者自立支援法案が衆議院で可決・成立した。	
《生活保護法改正案の概要》	
◎必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講じるもの。 【施行日】平成 26 年 7 月 1 日（一部(※)平成 26 年 1 月 1 日) 【改正の要点】 ❖就労による自立の促進：保護からの脱却を目的とする給付金の創設 ❖健康・生活面等に着眼した支援：受給者の責務の明確化 ❖不正・不適正受給対策の強化等：罰則・返還金の見直し 等 ❖医療扶助の適正化：指定医療機関の更新制 等	
2011. 4. 19	社会保障審議会 生活保護基準部会 設置

＜参 考＞

✓ 生活困窮者支援：「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書の概要

【基本的な考え方】

- 生活保護に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの脱却を図る。
- 地方自治体が実施主体となり、民間団体と協働して取り組む。

【具体的な仕組み】

- (1) 生活困窮者の自立までを包括的・継続的に支える新たな相談支援体制の構築
- (2) 就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業（「就労準備支援事業」）の実施
- (3) 一般就労が直ちに難しい者に支援付きで軽易な作業等の機会を提供する「中間的就労の場」の育成支援
- (4) ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制の全国的な整備
- (5) 家計収支等に関するきめ細かな相談支援の強化
- (6) 離職により住居を喪失した生活困窮者に対する家賃補助のための給付金（有期）の制度化
- (7) 子ども・若者の貧困の防止

① 地域若者サポートステーションの充実強化

② 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う事業の実施

◇生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu.html>

✓ 生活困窮者自立支援事業の概要

◎生活困窮者に対し、自立支援相談事業の実施及び居住確保給付金の支給その他の支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図り、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること。【施行日】 施行日：平成 27 年 4 月 1 日

【主な内容】

1. 自立相談支援事業の実施及び居住確保給付金の支給

（必須事業）

○福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO 等への委託も可能（他の事業も同様）。

○福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「居住確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業等の実施

（任意事業）

○福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

・「就労準備支援事業」

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する

・「一時生活支援事業」

住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う

- ・「家計相談支援事業」

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う

- ・生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

○都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

○自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担（3／4）

○就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助（2／3）

○家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助（1／2）

10. 予 算

《直近の動向》

▶ 2016.3.29

平成 28 年度予算：参議院可決・成立

- ▶ 一般会計の総額が、約 96 兆 7,200 億円となる平成 28 年度政府予算が、参議院で可決・成立した。平成 27 年度予算を約 3,800 億円上回り、過去最大となる。
- ▶ 平成 28 年度予算は、経済再生と財政健全化の両立する予算として、一億総活躍社会の実現に向けて、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実を図るほか、教育費の負担軽減等を進めるものである。
- ▶ また、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係費の伸びを「経済・財政再生計画」の「目安」に沿って抑制する内容となっている。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に掲げられた改革検討項目について、具体的な方向性や検討実施時期を明確にした「改革工程表」（経済・財政再生アクション・プログラム）に沿って改革を着実に実行するとしている。
- ▶ 厚生労働省の一般会計は、30 兆 3,110 億円で、平成 27 年度（29 兆 9146 億円）比で 1.3% 増となっている。社会保障の充実・安定化については、消費税引上げによる平成 28 年度の増収分〔8.2 兆円〕は全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、①基礎年金国庫負担割合 2 分の 1〔3.1 兆円〕、②社会保障の充実〔1.35 兆円、うち子ども・子育て支援新制度の実施＝5,593 億円、社会的養護の充実＝345 億円〕、③消費税引上げに伴う社会保障 4 経費の増〔0.37 兆円〕、④後代への負担つけ回しの軽減〔3.4 兆円〕に向けられる。

《予算：主な分野》 ※（ ）内は、平成 27 年度予算

1. 安心で質の高い介護サービスの確保

2 兆 8,819 億円（2 兆 7,767 億円）

2. 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1 兆 6,098 億円（1 兆 5,247 億円）

※…地域生活支援事業計上分を除く

- ・良質な障害福祉サービスの確保 9,701 億円（9,330 億円）
- ・障害児の発達を支援するための療育などの確保 1,458 億円（1,120 億円）
- ・地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】 464 億円（464 億円）
- ・障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 70 億円（26 億円）
- ・地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 205 億円（208 億円）※
- ・発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2 億円（1.4 億円）※
- ・障害者への就労支援の推進 146 億円（119 億円）※

3. 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

2 兆 1,790 億円（2 兆 1,381 億円） ※内閣府予算

4. 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進

1,295 億円（1,198 億円）

5. 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

2 兆 9,515 億円（2 兆 9,445 億円）

- ・生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】400億円(400億円)
- ・生活保護に係る国庫負担 2兆8,711億円(2兆8,635億円)

6. 福祉・介護人材確保対策の推進

106億円(65億円)

《社会保障の充実・安定化》

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

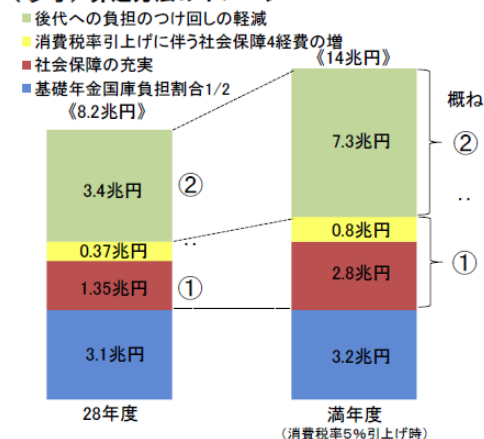
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈28年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

- 基礎年金国庫負担割合2分の1
(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む) 3.1兆円
- 社会保障の充実 1.35兆円
 - ・子ども・子育て支援の充実
 - ・医療・介護の充実
 - ・年金制度の改善
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 0.37兆円
 - ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増
- 後代への負担のつけ回しの軽減 3.4兆円
 - ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

(参考) 算定方法のイメージ



《厚生労働省関連》

平成28年度厚生労働省予算案（一般会計）の全体像

(27年度予算額)
29兆9,146億円

(28年度予算案)
30兆3,110億円

(対27年度増額)
(+3,963億円)

一般会計

(単位:億円)

区 分	平成27年度 予 算 額 (A)	平成28年度 予 算 案 (B)	増 △ 減 額 (C) (B) - (A)	増 △ 減 率 (C) / (A)
一 般 会 計	299,146	303,110	3,963	1.3%
社会保障関係費	294,505	298,631	4,126	1.4%
その他の経費	4,641	4,478	△163	△3.5%

《主要施策の抜粋》

I 女性・若者等の活躍推進～人口減少社会への対応～

1. すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

- 子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進【一部新規】【1,931 億円】
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進【一部新規】(一部社会保障の充実)【1,271 億円】
- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備(一部社会保障の充実)【185 億円】

2. 「全員参加の社会」の実現加速

(1)女性の活躍推進

※内閣府予算に計上

- 待機児童解消等の推進に向けた取組【一部新規】【965 億円】
- 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進【835 億円※】
- 子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規】(一部社会保障の充実)児【2 兆 1,790 億円※】
- 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化(幼児教育の段階的無償化等)【新規】【109 億円※】
- 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援策の推進【一部新規】【165 億円】

(2)若者の活躍推進【一部新規】【200 億円】

(3)高齢者等の活躍推進

- 生涯現役社会の実現【一部新規】【280 億円】
- 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業(仮称)の実施【新規】【2.6 億円】
- 起業等による高年齢者等の雇用を創出する企業に対する助成措置の創設【新規】【8.7 億円】

(4)障害者等の活躍推進

- 障害者等の社会参加支援の充実・基盤整備【一部新規】【74 億円】
- 農福連携などによる障害者の就労促進【一部新規】【109 億円】
- 生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進【新規】【5.6 億円】
- がん患者等に対する就労支援の強化【2.5 億円】
- 難病患者に対する相談支援体制の充実【一部新規】【4.5 億円】

(5)外国人材の活用・国際協力【23 億円】

(6)刑務所出所者等に対する就労支援【5.5 億円】

3. 人材力強化・人材確保対策の推進等

- 職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援【一部新規】【156 億円】
- 産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等【一部新規】【25 億円】
- 希望するキャリアの実現支援【一部新規】【56 億円】
- 潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化【18 億円】
- 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進【一部新規】【126 億円】
- 地方における良質な雇用の創出・人材育成【133 億円】

II 「健康長寿社会」の実現

1. 医療・介護等の充実

(1)安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築

- 地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革(社会保障の充実)
【地域医療介護総合確保基金(医療分)】【602 億円】

【地域医療介護総合確保基金(介護分)】【483 億円】

○地域支援事業の充実(社会保障の充実)【195 億円】

○認知症施策の推進【一部新規】【82 億円】

○介護ロボット等の開発・普及の加速化【新規】【3 億円】

○介護予防等の取組に係る先進事例の横展開の推進【一部新規】【1 億円】

(2)医療・介護分野における ICT 化の推進

○介護分野の効率化・ICT 化等による生産性向上の推進【1.3 億円】

(3)難病・小児慢性特定疾病への対応(一部社会保障の充実)

○難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立【1,311 億円】

○慢性疾病を抱える児童等の自立支援【9.3 億円】

2. 自立した生活の実現と安心の確保

(1)地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築【一部新規】【23 億円】

(2)生活困窮者等に対する自立支援の推進【一部新規】【2 兆 9,515 億円】

(3)簡素な給付措置(臨時福祉給付金)【1,033 億円】

(4)年金生活者等支援臨時福祉給付金【新規】【450 億円】

3. 安心できる年金制度の確立

○持続可能で安心できる年金制度の運営(一部社会保障の充実)【11 兆 2,438 億円】

➤ 2016.1.20 平成 27 年度補正予算:参議院可決・成立

- ▶ 平成 27 年度補正予算(平成 27 年 12 月 18 日・閣議決定、平成 28 年 1 月 14 日・衆議院可決)が、政府案どおりに参議院で可決、成立した。総額は、3 兆 5,030 億円となっている。
- ▶ 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等が 1 兆 1,646 億円とされており、このうち「希望出生率 1.8」及び「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策等として 3,951 億円が計上された。
- ▶ 「希望出生率 1.8」(第二の矢)関連では、保育所等の整備【511 億円】、保育士修学資金貸付等事業【566 億円】、保育所等における ICT 化推進等事業【148 億円】、ひとり親家庭等の支援【117 億円】、児童虐待防止対策の強化【91 億円】等がある。
- ▶ また、「介護離職ゼロ」(第三の矢)関連では、介護基盤の整備加速化事業【922 億円】、介護人材の育成・確保・生産性向上【444 億円】、サービス付き高齢者向け住宅の整備【189 億円】が計上されている。

≪厚生労働省関連・概要≫

◎計 6,874 億円〔一般会計 6,874 億円〕

第1 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策 6,557 億円

1. 「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策 1,488 億円

(1)結婚・子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善 制度要求

(2)結婚から妊娠・出産、子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援の充実
35 億円

(3)多様な保育サービスの拡大と保育人材等の確保 1,245 億円

○待機児童解消を確実なものとするための認可保育所の整備等(「待機児童解消加速化プラン」の前倒し)
501 億円

- 防音対策のための補助 9.2 億円
- 保育人材確保のための取組の推進 714 億円
- 放課後児童クラブにおける勤務環境の改善 7.9 億円

(4)子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策等の強化 209 億円

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 85 億円
- ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等 7.7 億円
- 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金(生活福祉資金)の拡充 25 億円
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 67 億円
- 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 12 億円
- 児童養護施設等の小規模化等のための整備 10 億円
- 児童養護施設等における学習環境改善 2 億円

2.「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策 1,384 億円

(1)高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保 922 億円

- 都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充 921 億円
- 介護離職の観点も含めた介護サービスの在り方の把握方法等の検討 54 百万円

(2)求められる介護サービスを提供するための人材の育成・確保、生産性の向上 444 億円

- 再就職準備金貸付制度の創設及び修学資金貸付制度の拡充 261 億円
- 離職した介護人材の届出システムの構築 3.9 億円
- 地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した介護人材対策の加速化 119 億円
- 介護ロボット等導入支援特別事業 52 億円
- 介護ロボットや ICT の効果的な活用方法の検討等 1.6 億円

(3)元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取組強化 18 億円

- 介護予防・生活支援拠点の整備等 18 億円

3. 高齢者等のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援等 3,685 億円

- 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金 3,624 億円
- 障害福祉サービス事業所等の基盤整備 60 億円
- 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 28 百万円

第2 災害復旧・防災減災事業 293 億円

第3 国民生活の安全・安心の確保 164 億円

*平成 27 年度補正予算、平成 28 年度予算関連資料 政策委員会 HP <http://zseisaku.net/download/>
(参考)

・平成 28 年度予算案 ※財務省 HP

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/PAGE0000000000000177771.html

・厚生労働省 平成 28 年度予算案 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/16syokanyosan/>

- ・平成 27 年度補正予算案 ※財務省HP

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/hosei271218.html

- ・平成 27 年度補正予算案 厚生労働省関連 ※厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15hosei/>

《経 過》

✓ 平成 28 年度予算

2015. 11. 27 平成 28 年度予算編成の基本方針：閣議決定

- ▶ 「平成 28 年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。
- ▶ 基本的な考え方として、（１）「経済・財政再生計画」の着実な推進、（２）「一億総活躍社会」の実現とＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）を踏まえた対応を掲げたうえで、予算編成についての考え方を示している。

《予算の編成についての考え方・抜粋》

（１）「一億総活躍社会」の実現、ＴＰＰを踏まえた対応

○強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組や、ＴＰＰを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組といった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成 27 年度補正予算での対応と併せて、「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処する。

（２）「経済・財政再生計画」初年度における歳出改革の推進

- ①平成 28 年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、改革工程表における取組を的確に予算に反映させる。あわせて、同計画における国の一般歳出の水準の目安を十分踏まえた上で、予算編成を行う。
- ②具体的には、改革工程表に基づき実施する平成 28 年度の取組が、予算に反映する施策である場合は、予算編成過程における検討を経た上で、平成 28 年度予算にその取組を反映させる。特に、歳出改革に向けた施策の展開、見える化やＰＤＣＡサイクル構築に資するエビデンスの収集などが必要な場合には、有効と考えられるモデル事業、実証実験の取組について、検証スケジュールなど時間軸を明確にした上で、これまでの実績も踏まえ、平成 28 年度予算にその取組を反映させる。
- ③歳出改革の実現には、それぞれの施策、事業の実行主体が、責任を持って対応していくことが不可欠となる。こうした観点から、平成 28 年度歳入歳出概算についての閣議決定時において、予算への反映を含めた「経済・財政再生計画」に沿った取組について、各府省において適切に公表を行う。こうした取組により、政策効果の見える化やＰＤＣＡサイクルの強化を促し、国民参加で更なる改革を推進していく。同時に、経済財政諮問会議における点検・評価や情報発信、行政事業レビュー等を通じて、各府省の取組を後押しする。
- ④予算編成においては、東日本大震災からの復興を加速するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを、引き続き、手を緩めることなく推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。「新しい日本のための優先課題推進枠」については、歳出改革に寄与するものを含め、政策効果が高いと認められるものに絞り込んで措置する。

2015. 8. 31	平成 28 年度予算概算要求・税制改正要望
▶ 厚生労働省の平成 28 年度予算の概算要求額は、一般会計で平成 27 年度比 2.5%増の 30 兆 6,675 億円となっている。年金・医療等に係る経費については、高齢化等に伴う増加額として 6,700 億円、「新しい日本のための優先課題推進枠」として 2,252 億円を計上している。 ▶ 消費税引き上げとあわせて行う社会保障の充実等については、「社会保障改革プログラム法第 28 条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する」とされており、子ども・子育て支援については、消費税引上げ以外の財源の確保も含め、予算編成過程で検討される。 ▶ また、予算の概算要求とあわせて、税制改正要望も示された。医療に係る消費税の課税のあり方の検討のほか、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設、ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置、等が要望されている。	
2015. 7. 24	平成 28 年度予算の概算要求の基本的方針：閣議了解
▶ 平成 28 年度予算の概算要求及び、予算編成に向けて、「平成 28 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議了解された。 ▶ 平成 28 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとして、歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 27 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを示している。	
《概要》 27年度 予算額 72.9兆円 地方交付税 交付金等 15.5兆円 年金・医療等 30.2兆円 裁量的経費 14.7兆円 義務的経費 12.5兆円 高齢化等に伴う増加額 0.67兆円 ▲10% 要望基礎額 見直し⇒要望基礎額 要望（要望基礎額の30%） 新しい日本のための 優先課題推進枠 (要求とともに要望を行い、 予算編成過程において検討) 「公的サービスの産業化」、 「インセンティブ改革」、 「公共サービスのイノベーション」を中期的に進めていくことを含む骨太の方針、日本再興戦略等を踏まえた諸課題について要望。 「経済・財政再生計画」における一般歳出の水準の目安を踏まえ措置 さらに、聖域を設けることなく施策・制度の抜本的見直し	
※ 1 地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費の増等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」に従って所要額を要求。 ※ 2 消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障改革プログラム法28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討。	
1. 要求・要望について	

(1) 年金・医療等に係る経費

○年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に高齢化等に伴う増加額として 6,700 億円を加算した額の範囲内において、要求する。

なお、上記増加額について、平成 25 年度予算から平成 27 年度予算までと同様、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むとともに、過去 3 年間の増加額が高齢化による増加分に相当する伸びとなっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成 30 年度まで継続していくことを目安とし、年金・医療等に係る経費について、合理化・効率化に最大限取り組み、その結果を平成 28 年度予算に反映させることとする。

(2) 地方交付税交付金等

○地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ、要求する。

(3) 義務的経費

○前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、義務的性格の根拠を明示の上、要求する。

(4) 東日本大震災からの復興対策に係る経費

○東日本大震災からの復興対策については、復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、効率化を進め、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する。

(5) その他の経費

○基礎的財政収支対象経費のうち、上記(1)ないし(4)に掲げる経費を除く経費については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に 100 分の 90 を乗じた額の範囲内で要求する。

(6) 新しい日本のための優先課題推進枠

○平成 28 年度予算においては、予算の重点化を進めるため、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を中期的に進めていくことを含む「基本方針 2015」及び「『日本再興戦略』改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置する。

○各省大臣は、(1)ないし(5)とは別途、要望基礎額に 100 分の 30 を乗じた額の範囲内で要望を行うことができる。

(7) 行政事業レビュー

○上記の要求・要望に当たって、各省大臣は、「行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）に沿って、各府省庁における行政事業レビューの結果を反映し、実効性ある PDCA を推進する。

2. 予算編成過程における検討事項

(1) 予算編成過程においては、各省大臣の要求・要望について、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行い、平成 25 年度予算から平成 27 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その際、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視する。また、引き続き、補正予算も含めて既存のあらゆる予算措置について、従来の計上方法にとらわれずに、ゼロベースで見直しを行う。

(2) その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「安倍

内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成30年度まで継続させていくこととする。」との「経済・財政再生計画」における国の一般歳出の水準の目安を踏まえ措置する。

(4) 消費税率引上げと併せ行う充実等（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（以下「社会保障4経費」という。）の充実及び社会保障4経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増をいう。）その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

3. 要求期限等

○上記による要求・要望に当たっては、8月末日の期限を厳守する。なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求・要望を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。

*平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について：閣議了承

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/sy270724.pdf

11. 人材確保

＜直近の動向＞

➤ 2016.3.30 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会：とりまとめ ▶ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会が議論をとりまとめた。 ▶ 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」について方向性が整理されている。 ▶ 今後に向けて、「介護キャリア段位は、今後も先進的な取組みとして期待されるが、このような取組みで得られた成果や課題については、介護人材の育成を含む介護の質の向上に幅広く活かしていくことも求められる」とし、「介護人材の育成に関しては、介護人材の類型化・機能分化や介護福祉士の養成・教育の在り方など様々な課題があることから、介護キャリア段位の取組は、これらと整合性を持って進めていく必要がある」としている。
➤ 2016.3.17 介護のシゴト魅力向上懇談会（第 3 回） ▶ 厚生労働省は、介護の仕事や職場の魅力向上を更に進めるため、業務プロセスの改善とテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用による業務負担の軽減、生産性の向上等について、先進的な現場の実践を踏まえた議論を行い、今後の政策検討の参考にすることを目的とする懇談会を設置・開催し（第 1 回：平成 28 年 1 月 12 日）ている。 ▶ 懇談会では、①介護分野における業務プロセスの改善に向けた取組、②介護分野におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用に向けた取組等を検討事項としている。 ▶ 第 2 回（2 月 17 日）、第 3 回の会議では、構成員などからの発表をもとに意見交換を進めている。
➤ 2016.3.7 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会：とりまとめ ▶ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討は、平成 28 年 1 月から、EPA 介護福祉士候補者等の更なる活躍促進策について検討を行い、報告書「経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について」をとりまとめた。 ▶ EPA 介護福祉士候補者の①受入れ対象施設の範囲の拡大及び、②受入れ施設当たりの受入れ人数の下限の見直し、また、EPA 介護福祉士の就労範囲の拡大について、現状と具体的な対応のあり方を整理している。
福祉、介護、子ども・子育てに関する資格制度の検討状況等（主な事項） 1. 専門職種の統合・連携 （1）厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン（平成 27 年 3 月 13 日） Ⅲ 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針 ○ 地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、<u>これらのサービスの担い</u>

手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。

(2)新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」(平成 27 年 9 月 17 日)

【総合的な福祉人材の確保・育成】

- 日本の労働力人口が減少する中であって、他業種から福祉人材を確保することは一層困難な状況となる。このため、福祉業界における働き方・キャリアの積み方をより魅力的なものとし、福祉人材であり続けることを可能とする必要がある。具体的には、福祉の各分野・各業務に限定したキャリアステップ(例えば、介護従事者が介護に直接従事するサービスの分野のみでキャリアを考えることなど)のみでは福祉人材の旺盛な福祉マインドを充足するには十分ではなく、幅広い業務があり多様性を有する福祉という業界全体でのキャリアステップを可能とすることが求められる。必ずしも一つの分野のみで働いていくのではなく、そのライフステージ等に応じて異なる分野で活躍できるよう、多様なキャリアステップを歩める環境の整備を検討する必要がある。
- また、新しい地域包括支援体制を確立するため、これらを担う福祉人材のあり方を検討する必要がある。その福祉人材としては、複数分野を束ね、必要とされる支援を実施するために業務や職員をコーディネートする者や、自らの専門分野の他に分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つことにより様々な分野の基礎的な支援については臨機応変に担うことができる人材が求められている。

【中長期的な検討課題】

- 現在の福祉サービスを担う人材は、支援対象者類型ごとに対応する形で、各分野の専門性を有する人材が育成されてきた。一方で、新たな地域包括支援体制の基盤となる人材には、分野横断的な知識、専門性を有することが求められるのであり、こうした人材を育成・確保するためには、分野横断的な資格のあり方も含めた検討が必要となる。
- こうした分野横断的な資格のあり方としては、例えば、現在ある資格を基礎に総合的な資格を創設するといったことも考えられるが、①どのような専門性を組み合わせ、資格化する必要があるのか、②単に複数の資格を統合するのか、福祉分野に共通する専門性を資格化するのか(その場合、共通の専門性とはどのようなものか、共通資格と他の資格との接続のあり方をどう考えるか)等について、関係者のニーズ等もよく踏まえた上で整理し、十分な検討を加える必要があるため、まずは、福祉分野全般にわたる基礎的な知識を有する人材の育成や、複数分野の専門性を容易に身につけることができる環境の整備により、様々な分野の知識、専門性を持つ人材の育成を進めつつ、分野横断的な資格のあり方について、中長期的に検討を進めて行くことが必要と考えられる。

②「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)

新たなシステムを担う人材の育成・確保

- 福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応し、また、共生型社会の実現、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、以下のような人材を育成・教育する必要がある。組み立て、提供までの一貫した支援体制を構築するコーディネートのスキルを持つ人材門性のみならず福祉全般に一定の基本的な知見を有する人材また、生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用し、担い手となる人材を着実に確保する必要がある。

- ①コーディネート人材の配置等をモデル的に取り組む自治体への支援等を実施する
- ②福祉分野横断的な基礎的知識の研修を実施する
- ③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進のための環境整備を図る
- ④潜在有資格者の円滑な再就業の促進を図る
- ⑤限られた人材を有効に活用するための機能分化を推進する
- ⑥多様な人材層からの参入促進(非資格保有者など、すそ野の拡大)を図る

【取組事項・抜粋】

- 介護人材養成に係る貸付の拡充
- 新たな研修プログラムの開発等
- 社会福祉士のあり方の検討
- 共通研修の創設等
- 福祉系国家資格所持者等の保育士資格取得の負担軽減
- 社会的養護を担う人材の育成 など

(3)保健医療 2035 推進本部

:保健医療 2035 実行プラン・工程表(平成 27 年 9 月 27 日)

- 11 総合的な資格創設(医療・看護・介護・リハビリ含めた対応が可能な職種)を検討する
- 110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う
- 111 医療や福祉の資格の共通基盤(養成課程等)を整備する

2. 社会福祉士

(1)社会福祉士の役割の明確化、養成カリキュラム等に関する検討

- 「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)において、「複合的な課題を抱える者の支援においてその知識等を発揮することが期待される社会福祉士について、コーディネート人材としての活用を含め、その在り方を検討」するとした。
- 厚生労働省が平成 28 年度から検討会を設置する予定

3. 介護福祉士

(1)社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日)

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上をはかる。
- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる
- 平成 29 年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入
- 他産業からの参入促進をはかる観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等
- 介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成 28 年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱い

(2)介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会(平成28年3月30日・とりまとめ)

- 介護キャリア段位制度の現状と課題等を整理するとともに、介護職員のさらなる資質向上に向けて今後の制度の在り方等について検討した。
- 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」について方向性が整理した。

4. 保育士

(1)保育士養成課程等検討会(平成27年6月5日～)

- 保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について検討
 - ・保育士養成課程等の見直しに関する事項
 - ・保育士養成制度の課題に関する事項
 - ・地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項
 - ・指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項

(2)保育士等確保対策検討会(平成27年11月9日～12月4日:緊急的なとりまとめ)

- 保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を確認し・公表した(12月4日)。

5. 児童福祉司

(1)社会保障審議会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書(平成27年8月28日)

- 児童福祉司の国家資格化
 - ・児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。
 - ・ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。
 - ・資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。

(2)社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 (平成28年3月10日:報告(提言)とりまとめ)

- 児童福祉司の質の向上と国家資格化については、「一定の基準に適合する研修の受講を義務付けるべきである」とした。また、児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を、担保する必要があるとした。

6. 公認心理士

- 「公認心理師法」が、参議院で可決・成立(平成27年9月9日)
- 心理職の国家資格化。公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする

＊介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000100172.html>

＊介護のシゴト魅力向上懇談会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken.html?tid=323035>

＊外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=225506>

《経 過》

✓ 福祉・介護人材確保対策

2016. 2. 1	介護人材確保地域戦略会議（第 4 回）：「介護離職ゼロ」等
▶ 政府として新たに掲げた「介護離職ゼロ」の実現に向け、必要となる介護人材を確保するため、2020 年代初頭に向けた総合的な取組の推進を図ることとしている。厚生労働省は、多様な施策を有機的に連携させながら、実効性の高い取組を進めるため、介護人材確保地域戦略会議を開催した。 ▶ 会議では、「介護離職ゼロ」に直結する事業の効果的な展開に係る報告のほか、都道府県の先駆的な取組事例等を踏まえ、介護人材確保に向けたグループディスカッションを実施した。	
2015. 9. 18	社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験の範囲の拡大
▶ 復興庁は、生活支援相談員等の実績が活かされる仕組み（社会福祉士国家試験の受験資格に必要な実務経験への算入）について、報道発表した。 ▶ 復興庁は、被災地の生活支援相談員等の経験が福祉分野でのキャリアアップにつながる仕組みの検討を被災者支援の「総合対策」（平成 27 年 1 月策定）に位置づけていた。厚生労働省への検討要請の結果、社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験について、新たに生活支援相談員※としての職歴の参入が認められ、平成 27 年度の国家試験から適用されることとなった。 ※被災者健康・生活支援総合交付金（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業）により、被災者の見守り・相談支援を実施する相談員。被災 3 県で約 430 名程度。 ※従前、福祉関連の学歴等がない場合でも、生活支援相談員の実務経験 4 年で、受験資格に必要な実務経験として評価。 ▶ なお、社会福祉士及び介護福祉士の試験に係る実務経験の業務の範囲については、平成 27 年 6 月 26 日付で厚生労働省通知の一部改正が行われている。	
《業務範囲の拡大・概要》	
：「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」の一部改正について（平成 27 年 6 月 26 日、厚生労働省社会・援護局長通知）	
◎平成 27 年度に行われる社会福祉士試験及び介護福祉士試験より適用	
【福祉に関する相談援助業務の範囲：主な追加（新設）事項】	
・ セーフティネット支援対策等事業における自立支援プログラ策定実施推進事業に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法に規定する被保護者就労支援事業に従事する被保護者就労支援員 ・ 指定介護予防サービスにおける生活相談員 ・ 子ども・子育て支援における利用者支援事業で相談援助業務を行っている専任の職員 ・ セーフティネット支援対策等事業における就労支援事業所の就労支援員	

・ 自立相談支援モデル事業における自立相談支援機関及び家計相談支援モデル事業を行っている事業所の就労支援員と家計相談支援員（主任相談支援員と相談支援員は従来から対象） ・ 被災者健康・生活支援総合交付金（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業）における、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務の実施する事業所で相談援助を行っている専任の職員 ・ 生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業及び家計相談支援事業を行っている事業所の主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員 ・ 生活保護法における被保護者就労支援事業を行っている事業所の被保護者就労支援員 ・ 訪問型職場適応援助促進助成受給資格認定法人における訪問型職場適応援助者養成研修を就労した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	
2015. 4. 13	介護雇用管理改善等計画の全部改正案・答申
▶ 厚生労働省が平成 27 年 3 月 6 日に労働政策審議会に諮問した「介護雇用管理改善等計画の全部改正案」について、同審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会で審議が行われた結果を踏まえ、厚生労働大臣に対して答申が行われた。厚生労働省は、この答申を踏まえ、平成 27 年度から実施する介護雇用管理改善等計画を作成し、介護労働者の雇用管理の改善等に取り組む。 ▶ 介護雇用管理改善等計画は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく計画であり、今般の計画策定の目的は、「介護労働者が生き生きとやりがいをもって働くことのできる魅力ある職場づくりを力強く支援」とされた。計画期間は、平成 27 年度～平成 32 年度であり、主な内容は、介護労働者の雇用の動向、計画の目標、施策の基本となるべき事項等である。 *介護雇用管理改善等計画の全部改正案 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000081554.html	
2015. 2. 25	社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（第 5 回）：とりまとめ
▶ 社会保障審議会福祉部会において、同福祉人材確保専門委員会報告書「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」がとりまとめられた。 ▶ 報告書では、介護人材確保に向けた 4 つの基本的な考え方として、①持続的な人材確保サイクルの確立、②介護人材の構造転換（「まんじゅう型」から「富士山型」へ）、③地域の全ての関係主体が連携し、介護人材を育む体制の整備、④中長期的視点に立った計画の策定、を示している。 ▶ 2025 年に向けて、①総合的な確保方策の策定、②福祉人材確保指針の見直し、③介護人材需給推計の定期的な実施、が必要であるとしている。 ▶ 厚生労働省は、報告書に掲げられた事項を具体的な施策に反映するための関係法令の整備や予算化等の取組を進める。 *社会保障審議会 福祉部会福祉人材確保専門委員会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=224742	
2014. 10. 14	福祉人材確保対策検討会（第 7 回）：議論の取りまとめ
▶ 「福祉人材確保対策検討会における議論の取りまとめ（案）」について協議し、了承された。 ▶ 本検討会の取りまとめについては、今後、社会保障審議会福祉部会に設置された「福祉人材確保専門委員会」に引き継がれて議論が進められる。 《議論の取りまとめ・全体像》 【介護人材確保の 11 の方向性】 1. 3 つの魅力～「深さ」と「楽しさ」と「広さ」～の発信	

2. 若者に選ばれる業界への転換
3. 女性や中高年層の参画
4. 他業界に負けない採用戦略
5. 多様な働き方や機能に応じたキャリアアップの実現
6. 介護福祉士の専門性と社会的評価の向上
7. 介護福祉士資格取得方法見直しに向けた取組
8. 小規模事業所の共同による人材育成支援
9. マネジメント能力・人材育成能力の向上
10. 学校・企業などのあらゆる主体と連携する「場」の創設による地域ぐるみの人づくり
11. グランドデザインの構築

【介護福祉士資格取得方法見直しに向けた取組の方向性】

1. 中期的対応：介護ニーズの高度化に対応した質の向上を図り、「量」と「質」の好循環を生み出す
2. 当面の対応：人材の資質の向上に配慮しつつ、すそ野の拡大を図る

【2025年の介護人材の全体像と介護福祉士の担うべき機能の方向性】

1. 介護人材の全体像
2. 介護福祉士の担うべき機能の在り方

【社会福祉士の活用の方向性】

1. 社会福祉士のさらなる活躍の場の創出
2. 専門性の高い社会福祉士の養成
3. 社会福祉に対する理解の促進

【障害福祉分野の人材確保の方向性】

1. 専門性の向上
2. 障害福祉分野への理解促進と多様な人材の参入促進
3. 障害者の福祉・介護分野への参画促進

*福祉人材確保対策検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=198696>

2014. 9. 3 人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議：取りまとめ

- ▶ 厚生労働省・人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議では、8月25日に、対策の全体像をとりまとめた。「取りまとめ」について、概算要求への反映状況を追記し、改めて公表した。
- ▶ 今後、この取りまとめを踏まえ、①雇用管理改善（魅力ある職場づくり）、②潜在有資格者対策、③能力開発、の観点から、保育、介護分野等の人材不足分野等における人材確保・育成対策が進められる。

《介護・保育・看護・建設分野の人材確保・育成対策の全体像・概要》

【人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（仮称）】

- モデルコース（看護・保育分野等）：当該分野の事業主における雇用管理改善の試行を通じて、有効性やノウハウ等の把握・検証及び取組事例の収集を行い、雇用管理改善モデルの構築及び普及・啓発を図る
- 実践コース（介護・建設分野）：当該分野の事業主における雇用管理制度の導入支援を行い、雇用管理改善の実践の促進を図る

【保育・介護分野】

- 中小企業労働環境向上助成金 （拡充）
- 雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーン （実施中）
- 福祉人材確保重点プロジェクト （拡充）
- 3 センターとハローワークとの連携の抜本強化 （実施中）
- 認定職業訓練制度、キャリア形成促進助成金、公共職業訓練 （拡充）

【保育分野】

- ハローワークの福祉人材コーナーに配置した就職支援コーディネーターによる事業者に対する求人充足に向けた支援の実施 （実施中）
- 保育士・保育所支援センターの機能強化 （拡充）
- 保育士養成施設の受講料等一部助成、受講に必要な費用貸付（実施中）

【介護分野】

- 介護労働安定センターによる雇用管理コンサルタント等による雇用管理改善等援助事業 （実施中）
- 新たな財政支援制度の創設 （新規）

*人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議 取りまとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000056282.html>

略

2014. 8. 5 『雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーン』開催

- ▶ 厚生労働省は、介護・保育分野などにおける人材確保対策に、国をあげて取り組んでいくため、厚生労働大臣・副大臣から、関係団体に対し、雇用管理改善に関する周知・啓発を行うキャンペーンを開催した。

*雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーン

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000053444.html>

✓ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

2015. 2. 4 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会：中間まとめ

- ▶ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会（第7回）で了承された「中間まとめ」が公表された。
- ▶ 「中間まとめ」では、基本的な視点として、①技能実習（日本から相手国への技能移転）、②資格を取得した留学生への在留資格付与（専門的・技術的分野への外国人労働者の受入れ）、③EPA（経済活動の連携強化を目的とした特例的な受け入れ）などの制度の趣旨にそって施策を進めていくべきとしている。
- ▶ 2025年に向けて、最大で約250万人規模の介護人材を確保するには、国内の人材確保対策を充実・強化していくことが基本であり、外国人を介護人材として安易に活用するべきではないとし、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会での議論等を踏まえた「総合的な確保策」を講じることを掲げている。
- ▶ また、介護分野に外国人を受け入れるにあたって、①介護職に対するイメージ低下を招かないようにすること、②外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること、③介護は対人サービスであり、また、公的財源に基づき提供されるものであることを踏まえ、介護サービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること、について適切な対応が図られるような在り方について検討する必要

があるとしている。

***外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063725.html>

✓ 介護・障害福祉従事者の人材確保・処遇改善法

2014. 6. 20 「介護・障害福祉従事者の人材確保・処遇改善法」成立

- ▶ 「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案」が、（5月20日）衆議院を通過した後、参議院で可決・成立した。

《法律の趣旨》

○高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者（以下「介護・障害福祉従事者」という。）が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするもの

✓ その他

2015. 12. 1 雇用政策研究会：平成27年度報告書・公表

- ▶ 厚生労働省の雇用政策研究会は、「平成27年度雇用政策研究会報告書」をとりまとめ・公表した。
- ▶ 報告書では、雇用政策上の課題のうち、「人的資本の質の向上」「全員参加の社会にふさわしい働き方の構築」「人手不足産業」「地域の雇用機会の確保」などについて検討結果が整理されている。
- ▶ 人材不足分野における対策として、介護・保育などの個別分野の状況に応じた人材確保、労働環境改善、定着促進などの支援施策の必要性が述べられている。

《個別分野に応じた支援・概要》

【介護】

<現状・課題>

- 高齢化の進行に伴い介護ニーズはますます高まり、現状の施策を継続した場合、2025年に約37.7万人の介護人材が不足する見通し。
- 仕事内容そのものの負担に加え、処遇や労働環境が離職の主な原因。
- 三大都市圏、特に東京の近郊市において高齢化が急速に進み、介護ニーズもこうしたところで特に増大。

<今後の方向性>

- 就職活動期の高校生や大学生に対する情報発信強化等の参入促進。
- 労働環境の改善、キャリアパスの整備等を通じた定着支援。
- 介護ロボットの導入に向けた支援。
- 大都市圏の特徴を踏まえた広域単位での連携や在宅介護の推進。

【保育】

<現状・課題>

- 2017年度に向けて、国全体で新たに6.9万人の保育士が必要。
- 賃金・休暇・就業時間・責任・保護者との関係などを理由に保育士としての就業を希望しない有資

格者が多い。

○待機児童の約 4 割が東京都に存在しており、保育ニーズは地域的に偏在。

<今後の方向性>

○地域の多様な人材を活用した保育士の負担軽減策、短時間勤務の保育士の導入促進、職員の勤続年数や経験年数に応じた賃金改善など雇用管理改善を図るための各種取組を進める必要。

○全国画一的な対策ではなく地域の実情に応じた柔軟な対応が必要。

*雇用政策研究会「平成 27 年度雇用政策研究会報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000105744.html>

2014. 4. 16

「パートタイム労働法改正案」成立

- ▶ 「パートタイム労働法改正案」（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」、平成 26 年 2 月 14 日国会提出）が成立した。
- ▶ 改正案は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進を図るため、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱い禁止の対象者を拡大する等の所要の措置を講じるものである。

「パートタイム労働法改正案」 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/186.html>

12. 災害対策

〈直近の動向〉

▶ 2015.12.16 避難所の確保と質の向上に関する検討会(第3回)

- ▶ 内閣府は、市町村における避難所や福祉避難所の指定の推進、避難所のトイレの改善、要配慮者への支援体制や相談対応の整備等に係る課題について幅広く検討し、必要な対応策を講じていくための検討会を設置し(第1回・平成27年7月22日)、議論を進めている。
- ▶ 本検討会は、避難所の運営等に関する実態調査(平成27年3月内閣府(防災担当))により、避難所や福祉避難所が未指定であること、要配慮者への支援体制、相談対応等が未整備となっている市町村が多いこと等が判明した。また、平成26年8月、広島市で発生した土砂災害の際に避難所の生活環境に関する様々な問題が指摘されたほか、避難所のトイレの改善に関する課題などもあり、検討会はこれらの課題や問題を議論するものである。
- ▶ 主な検討項目としては、①内閣府(防災担当)が策定した避難所に関する取組指針等の見直し内容、②災害時のトイレの「モデルケース」の具体的内容、③避難所の確保と福祉避難所の施設・要員確保等に向けた今後の取組方策、を掲げている。
- ▶ また、主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、検討会にもとに「質の向上ワーキンググループ」及び「福祉避難所ワーキンググループ」が設置・開催される。福祉避難所ワーキンググループでは、福祉避難所の確保策、人材、運営等について検討が進められている。
- ▶ 第3回会議では、委員プレゼンテーション・関係者ヒアリングとともに、ワーキンググループでの検討状況を確認した。また、今後のとりまとめに向け「検討会アウトプットのイメージ」が示された。

* 避難所の確保と質の向上に関する検討会

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hinanz yokakuho/index.html>

〈経 過〉

✓ 災害対策基本法

2014. 1. 17 中央防災会議：防災基本計画の見直し

- ▶ 平成25年6月の災害対策基本法改正と大規模災害からの復興に関する法律とともに、原子力規制委員会における検討を踏まえ、防災基本計画の修正について議論された。
- ▶ 防災基本計画については、大規模災害への対策強化、原子力災害への対策強化の観点から、修正が行われた。
- ▶ 大規模災害への対策強化のなかには、住民等の円滑かつ安全な避難の確保として、指定緊急避難場所の指定による緊急時における住民等の安全の確保や避難行動要支援者名簿の作成・活用による高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導、安否確認の実施体制の整備が盛り込まれた。

2013. 6. 17 「災害対策基本法改正案」成立

- ▶ 4月12日に閣議決定され、同15日に国会に提出された災害対策基本法改正案が衆議院で可決、6月17日に参議院で可決、成立した。
- ▶ 本法改正では、高齢者や障害者など、災害時の避難に支援などが必要な人の名簿作成を市町村に義務づけ、その情報を、本人からの同意を得たうえで、あらかじめ消防や民生委員に提供することを可能にする。なお、名簿の作成や提供には個人情報保護法の制約があるため、政府は今後、市町村

向けの指針を整備するものとされている。

- ▶ 災害によって、自治体の機能が大きく低下した場合に備えて、国が救助活動や、障害物の撤去などを代行できる規定を新設した。

2012. 6. 27

改正「災害対策基本法」 公布

- ▶ 東日本大震災の主な教訓を踏まえ、所要の改正を実施

《参 考》

✓ 改正「災害対策基本法」（平成 24 年 6 月）の概要

(1) 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ◆国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
- ◆地方公共団体間における応援業務に係る都道府県・国による調整規定の新設、対象業務の拡大
- ◆地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進

(2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ◆救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
- ◆市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する都道府県・国による調整規定の創設

(3) 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ◆教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識向上
- ◆地域防災計画の策定への多様な主体の参画

(4) その他

- ◆国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

13. その他

《直近の動向》

《経 過》

2015. 7. 2 平成 26 年 国民生活基礎調査の結果・公表

- ▶ 厚生労働省は、「平成 26 年国民生活基礎調査」の結果をとりまとめ公表した。平成 26 年は、簡易な調査の実施年に当たり、世帯票は約 5 万 9 千世帯、所得票は約 9 千世帯を対象として調査し、世帯票は約 4 万 7 千世帯、所得票は約 7 千世帯を集計した。

《概要》※くゝは、平成 25 年調査の結果

1 世帯の状況

- 高齢者世帯は全世帯の 24.2% <23.2%> と 増加傾向

注：高齢者世帯は、65 歳以上の人のみか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の人で構成する世帯

- 児童のいる世帯は全世帯の 22.6% <24.1%>、児童のいる世帯の平均児童数は

1.69 人 <1.70 人> と 減少傾向

注：児童は、18 歳未満の未婚の人・平均世帯人員は 2.49 人 <2.51 人> と減少傾向

2 所得等の状況

- 1 世帯当たり平均所得金額は 528 万 9 千円 <537 万 2 千円>

注：所得は、平成 25 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の所得

- 生活意識が「苦しい」とした世帯は 62.4% <59.9%> と 上昇傾向

注：生活意識は、5 段階の選択肢であり、「苦しい」は「大変苦しい」「やや苦しい」の合計

*平成 26 年 国民生活基礎調査の結果

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa14/index.html>

2015. 6. 17 公職選挙法改正：選挙権年齢の引き下げ

- ▶ 公職選挙法改正法案が、参議院で可決・成立した。この改正により、選挙権が得られる年齢が現在の「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げられる。
- ▶ この法律は、一部を除き、公布の日から起算して 1 年を経過した日から施行し、施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用するとされ、来年夏の参議院選挙から適用される予定である。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 22 号」◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会